

（第一類 第七号）

第七十七回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 七 号

（一九二）

昭和五十一年五月十二日（水曜日）

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 熊谷 義雄君

理事 住 榮作君

理事 戸井田三郎君

理事 山下 徳夫君

理事 村山 富市君

理事 伊東 正義君

理事 大野 明君

理事 加藤 紘一君

理事 小林 正巳君

理事 田川 誠一君

理事 野原 正勝君

理事 山口 敏夫君

理事 島本 虎三君

理事 田邊 誠君

理事 田中美智子君

理事 大橋 敏雄君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君

出席政府委員

厚生政務次官 川野辺 静君

厚生省公衆衛生局長 佐分利輝彦君

厚生省社会局長 翁 久次郎君

厚生省児童家庭局長 石野 清治君

厚生省保険局長 八木 哲夫君

厚生省年金局長 曾根田郁夫君

社会保険庁年金保険部長 河野 共之君

運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君

委員外の出席者

大蔵省主計局共済課長 岡田 愛己君

大蔵省主計局主計官 梅澤 節男君

大蔵省理財局長 金第一課長 石川 周君

自治省行政局長 桑名 靖典君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動

五月十二日

辞任

中山 正暉君

羽生田 進君

補欠選任

浦野 幸男君

佐藤 孝行君

同日

辞任

浦野 幸男君

佐藤 孝行君

補欠選任

中山 正暉君

羽生田 進君

五月十一日

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）

戦時災害援護法案（片山湛市君提出、参法第一五号）（予）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）

○熊谷委員長 これより会議を開きます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。寺前殿君。

○寺前委員 私は最初に、基本的な態度について大臣にお伺いしたいと思います。

一九四五年度の広島に原爆が投下された事情について、広島県警察部のその年の十一月三十日現在の調査によると、死者は七万八千五百五十人、その他重軽傷、行方不明、罹災者など合わせると三十三万六千五百四十五人、それに軍関係者を入れると被爆総人口は四十万前後であったと推定されるということを言っております。また、同年の長崎市に対すると同様の投下についても、県当局が八月三十日現在で明らかにしている点によりますと、死亡者数は一万九千七百四十八名、重軽傷、行方不明者を入れると六万二千六百六十五という数字になっておりましたが、同年十月二十三日現在の発表になるとさらにふえて、死亡者数は二万三千七百五十三、重軽傷、行方不明、罹災者数を含めると三十三万八千九百五十五というふうになっております。いかに恐ろしい爆弾であったかということがこの数字自身も示しておりますし、その後の罹災者の方々の実態からもその恐ろしさをうかがうことができるのであります。

そうして、いま戦後三十一年、被爆者の多くは老齢化し、いままな放射能障害や精神的不安、生活苦にさいなまれております。政府は、被爆者の念願にもかかわらず、国家補償の立場に立たず、現行医療法、特別措置法により、ごく限定された生存被爆者の健康だけを対象にした措置しかとっており、しかも、その内容もきわめて不十分であると思ひます。被爆者の置かれていたこれらの現状を踏まえて、いまこそ国家補償の立場に立つ援護措置を講ずべき段階だと思ひます。

内容としては、医療の全面的給付、被爆者の生活給付、遺族に対する遺族給付など、さらに被爆者の根治療法確立のための研究施設の設置を初め、全国的重要都市に原爆病院や相談所などを設置して医療体制の整備を図り、そして、アメリカの手によって投下された世界最初の恐るべき、非戦闘員を含めて投下されたこの責任を追及するとともに、国家的な責任を感じる措置をとられるように私は願うわけですが、最初に大臣に、この立場についてどういうふうにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

○田中國務大臣 いま寺前さんのおっしゃった趣旨について、一部は厚生大臣として御答弁申さなければならぬものもあり、一部はまた直接私の所掌でないような問題についてもコメントがございましたが、とりあえず私の所掌に関する問題についてお話を申し上げます。要するに、いま政府のとりえている二法系統の措置を乗り越えて援護法を制定すべしということではなからうかと思ひますが、私、るる説明をいたしたところでございまして、その後も実は私の心境は変わっておりないうわけでございます。

今日、こうした方々に対してどういう施策をとるかということについては、一般的には、やはり社会保障としては、いかなる理由、理由によろうとも、現状を把握してそれに対処するというのが普通でございますが、原爆被爆者は特別な事情がある。それは、放射能を多量に浴び、身体に疾病を受けている、そしてそれがかりやすい、治りにくい、固定をしない、不安がある、こうしたことは他のいかなる方々にも見られない事象でございますので、特別な法律をつくって、そうした方々に対して他の方々と違って、なにかずく他の被災者と違った特別な措置をとっているわけでありま

す。そうなりますれば、これについては、現在のそうした身体に傷を受け、そして体がよくない、病にかかりやすい、治らない、あるいは不安であるというところに着目した制度であるべきでありまして、またそうなれば、そうした者を

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号

昭和五十一年五月十二日

対象にして制度を打ち立てていくというのが、公平の見地から見れば私は妥当な措置だというふうに思うわけでありませう。かようなわけで、私どもとしては、二法の系統を主軸としてこれを充実強化していくということが、この問題に対処する一番いい方法だというふうに思っているわけでありませう。

○寺前委員 重ねて問題を提起しますが、あの、国民を戦争に駆り立てるために重要な役割をした諸君たちが、戦後、極東裁判といわれる裁判にかけられて、そして一定の措置をとられました。このAクラスの戦犯あるいは戦犯容疑者が、それでは今日どういう扱いを受けているのか。ちょっと一端を見るだけでも、たとえば内大臣の木戸幸一という人は戦争責任を問われて終身刑に処せられております。ところが今日では年額三百六十万円の恩給をもらう生活をしている。戦争を進めた、こういう犠牲をつくり上げた、そういう人が、十二で割って月に直すと三十万円からの恩給をもらっているときに、一方では、戦争の犠牲、なかんずくこういう非戦闘員を皆殺しにまでするところの武器を使われ、その犠牲を受けた人々が一体どうなっているのか。それは病気の関係、問題を中心としただけの対策で果たしているのか。そして、しかも今日、三十一年の間、この戦争の原爆の被害の結果から、その家族がその人を見ていかなければならないという生活上の問題もあれば、あるいはまたその看病の問題からも全力をふるっておられる。そしてその間においては、幾つかの何らかの補償をもら取っておったとしても、たとえばだんなさんが亡くなって残された、看病しておられたところの奥さん、そこには何ら遺族に対するところの措置もない。三十年間付き添ってめんどろを見なければならぬ、残された者は何もないという姿。この二つを対置して見たときに、そういう現行法だけで事足りるというのは少し検討し直すべきじゃないだろうか、私はそう思うのです。

したがって、閣僚として厚生大臣が、閣議に援護法の制定の問題について改めて真剣に考えることを積極的に提起すべきだと思いますが、重ねて御意見を聞きたいと思ひます。

○田中事務大臣 いま、かつての連合国によるところの戦犯の処遇についてのお話と対比をしてこの問題をお話しをされました。そうしたお話が出ることは、私も心情的に理解ができないわけではございませんが、それはそれとして、別の法体系のもとにそのような組織になっているわけでございます。

原爆被害者につきましては、私どももいたしましては現在の二法の系統をもつて対処するのが適当であると考えております。しかし、時世の推移に應じて、この二法の系統の措置というものを充実強化していくということが私は適当だと思ひますので、援護法をこの際提議をせよということですが、閣議で発議をしたり、あるいは申し上げるつもりはいまのところありません。

○寺前委員 私はきわめて遺憾に思ひますが、話を進めてみたいと思ひます。

現行の制度の中において一つの問題点は、認定制度にあることは戦後の被爆者の中において大きな位置を示してきました。最近この認定が厳しくなってきたというふうな一般的に言われているのですが、それは間違ひございませんか。

○佐分利政府委員 原爆医療法第八条第一項の認定患者の制度でございますが、その運用について、医学的にも事務的にも厳しくなっているというところはございません。ただ、すでに被爆後三十年以上を経過いたしましたので、いろいろ事実を証明する資料の収集その他非常に困難になってまいっておりますので、審査に若干手数のかかるケースもふえてまいっております。また、従前に比べますと、申請の中の認定の合格率が下がってきているというところは事実でございます。

○寺前委員 私の手元に、ことしの三月三十一日、公衆衛生局の企画課が提出したところの認定疾病の処理状況があります。三十二年から四十六年を見ると、認定率は八八・九%、四十七年は五四・三%、四十八年は五一・二%、四十九

年は五二・一%、ところが五十年度になると、それが途端に三四・一%というふうな極端に落ちてきているわけでありませう。したがって、いま局長さんがおっしゃられた、三十一年もたつとなかなか困難な事態の問題が生まれてきている、私もそうだと思います。

（委員長退席、山下（徳）委員長代理着席）

それだけに、それに対応するところの処理はきわめて重要だというふうに思ひます。もっと現実的に処理をしなければならぬ困難だという事態が生まれてきているというふうな思ひわけでありませう。

そこで、その第一点であります、昭和四十六年の七月に原爆医療審議会が、認定に当たってA、B、Cランクに對するところの答申を出しておられます。この答申では、Aについては、申請者の傷病は原子爆弾の放射能に起因する可能性を肯定できる。Bは、申請者の傷病は原子爆弾の放射能に起因する可能性を否定することはできない。Cは、申請者の傷病は原子爆弾の放射能に起因する可能性を否定できる。この三つのランクをお決めのようになっております。そこで、A、Bについては可能性を否定することができないという段階までです。Cだけは明確に否定することができ

る。この三つのランクから言えることは、挙証の責任を当局の方がとって、そして、Cは明確に否定することができ、A、Bについてはそれは否定する根拠がないんだから、これは認定できるじゃないかという方向でこの答申は検討されたと思ひます。私は前にこの件について質問をしたことがありますが、重ねてこの場で、三十一年たつた証拠を集める上において本人の挙証に依拠してはむずかしい問題がある段階だけに、この問題はきわめて重要な位置を占めようと思ひます。問題はきわめて重要な位置を占めようと思ひます。問題はきわめて重要な位置を占めようと思ひます。

○佐分利政府委員 御提案の御趣旨はわかるのでございますけれども、この種の制度の運用に当たりますのは、事務の簡素化、迅速化を図ると同時に、公平化と申しますか、公正化ということも十分に注意しなければならぬわけでございます。

そこで、認定患者の認定の際に、むしろ行政当局が挙証責任を持つというふうな考え方は、態度で今後進めたらどうかというお話でございますが、被爆後三十年以上もたつてまいりますと、行政当局としてもなかなかの確かな資料あるいは証人を得にくいというふうな状況になってまいります。しかしながら、全国各都道府県で見ればいろいろ問題があるのかもしれないけれども、たとえば広島とか長崎におきましては、県や市の行政当局もできるだけ御援助をして、本当の被爆者の方、また本当の認定患者に当たるような方々はできるだけお救いをしていくという努力をしているところでございます。ただ、その際も、すでに被爆後三十年以上たつておりますので行政当局の力のみでは解決できないのでございまして、やはり医療機関あるいはその他の住民の御協力も得なければなりません。そういう関係で、行政当局と医療機関、住民等一体となって、先生の御提案の御趣旨を体して、今後認定制度の迅速、適切な運用を図っていくべきであらうと考えております。

○寺前委員 この四十六年の医療審議会の答申に基づいて、いまも体してやっていたいというところをおっしゃっていましたが、疑わしき者は認定するという態度で処理をするというふうな当委員会でも私は聞いたように思ひますが、間違ひございませんか。

○佐分利政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、認定に当たりましては医学的な側面と事務的な側面がございます。したがって、医学的な側面につきましては疑わしき者は認定するという態度をとっております。現にそうしております。

○寺前委員 そうすると、それは指導方向としてきちっと確立しておられる以上は、都道府県に対して通達を出しているのでしょうか。

○佐分利政府委員 そのようなはっきりしたものは出ていませんけれども、おおむねそのような趣旨を述べたものはございます。また、私どもは、

全国衛生部局長会議あるいは原爆対策所管課長会議等において、そのような点について強く指示しているところがございます。

○寺前委員 この問題はきわめて大事な指導方向の立場の問題ですから、当委員会でお述べになった立場に立つて各都道府県に公式に通達としてお示しをいただきたいと思いますが、大臣、いかがなものでしょう。

○佐分利政府委員 ただいまこれに関連する通達を正確に覚えておりませんので、ここで直ちに約束をするわけにはまいらないのでございますが、従来の通達をよく点検した上で、必要があればそのような手続をとりたいと思います。

○寺前委員 そこで、この認定に關係して幾つか引き続いてお聞きをしたいと思いますのですが、局長さん自身が述べたお話を思い出したように、手続が少し遅くなるという問題をお述べになっておりました。私の手元に、昨年八月上旬に提出した岩手県の人から、こういう話が来ているのです。高橋武夫さんという方ですが、認定申請を昨年の八月に出したけれども、本年の一月三十日付で認定になった。そして本人宅に連絡が来たのは三月であった。ところが御本人は昨年の十二月にすでに死んでしまわれた。いわゆる死後認定という形になっているわけです。岩手県を調べてみますと、被爆者総数で百十名です。ところが、死後認定が何と三件、認定却下が二件あって、両方合

わせて死後に態度が決めたというものが五件も出ている。総数で百十名という状況の中で五件も出てくるということは、テンポとしてもよほど考えなければならぬ事態が生まれているのじゃないだろうか。特に被爆者の多くが老齢化してきているという事態だけに、この処理問題の改善は直ちに何らかの具体的な措置を考えられる必要があるのじゃないだろうかと思うのですが、こういう問題に対して何か具体的に検討されているのでしょうか。

○佐分利政府委員 前回の御質問のときにもお答えしたかと思いますが、事務の簡素化をまず図らなければならぬ。そうすると、主治医の意見書とか診断書、こういったものも許される限り簡略化を図りたい。また次に、その認定に当たりましてでもできるだけ事務をスピード化したしたい。ただ、先般来申しておりますように、三十年以上たっておりますので、どうしても必要な資料が不備である、ないという場合があつて、差し戻されるケースがふえてきているわけでございます。しかしながら、ただいま御指摘のように被爆者も老齢化してまいりましたし、このようなケースの割合も以前に比べればだんだん高くなつておりますので、なお一層事務の迅速化について努力をいたしたいと考えております。

○寺前委員 八カ月かかったとか、いろいろ出てくるわけですし、死後認定もこういうことになってきておりますので、たとえば二カ月に一回開いている医療審議会、これもおくらせる一つの原因にもなるでしょうし、あり方をもっと合理的に、テンポを早めるように再度御検討いただくことを提議しておきたいと思つております。

それから次に、認定の問題で問題になるのは、原爆投下後に入市したという問題ですね。原爆投下後に入市された人に対しては認定しないというような方向が何かあるのかどうか。入市したということによって左右されるということになっていないのかどうか。一つはそれについてお聞きしたいのと、それから爆心地からの距離がチェックする一つの内容になつていのかどうか、そこをちよつとお聞きしたいと思つております。

○佐分利政府委員 まず第一の御質問の入市者の考え方でございますが、これは入市者の場合も認定対象の対象にいたしております。特に原子爆弾爆発直後から救急活動に従事した方というのはかなりいらっしゃるわけでございますから、そういう方は最も問題になるわけでございます。

第二の、爆心地からの距離の問題でございますが、これはおのずから世界の医学界、日本の医学界でコンセンサス、定説というものがあつたわけでございます。しかしながら、物事はそう割り切つて運用するわけにもまいりません。また実態として、たとえば三キロの点で瞬間被爆は受けたけれども、後で直ちに入市をした、もつと近い距離に入つていったというような方もあるわけでございますから、そういうことなどもよく勘案して認定の適正を図つていこうと思つております。

○寺前委員 ちよつと念のために聞いておきますが、いまおっしゃつた勘案してということとは、チェックする条件にしているという意味ですか、それとも、疑わしきものは全部入れるんだ、だから、距離が離れているからそれはまたそれとは別個にチェックされるんだというのか。疑わしいというところになつたら距離も何もあつたものじゃないし、入市条件であるうと何であるうと疑わしきものは疑わしいので、何もそういうチェックをとらざる必要はない、私はそう思うのですが、何かそこは矛盾しているように感ずるのです。ことさらそういうふうにはしていないのか、ことさらしているのか、そこはどうなんですか。

○佐分利政府委員 そのあたりは申請の際の行政指導で指導が行われているわけでございます。通常は、先ほど具体的に申しましたように、三キロで被爆したけれども、爆発直後さらに一キロの地点に入つたというようなことが申請書に書かれてくるわけでございます。また、書かれていないときには、そういうことがあつたかどうか、こちらの方で調べているわけでございます。

○寺前委員 ぼくの言うているのは、ことさらにチェックするの。疑わしきものは全部認定するんだという立場から言うたら、ことさらにチェックするということと矛盾してきませんか、こういうことを言うておるのです。

○佐分利政府委員 いまのような、何キロで被爆した、あるいは何キロの地点に入市したというようなことは、先ほど申し上げました事務的側面の問題でございます。純粋な医学的側面の問題ではございません。したがつて、そういった当時の事務的な側面から見た事実關係については、これは被爆者に対する事務の運営の公正化の立場から

厳しくチェックをしているところでございます。○寺前委員 片一方では公正化から厳しくチェックする、片一方では疑わしきものは認定する、これは矛盾しませんか。認定というのは、疑わしきものは認定するという前提に立つたらそんなことはチェックの条件じゃないじゃないか。もうそれだけだと私は思うのです。認定というものはそういうことだと言ふのだったら、そこがちよつともわからない。

○佐分利政府委員 先ほど申しましたように、まずその被爆者が当時どういふふうな状態に置かれていたかということが一つの問題になります。それから、その後どういふふうな発病してどういふふうになつていのかという医学的なことが問題になるわけでございます。医学的な面につきましては、先ほど申しましたように、現在の医学の通念で疑わしいと思われるものは全部救うという方針でございますが、当時の被爆の事実關係につきましては、やはりこれはかなり厳しくチェックをいたしませんといふ問題が起つてくるのでございます。その端的な例は、これは認定患者ではございませんけれども、先般の広島における原爆手帳の不正交付等の問題、こういったことが具体的な事例にならうかと思つております。

○寺前委員 いや、ぼくはちよつとも理解できないんだ、局長さん。疑わしいというのは、原爆に起因して疑わしいと言つておるのだ。そのこと自身は疑わしい中に入つてしまつていけるのだ。それをことさらにチェックするというのは筋が通らぬ話じゃないか。何か相矛盾した意見だな、こう思うんだ。だから、疑わしきものは認定すると言へば、それ以外のチェックはない。きわめて明確だ。疑わしい中には、前提に被爆者であるという前提がなければ話にならないのはそれは当然だ。そうでしょう。特別なチェックじゃないじゃないか。その点ははっきりしておきなさいよ、私は聞いておつてもうそこそこよくわかつたから。疑わしきものは認定する、これ以外にありません、ぼくはそれはあたりまえだろと思つただけだ

○寺前委員 私は、被爆していない人に被爆だというようなことを言えということを行っているの

じゃないので、被爆者であるということは当然でなければならぬ。その場合に、疑わしいときには認定するという態度をおとりになった。ぼくは、それ以上のことはないじゃないか。そして、入市者であろうと、距離が離れておたって、いろんな関係でどういう被爆の状況になるかわからぬ。だから、疑わしいものは全部採用するという基本であくまでも通してもらうということを強くお願いして次にいきますが、そういう点は、私は認定が減ってきている問題との関連で何か新しく対応されたのかなと思ってちょっと聞いてみたので、そうじゃないのだったらそれで結構です。

それから、この間もちょっと聞いておりましたら、外傷性のケロイドの人の認定がここで問題になっていました。ところが、私の知っている限りでは、これは大阪のある病院の患者さんの実態を調べてみたら、昭和四十七年の三月六日に、ある女の人、大正十年生まれの女の人が広島で受けた、それでケロイドがある、熱焼瘢痕治療障害とすることによって加療中、認定、こうなっているのですよ。それから大正五年生まれの女の人が、やはり

手術をするような場合に認定するというのが原則でございます。ただ、ケロイドの状態あるいはその被爆者のいろんな心身の状態によっては、手術、つまり外科的な治療ではないが、内科的な治療をしなければならないという場合もあり得るわけでございまして、そのようなケロイドによって何らかの内科的な治療が必要という場合には、認定患者として認定することができると思います。

○寺前委員 時間の関係がありますので先に進みますが、健康診断で、視覚障害が全被爆者の四〇・八%にまでずっと達してきております。この中でも白内障の有病率が被爆者の中では非常に高いということとは、もう一般的常識になってきています。ところが、現在の検査項目を見ると目の問題は入っていない。さらにまた、がんの問題が被爆者にとって高い位置を占めるようになってきております。ところがこういう問題についても検査項目の中では出てこないことになってしまふ。ですから、そういう意味では健康診断の一般検査のあり方について改善をする必要があるのではないか、検査項目その他についても。同時に、そのことは現在の検査料単価そのものも、一般で千八百二十円、精密で四千二十円というふうに五十一年度予算でなっていますけれども、その辺もちょっと低いということになるのではないだろうか。ちなみに、公害の場合の検査状況を見ても、大気汚染のぜんそくについては八千九円の単価になっているし、あるいはその第二地域の水俣なんかを見ると三万四千二百八十六円という数字にもなっている

○佐分利政府委員　まず、健康診断の検査項目の
問題でございますが、これはやはり、原爆に基づ
く疾患あるいは原爆の影響があると思われる疾
患、そういったものについての医学の進歩と合わ
せて内容は変えられていくべきものであらうと思
います。ただ、基本的に申しますと、集団検診と
いう方式にはおのずから限度がございまして、あ

る一定水準の検査以上はとてども集団検診ではやれないということになってくるわけでございます。そこで、そういった医学の新しい知見、また実施可能かどうかというようなことも考えながら絶えず検討し、改良を加えていかなければならないと思うのでございますが、たとえば、先ほどございました目の検査でございますが、これもトラホームの健康診断のように、まぶたをひっくり返してみればわかるというものではないわけでございまして、もうすでに指定医療機関が四百、また一般疾病医療機関が三万六千あるわけでございますから、そういう方々はそういった指定医療機関、担当医療機関で診ておもらいになればどうであらうかと思うのでございます。がんについては、これは集団検診でどこまでできるかという問題のほかに、先ほどの医学の考え方にかかわってまいりますけれども、現在のところ、たとえば胃がん、子宮がんが明らかに原爆放射線によってふえるという確たる知見がないわけでございます。そういう関係で、二つの面から集団検診に取り入れていないわけでございます。

また、単価については、年々単価を引き上げて改善に努めているところでございますけれども、まず第一次の集団検診の単価については、これは検査項目によっておのずから決まっております。ただ、保健所でもやります場合と、また受託医療機関でもやりになる場合ではおのずと単価が変わってまいりますけれども、しかし、一次集団検

○寺前委員　ぼくは、一般検査というのはいま被爆者が一番直面しているところの問題で、きちっと検査をしてあげるところの問題で、きちっと思うのです。三十一年たってきたら、その間にはずっと被爆の原因に基づくところの諸関係に変化が生まれてくる、これは当然のことだ思うのです。その変化が主まらているやつことばつうのです。

と合った検査をやっていくというのは、もう当然のことだろうと思うのです。そのことを早く発見することによってそれに対する対応策も出てくるということ、当然検査項目についても検討をし直していくというのがぼくはあたりまえだと思ふのです。それが専門医の場所で行った方がいいというのだったら、専門医中心の一般検診という問題を提起して、皆さんおいでなさいよと、こういうふうに行っていくのがぼくは親切なやり方だと思ふのです。それは、そういうものが出てきておるからそっちへ行つてやりなさいということじゃなくて、やはりその時代に合った検査項目を検討して、それを中心にして検討していこう、それに必要な予算をどうしたらいいだろうか、こういうふうを考えていくのが当然だと思ふのです。これは現時点においても客観的に明らかなんだから、どの分野がいまの段階における多い部分になつてきている、これを早期に発見することが重要だ。私がさっき言ったようなことなだから、これはぜひとも再検討してもらいたい。どうです。

○佐分利政府委員 先ほど来申し上げましたように、集団検診の限界、また現在の集団医学の限界、そういったいろいろな問題があるのでございますが、御指摘のように、被爆者の年齢も上がってまいっております。また、放射線影響研究所等の成果からまた新しい原爆放射線と疾病との関係も逐次明らかになってきておりますので、そういったことを取り入れながら内容を絶えず改善していく必要はあるかと思ひます。したがって、こういった問題につきましても、原爆医療審議会の御意見なども聞きながら検討を進めてまいりたいと存じます。

○寺前委員 それじゃ、それをひとつやってください。

それから、昨年の段階から新しい問題になってきたのに保健手当の問題があります。もう細かいことは省略いたしますが、二キロという境界問題があります。これは私は社会保障制度審議会でも提起した問題であり、社会保障制度審議会の答申の中でも、保健手当の支給範囲についてはその根拠に明確な点を残しているということをわざわざ提起されている問題であります。実態を見ましても、たとえば健康管理手当、これは被爆者のかかりやすい病気ということで出されたところの手当です。それを見ると、たとえば広島市の場合、五十一年三月末調べを見ると、健康管理手当が支給されているのは二キロ以内の人が一万四千五百九人、二キロ外の人が九千七百七人、これは広島市の例ですよ。こういう実態になっているわけですから、二キロ以内の被爆者であろうと二キロ外の被爆者であろうと、これはもう同じように多くの人たちがもらっているという事実が否定することができないわけですね。

この保健手当はこう書いてありますね。「近距離で直接被爆した人に日ごろから保健上の注意を払うことができるように支給されます」と、被爆者ハンドブックに書いてあるのです。「日ごろから保健上の注意を払うことができるよう」、そうすると被爆者のかかりやすい病気というのを対象

にして健康管理手当を出しているのですから、これはかなりやすい病気、だから日ごろから注意せんならぬ病気、その手当をもらっている人が二キロ以内も二キロ外も同じ数あらわれているということになったら、この日ごろから保健上の注意を払わなければならぬ人を二キロで制限しなければならぬという理由は一つも明らかにならない。だから、二キロを基準とすることの根拠は、私は学問上の話ではきょうはやめますよ、現実の問題から見てきわめて不合理じゃないか。だからこれは改善する必要があるという問題をひとつ聞きたい。簡単に答えたいですか。

それからもう一つは、長崎の原爆病院を調べてみたら、健康管理手当に關係する問題ですが、消化器系の疾患の人がかなりふえていっているのです。前にこの健康管理手当の疾患対象を、八疾患であったものが十疾患に現実的に対応されたのだけれども、それでも四番目か五番目くらい

のところに消化器系の疾患が位置してきているということになってみると、この問題についても対象について検討する必要があるというのじゃないか。私はこの二点を最後に聞いて終わりたいと思うのです。

○佐分利政府委員 まず第一に、保健手当の二キロの問題でございしますが、保健手当は、まだ特別手当も健康管理手当もおもひになつていない被爆者の方々の中で、原爆放射線のためにあるいは今後健康障害が出てくるかもしれない、そういう方々にその予防を主たる目的として差し上げる手当でございします。そういう関係で、どうしても医学的、科学的な根拠に基づいて線引き、キロ数は決めていかなければならないと考えております。

次に健康管理手当、現在十種類の障害が定められているわけですが、消化器系の障害がまだ定めていない、原爆病院で見てもそういう人たちが第三位に上がってきているではないかというお

話でございします。これにつきましても、あと残っております問題は、御指摘の消化器系の機能障害、それと皮膚系統の障害、こういったものではないかと思ひますが、一般的に日本の国民に非常に多い障害、疾病でございまして、特に原爆被爆者の方に多いという確たる証拠がまだ得られていないのでございします。しかしながら、四十九年十月から呼吸器の機能障害と運動器の機能障害を新たに加えましたときも、第一線の指定医療機関あるいは医療担当機関のお医者さん方の御意見を集約したという形で原爆医療審議会委員から提案されて、御審議の結果追加したものでございします。今後もしやうに第一線の御意向というものをよく反映させながら、こういった問題は慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○寺前委員 大臣に最後に伺ひます。先ほどの二キロの問題は制度審においても答申の中に書いてあるわけですが、現実的な実態から見てもこれは再検討しなければならぬ段階に來ているのだ。せっかく出されたのですから、この問題について審議会の方からもそういう問題が提起されているので、大臣としてはどう対処されるのか、それを最後に伺ひたいと思ひます。

○田中務大臣 保健手当の支給対象、具体的に言つと爆心地から二キロメートルということについて、いろいろ国会の内外で議論のあることを私もよく知つております。これについては、国際放射線防護委員会の結論に基づいて、人間が一生に一度だけ浴びる放射線の量のグレンツというものを考へてやつたということになっておりますが、こういうものについて、一体どの程度で線を引くかということについてはいろいろな角度から問題があると思ひますが、私どもとしては、現在身体上何にも障害のない人について特別な配慮をして何と手当を出すということではございします。しかし、この放射線医学に関する研究が進んで、新しい成果が出てまいりますれば、そういう

たことによつてまた改善することはやぶさかではありませぬ。

○寺前委員 終わります。

○山下(徳)委員長代理 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 被爆者の問題について質問いたします。

昨年の特別措置法の改正案の審議のときに、附帯決議として「相談業務の強化」ということがうたわれております。これは昨年だけでなくて、毎年この附帯決議が出ていっているわけですが、相談事業の強化ということが出ていっているわけですが、それを厚生省は一応お認めの上、四十八年度から五十年年度まではこの予算を概算要求のときに大蔵省に要求しているわけですね。一応要求しているということでは、熱意がどこまであったかは別としても、一応やろうという気持であつたということは認めたいと思ひます。それをどうしてと、五十一年度の予算要求のときにしなかつたかということ。それはもう昨年も附帯決議でございまして、これを強化するということを五党一致でやっているわけですね。それをなぜやらなかつたのかということ。これをまず大臣に伺ひたいと思ひます。

○佐分利政府委員 この問題につきましては、私も非常に重大な関心を持って四十八年以来臨んできたわけでございます。端的に申し上げますと、広島と長崎の間でこの相談事業の推進の仕方について意見の相違があるわけでございます。そこで、私どもといたしましては、両県の被爆者の方々の意見を調整した上で、必要があれば五十二年

度の予算要求でも再度提出をいたしたいと考えている次第でございします。

○田中(美)委員 そういふお言葉を毎回おっしゃるわけですが。昨年、五十年四月二十三日のこの委員会でも佐分利政府委員、あなたは同じことを言っているのですね。毎年同じことを言つて、そして附帯決議には、強化する、こういつている。相談事業というのはそんなに大変ですか。

○佐分利政府委員 昨年は、予算を要求したけれども予算が入らなかつたということで、そのいき

さつを御説明したわけですが、ただいまは、五十一年度の予算要求をしなかつた、その理由について御説明をしたわけでございます。ただ、相談事業というのは、国が補助金を組むということも最終的には必要であるかもしれませんが、一義的にはやはり県なり市なりにおける事業がどうなっているかということが大切であらうかと思ひます。そういう観点から拝見いたしますと、全国の都道府県というわけにはまいりませんが、特に広島とか長崎では、県、市、保健所、それに社会福祉事務所、こういったところが特別な相談室等も設けているわけでございます。そのような方法で相談事業の実が上がつていけば、それで被爆者のためにもなっているのではないかと考えております。

○田中(美)委員 いまのお言葉は根本的に間違っていると思ひます。大臣、ちょっと聞いてください。原爆というのは県や市に任せて済むものではないです。あの方たちは自分で好んで原爆の被害を受けたわけじゃないです。国が勝手な戦争をして、この戦争が間違っていたということはいまわかつていますし、そしてその結果、何の罪もない人たちが国によってやられたと言つてもいいような——これはアメリカがやつたわけですね。しかし、アメリカに賠償をしてもらうことを日本の政府が放棄したわけですからね。ということ、日本の政府に賠償の責任があるという、こういう大きな問題です。国の問題ですよ。ですから、この国会の中の社会労働委員会、相談事業を強化するという附帯決議をいつも、自民党も含めてやっているわけじゃないですか。それを、県がやつていて、これが役に立っていないというところは反対の問題であつて、国がやらなければならない、見ていられないために県や市が、金がないから幾らかやっているとすることにすぎないわけじゃないですか。それをいいことにして、いかにも国は責任がないみたいな、県と市がやっているといいいといううな、そんな佐分利さんの答弁ではもう聞きたいと思ひません。

大臣、この附帯決議——附帯決議というのはた

だくつておけば野党が承知するから、政府としてはそれは考える余地はない、こう考えていらつしやるのですか。大臣、答えて下さい。これは基本的な問題ですから。

○田中(美)委員 佐分利局長のいまの話、私、言葉が足らぬものですから先生誤解したんじゃないかと思ひます。国がやらなくてもいいんだ、こういうことではない。こうした相談業務というものをどういう機関でやればいいのか、こういうことを申したと思うのであります。たまたま両市で、地方公共団体の機関でやっておるし、そうしたことでもたまたま程度の目的を達せられるんじゃないか、こういうことで、これで国が免責されるとか手を染めるべきではないんだという意味ではない。その業務の実態が、一体どこでやるならば一番よくやれるかということをお願いしたのだらうと思ひます。かようなわけで、こうしたことについて必要があるとするならば、どこかの機関で実際にやるかは別として、やはり国としてもできるだけのことに於いての援助をする必要があるということならばやつた方がいいんじゃないかと思ひます。

ただ、私ちょっと聞いたのですけれども、被爆者の相談業務を、相談員とは言い条、こういう個人に相談することについて若干違和感を感じる向きがあるんだということをちょっと聞いた。本当か、うそかはわかりませんが、聞いた。したがって、オフィシャルなところで相談業務をやつた方がいいんだという議論も私聞いたことがございまして、こうしたことをめぐって少し検討してみようかなというのでいまお尋ねのようなことになつてゐるわけですが、よく検討してみたい、かように思ひます。

○田中(美)委員 公衆衛生局長の言葉を大臣が弁護してやるといふのですか。これは反対じゃないかと思ひます。いいまの大臣のお言葉でも、やつた方がいいなら、それはやつてもいいと言つけれども、やつた方がいいんだということは、この社会労働

委員会の中で毎年附帯決議で、やつた方がいいという結論が出てゐるんじゃないですか。それをまだ出ないやうに、やつた方がいいかどうかかわからないから、やつた方がよければやるといふ姿勢の中に、五十一年度、この予算を取らないということがあると思ひます。

そして、プライバシーの問題だとか何だとか言いますけれども、相談事業というのは、何も相談したくない人は行かなくていいわけですよ。それから第一、プライバシーが暴露されるやうな、そういう相談事業をつくらなければいけないわけでしょう。隠したいというものは相談の中で幾らでも隠せる。これは家庭裁判所だつて何だつてそうじゃないですか。福祉事務所だつてそうじゃないですか。福祉事務所がみんなばらしてゐますか。そんなことはないじゃないですか。それは、あなた方がやりたくないというところから、そういう一部の意見を金科玉条のやうに引き出してきて、そういう言い方をしているのだから、どうか考えられないと思ひます。

いま大臣が検討なさるとおっしゃいましたので、時間がありませんので検討していただくということを確認いたしました。また今年度も附帯決議できらつとつくと思ひますので、来年度は必ずこの概算予算を強く請求し、大蔵省からの予算を取っていただく。私たちも被爆者と一緒にそのために全力を挙げたいと思ひますので、その点、一応了承して次の質問に移ります。

二番目の問題ですが、特別手当をもらつてゐる方で生活保護をもらつていらつしやる方はいまい何人ぐらいらつしやるか。

○翁政府委員 世帯にいたしまして二百七世帯でございませう。

○田中(美)委員 この二百七世帯の人たちが保護手当をもらつると同時に特別手当をもらつてゐるわけですが、これはいままで放射線障害加算というので、半分だけ認定されるという形になつてきたわけですね。これは今後どうしていくわけですか。これもいままで何遍もこの国会の附帯決議にもあり、毎年検討するという形で来ているわけですよ。全国でわずか二百七世帯です。一体幾らの金額になるのですか。今度政府がまだ白紙還元してないロッキードの飛行機、ボデーだけでも六十億、七十億、こう言われているものを、一体幾

委員会の中で毎年附帯決議で、やつた方がいいという結論が出てゐるんじゃないですか。それをまだ出ないやうに、やつた方がいいかどうかかわからないから、やつた方がよければやるといふ姿勢の中に、五十一年度、この予算を取らないということがあると思ひます。

そして、プライバシーの問題だとか何だとか言いますけれども、相談事業というのは、何も相談したくない人は行かなくていいわけですよ。それから第一、プライバシーが暴露されるやうな、そういう相談事業をつくらなければいけないわけでしょう。隠したいというものは相談の中で幾らでも隠せる。これは家庭裁判所だつて何だつてそうじゃないですか。福祉事務所だつてそうじゃないですか。福祉事務所がみんなばらしてゐますか。そんなことはないじゃないですか。それは、あなた方がやりたくないというところから、そういう一部の意見を金科玉条のやうに引き出してきて、そういう言い方をしているのだから、どうか考えられないと思ひます。

いま大臣が検討なさるとおっしゃいましたので、時間がありませんので検討していただくということを確認いたしました。また今年度も附帯決議できらつとつくと思ひますので、来年度は必ずこの概算予算を強く請求し、大蔵省からの予算を取っていただく。私たちも被爆者と一緒にそのために全力を挙げたいと思ひますので、その点、一応了承して次の質問に移ります。

らになるのか。なぜこれを全額加算しないのかということなんですか、なぜなんですか。

○翁政府委員 生活保護の体系で申し上げますと、一応収入のある世帯についてはこれを収入として認めるという一つの原則がございます。それに対して、たとえば老人であるとか母子であるとか放射線を受けたという人に対して別途の加算をとっているわけです。いまの放射線障害を受けた人であるという手当がございすけれども、特別手当につきましては、性格がいわば生活保護的なものであるということで加算という対応をしております。この問題についてはいろいろと検討すべきことであるということになっておりますので、厚生省といたしまして、一応加算という対応はしておりますけれども、なお検討中であるということを申し添えておきます。

○田中(美)委員 検討中、検討中と言う。毎回ここで附帯決議もつけられて、それも数からすればわずかに二百七世帯ですよ。それも、国のきちんとした責任をいままお三十年たっても明らかにしないで、援護法さえも通そうとしないで、そういう中でせめてこれぐらいのことは、だれが考えたって全額加算するのは当然じゃないですか。わずかな金額ですよ。現行二千四百円ですね。それは千二百円加算しているのですか、現在。

○翁政府委員 現状では二万四千円の特別手当にいたしまして、一万二千円出るようになっております。

○田中(美)委員 数字を間違いました。二万四千円ですね。そうすると半額一万二千円出しているわけですね。これは検討するとおっしゃるのですけれども、一体いつごろにこの検討の結果が出るんですか。永遠に続きますと、もう老齢化しておりますし、もう三十年たっているんですよ。このことを三十年検討し続けたんじゃないでしょうけれども。

○翁政府委員 私も昨年の国会で本問題がありまして十分承知しております。財政当局とい

う相手のあることでございますけれども、この問題についてはなお極力進めてまいりたいと思っております。

○田中(美)委員 この問題についてはいろいろ議論のあるところでございます。いま先生、財政上の問題から、幾らもお金がかかると、こういうことを言っておりますが、お金ではそうかもしれない。しかし、ミクロで見て、各保護世帯のバランスの問題が非常に政策担当者の中で議論になるらしいのでございます。しかし、こうした方々でございすから、私としては全額加算ができるかどうかはバランス論からいってなかなか簡単にとは言えないが、しかし何ぼかでもよくしたいものだというふうな思っていて、率直なところ、いま財政当局とやり合っているところで、私は実はいま判を押さないので、それで私はいま抵抗しているところでございますが、もうちょっとがんばってみたい、こういうふうなざっくりとがんばるところを先生に説明申し上げて、どこまでいけますか、ともかくがんばっている途中でございすのでどうぞよろしく……。

○田中(美)委員 非常にがんばっていらっしゃるということですので……。いまのバランス論ということでございすけれども被爆者に対してはバランスというのはいらないと思うのです。同じ状態の中である病気になるという場合には、これはバランス論というのはいらない、こちらによくてこちらに悪い。被爆者の場合にはバランスはないと思う。だれとも比べるものはないと思うのです。ですから、他の保護者がどうであろうと、これが低い、低くないというところはその次元で考えらるとして、バランス論で、これが多かったからバランス、こういうことはないというふうな思っているのです。ですから、大臣が一生懸命やっていらっしゃることは認めますけれども、まだ大臣の頭の中にそういうバランス論がありまうと困るので、やはり判を押すときに、もっと強く、これは押さぬ、絶対に出せ、バランス論はないのだという形でやるべきではないですか。世界にも類のないこ

ういう大きな被害を受けた人々たちです。

○田中(美)委員 特別措置法の観点から見れば先生のような議論が成り立つ。しかし、生活保護法の観点から見ればまた議論が残る。そこに厚生大臣の苦しみがあるわけですよ。ですから、全然被保護者のバランスを考えなくてよろしいというわけにもなかなかいかぬだろう。その点は先生気に入らぬかもしれない。しかしどうも、私も率直に考えまして、この点についてはこの際全然バランス論をネグレクトして考えろということについては、私いま、そうしますとは言いかねるわけでございますので、被爆者の特別な状況にかんがみて、できるだけひとつ特別措置法的観点にウェイトを置きながらやっていきたいというところでございまして、この後結論は出ると思いますが、私が先生の仰せのとおりやらないからといってまたしかられてはかたがたいけませんから、私率直に申し上げますが、そういう趣旨で、できるだけ被爆者の特別な立場というものを重く見て、この際この問題の前進を図ろうというふうな思っております。

○田中(美)委員 もちろん、それは、十万も二十万も加算せよというのでしたらバランス論にはなるかもしれない。しかし、いまのことでいけば、一万二千円を足すか足さないかということですので、被爆者が一万二千円多かったからといって——放射線加算と一緒にしまして二万四千円ですね。それが多いからといって、それがバランス論の中には私は入らないと思うのです。金額によつては確かに、全部十万、二十万ではバランス論はないとは言いませんけれども、そういう点でいま一生懸命やっていらっしゃると言いますので、これは今年度のことですね。

それではこの運用規則は毎年出ているのが七千五百円になっているのです。しかし、七千五百円になっているのに実際には一万二千円出しているわけでしょう。ということは一刻も早くこれを直さなければいかぬわけですよ。これをどうして直さないのかということとは非常に疑問なんですけれども、時間になりましたので、ぜひこれを直すということですね。そして、いま大臣の努力を、これは真実のお答えだというふうな、大臣のお人柄から見ましても私は信頼しておりますので、その点、今年度必ず改善されるものと思ひまして、次の質問をちょっとだけさせていただきますかと思ひます。

これは原爆病院の問題ですけれども、いま三十年の中で被爆者はいろいろ移っています、居住地が。広島、長崎だけにいるわけではないです。それが愛知とか大阪、東京、そういう方々が病気に移られているわけです。こういう方々が病気に移られてきたときに、原爆病院が長崎と広島しかないので、非常に困るというので、せめて各都道府県の大都市に国立の専門の原爆病院や療養所を建ててほしいというの、これは被爆者の要求も特に強いし、被爆者の要求というのは非常に強いというふうな思ひます。安心してかかる病院がほしいということですので、ぜひ国立の原爆病院なり療養所なりというものをつくっていただきたいというふうな思ひますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○佐分利政府委員 現在原爆病院と申しておりますのは広島、長崎の二つの病院でございす、そのほかに原爆の指定病院は約四百、また一般疾病医療機関は三万六千あるわけでございます。また、国立病院や療養所もその中に含まれてはいるわけでございます。

問題は、原爆症の方々の診療はどういうところに特徴があるかと申しますと、まず第一はやはり、がんがよく出てまいりますので、がんの機能が強いといかない。それからもう一つは、やはり被爆者も老齢化してまいりましたから、そういう老人の被爆者あるいは原爆孤老、こういう方々のお世話ができなければいけないところであるかと思ひます。そこで、先生御提案のように、各県に国立の原爆病院、療養所をつくるということとは理想ではございまいしょうけれども、広島、長崎以外の被爆者の数が少ないわけではございすか

昭和五十一年五月十二日

ら、現在国立病院、国立療養所が進めております計画をそのまま進めていけば、他の患者さんのお世話もいたしますけれども、被爆者の方々の医療面について十分要望にこたえられるようになるものと考えております。

○田中(美)委員 現状は十分要望に応じられていないからこういう要求というのが出てくるわけですので、ぜひこういう観点で、十分要望に応じられるような対策をとっていただくことを要求いたします。私の質問を終わります。

○山下(徳)委員長代理 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 引き続き質問をさせていただきます。

昨年は被爆三十年ということで、被爆者の皆さんはもちろんのこと、関係者の団体の皆さんから、とにかく国家補償に基づく援護法の制定を急げということで、大変な運動が展開されたわけです。確かに被爆者の皆様もほとんど高齢化なさいまして、もう待てない、死んでからでは遅過ぎるというような必死の訴えとともにいまの運動が展開されたわけです。

そういう中でわれわれ野党四党は皆様の御要望を何とか実現させたいということで、それこそ連日連夜にわたって援護法の検討をいたしまして、遂に具体案をまとめ上げたわけです。そしてこれを国会に提案し、努力をしたわけです。ですが、御承知のようないきさつで、遂にいまは継続審議ということで参議院に置かれたままになっていて、援護法がございまして、被爆者が求めているものは一体何か、それはお恵みだとかあるいは同情、こういうものではないのであります。すなわち、戦争責任の所在だ。したがって、それに値する法改正、すなわち援護法の即時制定であったということ深く自覚しなければならぬと思うのであります。政府は、国家補償による援護法には反対である、大変強い意気込みでこれを述べて、少なくともいまの社会保障の範囲の中で、原爆二法で何としてもこれを見ていきますからというところで、いわゆる援護法に対しての態度

を変えようとしなければいけません、やはりこれはもう一步真剣にこの問題と取り組んで進んでもらいたい。大臣自体も去年の質疑応答の中で、「きわめて特別な立場にあるこの立法、施策でございまして、私は、今後はひとつそういう観点に立って考えるときに、いろいろとそれからおっしゃってあります。また、私も附帯決議をいたした中に、「被爆者が現在もお置かれていた特別の状態と被爆者の援護対策の充実強化の要望を配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度の改善を図ること」と、はっきりこうしてうたい、附帯決議として認められたわけです。ところが、政府の言うことと今回改正案を出された内容を見てみますと、全く期待外れだと言わざるを得ないのでございまして、まずこの点についてどういうお考えであったのか、お尋ねしてみたいと思います。

○田中(徳)大臣 援護法を制定せよということについて昨年あたりから、昨年急に始まったわけじゃないですか、かねがねいろいろと御意見がございまして、いろいろと私から御答弁申し上げております。実はさきほど寺前委員にお話を申し上げたように、この点については私は終始一貫変わりがございせん。いまお話をございまして、特別な状態に置かれておるといふことにかんがみというのは、まさしくこうした原爆二法の系統が生まれ出ている根拠だろうというふうには私は思うわけでありまして、それをどう把握をし、どう位置づけるかということについての議論の連いだらうというふうに思います。

われわれとしては、原爆被爆者が多量の放射能を浴び、健康に非常に障害がある、あるいは不安があるといったようなことは、これは他の戦争犠牲者には見られない独特の問題でございまして、したがって、理由をこの種の法律の中に求めてやる立法というのはないのですが、原子爆弾被爆者についてはそうしたことを特別に考えて、二法の系統を今日実施しているわけでありまして、また、具体的な施策についても、いろいろ議論がそ

の法律の出発点から出てくるわけでございますが、私どもとしては現行二法の系統における施策というものを拡充強化していく方が適當であろうと考えておりますので、私どもとしては、援護法の制定ということについてはいまのところ考えておらないわけでございます。

○大橋(敏)委員 なるほど、原爆二法の範囲の中で諸手当を引き上げていこう。今回の改正案で各種手当は確かに引き上げられてはきましたけれども、問題は、手当額で治るものじゃないわけですね。原爆症に対する治療というのが、いまだにその決め手が究明されていない、私はここに第一問題があると思うのです。手探り状態であると言っても過言ではないと私は思うのであります。いずれにいたしましても、確かに税金の問題もかなり重要な問題でもありますが、各種手当の引き上げについては反対するわけじゃないでございますが、相変わらず所得制限やあるいは種々の規則がこれに加えられて、決して満足なものではないわけですね。

ですから、私はここで提案をしたいわけでございますが、野党の言うような国家補償に基づく援護法がにわかにできないということであるならば、現在の各種手当というものは健康管理あるいは生活保護的な性質のものでありますので、遺族補償も含めて特別の配慮をして、終身無条件にこれを支給していく、このように思い切った内容に改めるべきではないか、こう考えるわけでございますが、いかがでございましょう。

○佐分利政府委員 所得制限の撤廃の問題でございまして、私どももいたしましては、四十年特別措置法制定以来、四十六年度を除き、毎年所得制限の緩和は講じてきたわけでございます。また、本年度におきまして、たとえば標準的な健康管理手当で申しますと、従前は前年の所得税額が十一万七千五百円であったものを、十八万三千八百円というふうに大幅に引き上げるといふことをしたわけでございます。これによって、本年度の予想では健康管理手当は支給率が九〇%

にならうかと思ひますし、認定患者の特別手当では支給率が九四％程度になるものと考えております。

○大橋(敏)委員 そういうことよりも、最後の問題について答えてください。

○佐分利政府委員 問題は、私どもも大いに今後所得制限の緩和の措置を講じてまいりたいと思ひますが、この制度は国家補償制度でございせんので、やはり所得の多い方々には応分の負担をしていただくということがたまたまとして残るであらうと考えております。また、死没者に対する補償、遺族年金とか弔慰金、こういった問題は、前から申しておりますように一般戦災者との関係がございまして、きわめて困難であると考えております。

○大橋(敏)委員 これは大臣、局長さんで答えられる問題ではないと思うのです。要するに、健康管理あるいは生活保護的な性質のものに諸手当が支給されているのだ。そこで、遺族補償も含めて、いま言ったような援護法がにわかにできないということになれば、少なくとも皆様が安心して生涯こういう手当を受けられるように、終身無条件に支給していく、このような配慮は他にないべきではないか、このように配慮は他になさるべきではないか、この私は聞いています。

○田中(徳)大臣 終身無条件というのを一体どういうふうな考えておられるのか、よくわかりません。しかし、こうした特別の事情にある方々に対する特別な措置でございまして、その方々のニーズに対応してそれぞれ処置することが適當であらうということでありまして、一回そういう処置を受けたならばその条件は全然動かないのだ、こういうわけにも実はいかぬだろうと思ひます。しかし、こういう方々がこうした二法の系統において必要な状況にあるとするならば、もうこの方は一生その状況に応じて処置を受けるわけでありまして、そういう意味では終身だろう。無条件というの、それはどんなに収入があつても考えるなという、つまり所得制限との間のことを抽象的に

いろいろいままで苦勞してやつてまいりました。研究委託費でやつてきたのですが、これは研究委託費だけでは、これ以上ふくらませるということになると問題が出てくる。率直に言うと、研究委託費の名目で金を余りふやしている、しまいに會計上の問題も出てくるということでございます、他の病院との間にいろいろ波及するとかしないとか、率直なところそういう議論もありましたが、とにかく今年は新しく運営費補助金というものを起こすことに成功いたしましたわけであります。これはまあ、よそに波及するのだといって抵抗が激しかったわけでございますが、それは違うんだと言つてずいぶんがんばりまして成功したのであります。これには当委員会の審議などが大きく役に立

った、私の心境にも役に立ったと思いますし、また皆さんの当時の御支援もあったものと思います。いずれにしても、まだ十分じゃないということですと思いますが、やった私どもにすれば、よく

○大橋(敏)委員　まあ自分自身、自画自賛なさっているわけでございますが、じゃあなたのその熱意だけは評価いたしましょう。

健康診断における検査項目の改善についてでございますが、昭和三十二年、法制定以来全く改善されていないというところでございます。実は私の手元に原爆被害者団体の方々から「被爆者健康診断についての要望書」という一つの資料が届けられました。私はこれをつまびらかに拝見したわけでございますが、本当に貴重な意見がずいぶんと羅列されているように思えてなりません。時間が許せばこれを全部読み上げたわけでございますけれども、それでもできません。恐らく厚牛

省の關係のところには届けられていると思いますので、その中の一、二を私は申し上げたいと思います。

一般検査に次の項目の追加の要請が関係団体から起こっております。それは、「一般検査は原爆の放射能との因果関係が明らかだとされている原

爆認定疾患や、被爆者が比較的にかかり易いとされる健康管理手当該当疾患が早期に発見され、治療効果があるような内容とすべきであり、そのため次の点を考慮した改善を希望します。」ということですが、一つ目に「肝機能検査(最小限GPT、ZTT、ALIP)」それから二つ目に「心電図」三つ目に「血糖値(飲食後一時間又は二時間)」としてあります。それから次に「血液像」その次に「その他広く専門家の意見をきくこと」というあるわけでございしますが、まずこうした要望についての見解を承っておきたいと思ひます。

○佐分利政府委員 具体的御提案がございしたので、それに基づいて御説明いたします。まず、肝臓機能の精密検査でございしますが、これはやはり第一次の集団検診にはなじまないものである、第二次の精密検査でやるべきものであると思ひます。また、心電図でございしますが、これもなかなかむずかしい問題がございします。第一は、県によりましては一次検診で心電図の測定診断までやる能力が弱いという県がございします、また医学的には、集団検診で心電図をとったその結果がどの程度役に立つであらうかというふうな純粋な問題がございします。そのほか、血糖値の測定も第一次の集団検診にはなじまないもので、第二次検診で行うべきものであらうと思ひますし、血液の検査については、すでに当初からの部分には特に注目して、ほかの集団検診では見られないほどのいろいろな検査をすることにしてゐるのでございしますが、ただいま申し上げましたように、やはり集団検診には実施面から、実施の体制あるいは医学的な現在の水準、そういった面からおのずから限度がございします。精密検診に今後たくさん持つていかざるを得ないものと考えておりますけれども、しかし、原爆放射線の影響による各種疾患もだんだんと明らかになってきておりますし、また被爆者の方々もだんだんと老齢化なさつておりますので、そういうふうな点を勘案しながら、学界、専門家の御意見も聞いて、内容の改善について今後検討を続けていかなければ

ならないと考へております。

○大橋(敏)委員 いま、第一次検診と第二次検診との混同された内容だ云々というお話がございしますが、この原爆被害者団体の方々健康診断のあり方について実験的検診を実施なさいますして明らかにしたことは、いわゆる厚生省の指示による第一次、第二次に分けての検診のあり方については大変問題があるということですね。あるいは第一次の検査項目には大きな欠陥があるということがわかつてきたわけでございしますが、実はその実験的検診というのは、第一次、第二次を分離しないで、いわゆるワンタッチ方式で行つたというわけですね。その実験結果が出てゐるわけですが、これも、検診の内容が七項目に分かれておりまして、そのうちの三つは厚生省で指示してゐる第一次検診の内容で、あとの四つが第二次関係に含まれるわけですね。その二つを一緒にひくくめていわゆるワンタッチ方式で行つたところが、実は、一部分の員数でございしますけれども、こういう結果が出たというのです。

すべての検査項目で異常値のなかった者は二十二名、一・二・二％であつた。一項目以上のいずれかに異常値のあつた者は百五十八名、八七・八％。そのうち厚生省認定の第一次検診項目で異常はなく、精密検査部分に異常値を認めた者、これが七十六名、四二・二％、こうですね。「即ち、何らかの異常を認めた百五十八名のうち第一次検診項目で既に異常のあつた者八十三名、第一次検診項目で異常なく精密検査部分で異常のあつた者七十六名である。以上の関係が二回以上受診した者でどうなつてゐるかをみると」次のような問題があるといつて、またその分析された内容が出ておるのですけれども、いま言つたように、第一次検診、第二次検診を分離してやつてゐるいまの厚生省の指示によるやり方というもののかなり問題がございしますよという、これは実験的な証明なんですね。ですからこの点も思ひ切つて改めるべきではないかと私は思ふのですが、この点、どうですか。

○佐分利政府委員 ただいま御提案のような御意見は、原爆の検診だけでなく、ほかの検診についても最近一部から出ております。要するに、外来人間ドックのようなことを初めからやつたらどうかという御意見でございします。それにつきまして、まず第一に実施能力の問題がございします。いまでもどこでもできるような実施体制がまだございしません。それから第二の問題は、やはりそういうふうな外来人間ドックのような、遠くへわざわざ行つて長い時間をかけてやるような検診はお断りだという方がございします。やはり身近なところの一応のスクリーニング検査をしてほしいという方々も非常に多いわけでございします。また、はつきり申しますと、外来人間ドック方式の精密健康診断につきましても、まだ本当に医学的にその評価が固まつたものではございしません。なかなかむずかしい問題がございします。

そういうふうなことを総合勘案いたしまして、御指摘のように現在の被爆者の健康診断のあり方は、絶えず検討を加へなければならせんけれども、やはり従来の第一次検診はそのまま残して、できるだけ多く第二次検診に行つていただく。また場合によつては、不安のある方は初めから、もうすでに四百ございします指定医療機関とか、あるいは三万六千ございします一般疾病担当医療機関、そういうところを訪れていただく、そういう方法でいくのがいいのではないかと考へております。

○大橋(敏)委員 時間が非常に限られておりますもので、まだいろいろとたくさん聞きたいことがあるのでこの問題ばかりにこだわらせんので、これはこれで済みますけれども、この点は非常に重要な問題だと私は思つておりますので、実際にそういうことをやられた方々の意見を十分聞いて、再検討していただきたいことを強く要請しておきます。

次に、問診についてでございますけれども、いかなる認識に立つておられるか。これは重要な問題なのでお伺ひしたいわけですが、もうすでに過去、昭和三十三年八月十三日、公衆衛生局

長通達で、被爆者の健康を一般検診の成績のみで判断してしまうことは、原爆後遺症の研究も十分でない現状では大変危険であるというふうな、問診の重要性を訴へてはゐるわけですね。いろいろな事情があるにもせよ、これは被爆者の皆さんの共通した要請です。問診をもっと真剣にやつていただきたいということです。この点についてお考えを聞いておきます。

○佐分利政府委員 御指摘のように、もともと医学の診断において問診というのは非常に重要なことでございしますが、特に被爆者の場合にはもっと重要であらうと思ひます。最近では、一般検診の場合に、対象被爆者も多いものでございしますので、ややもすれば問診がなおざりになつてゐるところもあるようでございしますが、その点は今後姿勢を正すことにいたしますが、このような問診も、被爆者の方の健康台帳のようなものがきちんとしておれば毎年毎年お聞きしなくてもいいわけで、一年間の特別な事項だけをお聞きすればいいということもございしますけれども、その点がまだ書類が不備でございします。また、いまの健康診断を見ますと、検診の受託機関が毎年変わつてゐたりするわけでございします。これではまた毎年とり直さなければならぬというふうな問題もございします。そういうところも含めて、今後被爆者の健康診断制度の改善を図つてまいりたいと存じます。

○大橋(敏)委員 問診がなおざりになつてゐるところがあるという、一部分分みたいな言い方の方でございしますが、これはむしろ全般的な傾向だといふことなんですよ。ですから、決してなおざりにならないように。また、いみじくも局長から、きちんと記録をとつていければ云々という話がありました。書類が不備でということだつたのです。確かにこれは問題です。したがって、被爆者健康調査票を使用して、さらに現在の健康診断個人票ですが、一般検診用に、できれば「治療中の疾病欄」を設けてほしいという要望もあるのです。というのは、たった二つの判断、治つたか治

らないか、いか悪いかというような問題だけじゃなくて、一方に該当しなくとも、まだまだほかの問題で治療しているんだというような実情がたぐさんあるわけですから、そうした面も含めて検討していただきたいということです。要するに、設けるべき治療中の疾病欄というのは、自覚症状あるいは疾患なしとか、糖尿病治療中とか、高血圧治療中とか、心疾患治療中とか、ずっとこういう要望が十項目にわたって実はあるわけですから、けれども、こういうものもつけ加えていただけて書類整備をしていただきたい。強く要請をいたしておきます。被爆者の健康管理上の判定が単に臨床病理学的検査のみで行われないように、制度的な措置を講ずる必要があると私は考えるので、これも強く要望いたしておきます。

時間が迫ってきましたので、次に移りますが、被爆者の医療費は全額公費負担とすべきである。これはこの前も大変強い要請をしたわけですが、さしあたり国民健康保険特別調整交付金の増額について検討されたものと思いますので、この点について御見解を承りたいと思います。

○佐分利政府委員 医療費の負担制度でございますが、認定患者の原爆症の治療に対する費用は全額国費で持つべきだと思いますが、認定患者の場合にも、自動車事故を起こすとかを引くと、その他の疾病が出てくることがあるわけでございます。また、特に認定患者以外の被爆者の場合には原爆放射線の影響があると思われる疾病を対象にいたしております。認定患者の認定疾病は原爆放射線との因果関係は明らかでございます。そういう関係で、そういった方々については自己負担分を国費で負担しているわけですが、ただいま御指摘のように、昨年の附帯決議にもあり、国民健康保険に対する特別な財政措置につきましては原爆医療費の分も十分に考えて手当てをいたしております。

○大橋(敏)委員 実は原爆二世の人々でございませうけれども、結婚や就職の適齢期を迎えているわけですね。現実問題といたしまして、こういう二

世の方々の中に、原因不明の疾病による死亡がばつぽつと出てきているという話も聞いているわけですね。そういうことで、これらの症状についてはそれこそ全額国費による救済の道を講ずべきではないかと思うのでございますが、この点について、これは大臣の決断だろうと思っておりますので、お願いいたします。

○田中(徳)大臣 原爆二世のいろいろな障害について議論がございまして、しかし、現在私どもの聞いている限りにおきましては、原爆二世の方々の原爆障害についての因果関係は学問的には究明されておらないところでありまして、むしろ否定的な意見の方が多いというふうには聞いております。そうした根拠に立つときに、直ちにこうした人たちに對する施策をすべて公費で賄うということについてはなかなか論理的につながつてこないということでございます。この問題について、ただいまのところ直ちに解決するということふうなお答えをするわけにはいかぬと思っております。

○大橋(敏)委員 直ちに解決しろと言っているわけではございません。先ほども言いましたように、現実問題として原爆二世の中に、原因不明の疾病によって死んでいっている幾つかの例が挙げられてきているわけですね。そういうことで関係者は非常に心配もして、生活的な問題からもその要請が出てきているわけであって、全額国庫負担で救済の道を講じてほしいという切実な訴えに對して、少なくとも検討していただきたい、こういうことです。

○田中(徳)大臣 要は、この二世の方々が一体原爆被爆との間にどういう関係があるのか、そうしたことについての医学的な知見との勘案において考えるべきことであらうと思われるわけでありまして、そうしたことを踏まえて、もしそういうことが明らかになった場合にはこれは問題がございませぬ。そうした状況を見て対処をいたそう、こういうことでございませぬ。

○大橋(敏)委員 それではまた変わった立場でお話をいたしますが、原爆症の認定についてでござ

いますけれども、被爆者の実情に即応するように改善の検討が指摘をされてきたはずでございませう。その問題についての見解を聞きたいことと、それから、実は四月二十八日に中国新聞に出た記事なんですけれども、広島市長が厚生省に被爆者手帳の廃止の申し入れを行ったという趣旨のものなんです。五十一年の二月に広島市において、被爆者でない者に広島市議や職員などが被爆者手帳の手帳を交付させ、健康管理手当等を不正受給させたという事件が捜査当局の調べで明らかになった。調査を受けた被爆者の中に二名の自殺者があつた。そのために広島市長は、被爆以来三十年も経過している今日、その認定業務に自信が持てないという理由からということですが、これも、厚生省にその旨の申し入れをしたという記事が実は出ていたわけでございます。これは本当かどうかという問題なんです、いかがでございませう。

○佐分利政府委員 まず、認定制度の合理化の問題であります。これは御指摘のように特に今後重大な考慮を払わなければならないことと考えております。やはり事務の簡略化を図らなければならいせんし、また審査の迅速化を図らなければならいせん。しかし、一方においては不公平の起らないように、公平化ということに力を注がなければならいせん。また原爆医療審議会における審査の進め方についていろいろ工夫をこらしているところでございます。また、すでに認定を受けた方につきましても、たとえば本年度から小頭症の方々の永久認定の制度を設けました。

(山下(徳)委員長代理退席、委員長着席) 次に第二の、広島における手帳交付を、この際、一定期間を置いて後打ち切ったかどうかという御提案でございますが、私どもは正式に聞いておりませぬ。私が放影研の日米理事会で広島に参りましたときに、市の局長からそれらしいお話はちょっと聞いておりますが、正式なお話ではございませぬ。この問題についてはむしろ中国

放送、中国新聞の方から御質問がございましたけれども、厚生省としてはいまのところそのようなことは全く考えておりませぬ。

○大橋(敏)委員 厚生省としては全く考えていないということですね。わかりました。

被爆者手帳を全国の開業医でも利用できるような善処していただきたい、こういう強い要請が実はなされております。現行では登録医のみがそれをあれるわけですが、長崎、広島にはかなりそういう関係者がいるわけでございますけれども、それ以外には非常に少ない。地方の被爆者は、現行の援護対策すら受けられない状況にある人々もおるところでありますので、どこに居住していようとも被爆者手帳が利用できるように、特段の配慮をしていただきたい、こういうことです。

○佐分利政府委員 現在の方式でまいりますが、原爆の指定医療機関あるいは一般疾病担当医療機関の数をどんどんふやしていくという方式でございます。一般疾病担当医療機関は昨年からのことにかけて約五百ぐらいふえておりますが、特にこれは各都道府県に對して強く要請しているところでございます。そのほか、医師会の方では、指定医療機関でない場合には、患者さんがいらっしゃると代理請求という方法を普通は使っておるのでございますが、被爆者の方に御迷惑がかららないで医療機関が請求する、そういうような方法もございませぬ。また、公害の指定医療機関のように、いやなところだけ辞退届けをするというような方法もあるわけでございます。その点については医師会、病院協会等の問題もございませぬ。その辺ともよく相談をしながら、なお一層の改善を図ってまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 これも切実な問題ですので、真剣に取り組んでいただきたいことを要請しておきます。

保健手当の支給条件の拡大についてでございませうけれども、爆心地から二キロとしたことは、被爆者間の分断、いわゆる差別的な問題を派生して

くるのじゃないかという大変な懸念がなされておるわけですが、この点について善処される考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○佐分利政府委員 先ほど大臣がお答えいたしましたように、この問題はすぐれて医学的、科学的な問題でございます。現在、よりどころにしておりますのは国際放射線防護委員会の勧告でございます。これが近くまた新しい勧告が出るやに聞いておりますので、そういう点をよく見ながら制度の改善を図ってまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 改善の意思は十分あるということですね。

○佐分利政府委員 改善の意思と申しますか、とにかくこれは国際的にも非常にむずかしい問題でございますから、国際的な方針に従って厚生省は判断をしてまいりたいという考えでございます。

○大橋(敏)委員 それでは最後に、沖繩在住の被爆者に対する措置でございますけれども、専門病院等の整備をするというふうにならぬか、訴えてきたわけですが、この点について具体的にどのように進められているか、お尋ねしたいと思えます。

○佐分利政府委員 原爆病院の整備は沖繩では行っておりません。しかしながら、総合病院の整備につきましては、特に沖繩はここ数年力が入れられております。したがって、そういった地元総合病院の強化のほかに、私どもいたしましては、専門医の沖繩への派遣、また沖繩の被爆者の方の広島、長崎の原爆病院における治療、そういった点について特別の配慮をいたしております。

○大橋(敏)委員 最後に大臣に要請をしておきますが、確かに原爆二法の内容の改善は認められますものの、根本的な物の考え方が、われわれ野党四党の考え方と厚生省、なかならず厚生大臣の考え方とまだかなり開きがありますので、この点をもう少し掘り下げて検討していただいで、被爆者の要望している国家補償に基づく援護法の制定に努力をしていただきたいことを強く要望して、私の質問を終わります。

○熊谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時五十分開議
○熊谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は終了いたしましたので、これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。瓦力君。

○瓦委員 私は、自由民主党を代表し、内閣提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

原爆被爆者対策といたしましては、被爆者の方が原爆によって放射能を多量に浴び、健康上特別の配慮を必要とするという特殊事情に着目し、一般的な社会保障制度の枠の中にとどまることなく、その健康と福祉の充実を図るという考え方に立つべきものであります。この考え方の上に立つて、わが党といたしましては、昭和三十三年の原爆医療法、昭和四十三年の原爆特別措置法の制定とその後の法改正を中心に、被爆者対策の充実強化に努めてきたところであります。今回の改正案においても、その対策の充実が着実に図られていると考えられます。

今回の改正案の内容であります。まず、原爆医療法第八条第一項に基づく厚生大臣の認定を受けた被爆者で、現に負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当を月額二万四千円から二万七千円に、負傷または疾病の状態にない者に支給する特別手当を月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げることとしております。

また、原子爆弾の放射能の影響に関連があると

思われる障害を伴う疾病にかかっている被爆者に支給する健康管理手当を、月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げることとしております。さらに、爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した方々に支給する保健手当を月額六千円から六千八百円に引き上げることとしております。これら手当額の増額は、被爆者の方々の健康の保持増進、福祉の向上に大きく寄与することともに、その他の施策と相まって、今後の被爆者対策をさらに充実させるものと思われれます。

よって、自由民主党といたしましては、本改正案について賛成するものであります。(拍手)

○熊谷委員長 次に、森井忠良君。

○森井委員 私は、日本社会党を代表して、本案に反対の討論を行います。

以下はその理由であります。

その第一は、この一年間、被爆者やその遺族、被爆者援護を願う諸団体から、国家補償の見地からの手厚い援護措置を要求する運動が展開され、政府はその要求を十分承知しながら、本案は全くそれにこたえていないということであり、本来、医療、特別措置のいわゆる現行二法は、政府も答弁しているとおり、社会保障の枠内で制定されたものであります。これでは死没者への弔慰金はもちろんのこと、全被爆者や遺族への年金、被爆二世の健康や生活への不安解消など、国民的な課題は解決されるはずがありません。

もともと、対米請求権を放棄した日本政府は、国際法違反の原子爆弾で被害を受けた方々に、国家の責任において補償をすべきであります。

したがって、原爆投下の時点にさかのぼって、被爆者やその遺族が受けた被害に根差した援護措置がとられなければならない。特に、原爆による爆風、熱線、放射能などの人体に及ぼす影響ははかり知れないものがあり、その抜本的対策は急を要するものがあります。今日まで意図的に、いわゆる身分関係論などを振りかざし、責任を回避してきた政府に強く反省を求めるものであります。第二の反対の理由は、本法案は、特別手当など

諸手当の引上げのみというきわめて薄い中身であるということであり、しかも、諸手当の額の引き上げにいたしても、物価の上昇分のみで、被爆者は物価上昇に伴う目減り分を回復できるにすぎず、医療や生活に追われる原爆被害者の実態からは、およそかけ離れたものと言えねばなりません。

ところで、厚生省は、たとえば昨年の保健手当のように、私も野党の被爆者援護法案による刺激もあってか、毎年、わずかではあっても新しい施策を出してまいりました。しかるに今回はゼロであります。

昨年の本委員会が私が指摘いたしましたように、保健手当の支給範囲の問題一つとてみましても、科学的根拠のきわめて薄いものであり、二十五レムという基準は再検討すべきであるにもかかわらず、全く改善されておられません。

また、被爆者が加齢現象もあって一層高齢化が進んでいる現状や、治療能力の減退などを考えると、医療手当は認定患者に限るべきでなく、すべての医療を要する被爆者に支給すべき時期に来ているにもかかわらず、われわれの主張に耳をかさない態度はまことに遺憾であります。

第三の理由は、私どもは現在、参議院に、野党四党及び二院クラブによる被爆者援護法案を提案し、すでに本会議や委員会が審議が行われた実績を有し、現在なお社会労働委員会に付託中であり、

この被爆者援護法案は、本案の欠陥を是正し、真に原爆被害者の要求にこたえたものであり、一日も早く可決されるものと期待しております。

どうか、政府におかれましては、本案を撤回し、われわれの被爆者援護法案に賛成され、その成立に協力されるよう強く要求し、反対の討論といたします。(拍手)

○熊谷委員長 次に、石母田達君。

○石母田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対

し、賛成の立場から討論を行います。

広島、長崎への原爆投下から三十一年、被爆者の多くの方々は老齢化し、いまなお放射能障害や精神的不安、生活苦にさいなまれていきます。さらに、被爆による病氣や障害によって死亡した被爆者の遺族は、筆舌に尽くしがたい生活を余儀なくされているのであります。

一瞬にして三十万人余の生命を奪い、広島、長崎両市を焦土と化したアメリカの原爆投下は、明らかに国際法違反であり、これによって生じた損害に対して、すべての被爆者とその遺族は、アメリカ政府に賠償を要求する当然の権利があるのであります。

しかるに、日本政府は、サンフランシスコ平和条約でアメリカに対する損害賠償請求権を放棄したのであります。したがって、被爆者とその遺族及び子や孫の医療と生活を全面的に援護する責任は、当然日本政府が負うべきものであります。ここに、国家補償の原則に立つ被爆者援護法の正当性があるのであります。

しかるに、政府は、いまだに現行特別措置法、医療法によって、ごく限定された被爆者に対して、主として健康に着目した措置しかとっており、被爆者の苦しみは放置されたままであります。

先日、自民党の源田実参議院議員は、日本民族は原爆の三つや四つ落としても降伏するような民族ではなかったという、被爆者の感情を逆なでする全く許すことのできない発言がなされていきます。一部の戦犯や高級軍人、果ては特務機関の勤務についていた者についてさえ、国との身分関係があったとして恩給法による手厚い援護を与えているのを見るにつけ、戦争を起こした者に厚く、その被害者には何もしないか、あるいはきわめて薄い援護しかしない現在の自民党政府に、強い憤りを覚えるものであります。

本委員会においても、わが党は国家補償による被爆者援護法の制定を強く政府に要求しましたが、一般戦災者との均衡論や、現行二法の限界な

どを理由にかたくなに拒否していることは、きわめて遺憾であると言わなければなりません。

政府は、いまこそ被爆者の切実な願いである被爆者援護法の制定を真剣に考えるべきときであります。そのことを被爆者の要求にこたえる道であり、また、亡くなられた遺族への償いでもあります。

今回の政府改正案は、特別手当、健康管理手当、保健手当の引き上げであり、被爆者の要求を、きわめて不十分ではあります。が反映した内容であり、したがって、わが党は賛成の態度をとるものであります。しかし、現行法及び現在の施策では被爆者の立場にこたえるものでないことは、本委員会でも述べたところであります。先ほど本委員会に私たちが、国家補償による原爆被爆者援護措置制度の推進に関する決議をしようと提起したところであります。

わが党は、現在参議院で継続審議となつてい、自民党を除く四党案の審議、成立に全力を挙げるとともに、政府が、一刻も早く国家補償の精神に立つた援護措置をとられることを改めて要求し、討論を終わります。(拍手)

○熊谷委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は、公明党を代表して、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の意見を述べざるものであります。

政府は、原爆二法により被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図ってきたと述べておりますが、きわめて疑問とするところであります。

原爆医療法の制定は、昭和二十年八月、原爆投下以後実に十二年も経過してからであり、また、特別措置法に至っては二十三年目であり、また、それら被爆者等の援護法制定の強い要請の世論に押されて、やっと制定されたものであります。

しかも、この二法は、被爆者及び遺家族を抜本的に救済するものとはなっていないし、いわばざる法的であるということは周知の事実であります。今日まで若干の改善は見えたものの、被爆者等

が要請している援護法にはほど遠いものであります。われわれは、政府のうまい文句とはうらはらな実態に対して、被爆行政の怠慢を厳しく指摘するものであります。

さらに、本法案は、特別手当を初め諸手当の引き上げや所得制限の緩和などありますが、被爆者はますます老齢化し、遺家族ともども、いまなお放射能障害を初め、生活難、精神的、肉体的苦悩等の著しい状態に置かれているのであります。単なる社会保障の枠内ではとうてい救済できぬ実態にかんがみ、昨年、わが党を初め野党四党は、国家補償に基づく被爆者援護法案をまとめて提案したのであります。が、残念ながら参議院に継続審議の形でとどまり、いまなお審議されず放置されているのであります。政府・自民党は真剣な検討、審議をして、野党四党案の即時制定に全力を挙げるべきであります。

最後に、さきの国会で、法案の改善目標を附帯事項として決議いたしました。が、依然として、適用範囲の限定、所得制限の存続、医療費の自己負担、沖縄の地域格差及び放射線影響研究所の運営等、懸案の諸問題が未解決のまま本法案が提出されております。少なくとも被爆者の生活に直接関係がある点についての改善は、速やかに実施すべきであります。

以上述べたように、本法案は、一部の改善は見られますものの、被爆者を抜本的に救済するものではなく、まことに遺憾であります。

わが党は、今後被爆者の生命と生活を守るために援護法の制定に全力を挙げることを付して、反対の討論を終わります。(拍手)

○熊谷委員長 次に、小宮武喜君。

○小宮委員 民社党は、毎国会たびに、原爆被爆者援護については国家補償という立場から行うべきであると、繰り返し繰り返し主張してまいりました。そこで野党四党は、原爆被爆者に対しては国家補償すべきだという観点から、原爆被爆者援護法案を共同提出いたしておるのであります。しかるに、政府は野党の要求に一顧だにせず、

あくまで社会保障の一環としてとらえており、野党四党とは基本姿勢に根本的な相違があるのであります。

また、現行法にしても、少しずつ改善されているものの、各種手当の引き上げ、所得制限の撤廃、被爆者の二世、三世対策、被爆地域の拡大、原爆病院対策等々、被爆者の切実な願いとはほど遠く、被爆者の期待を裏切るものと言わざるを得ないのであります。したがって、わが党は本改正案に反対するものであります。

以上、私の反対討論を終わります。(拍手)

○熊谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○熊谷委員長 これより採決いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○熊谷委員長 この際、住業作君、枝村要作君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住業作君。

○住業委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、原子爆弾被爆者が現在もなお置かれていた特別の状態と被爆の援護対策の充実強化の要望を配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度の改善を図ること。更に、政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図りつつ被爆者に必要な施策の整備充実を努めること。

二 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

三 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

四 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。

五 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

六 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

七 被爆者の実態調査を今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

八 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、原爆医療調査研究機関の一元化、一体化について検討し、その促進を図ること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土並みに治療が受けられるよう専門病院の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的条件を考慮すること。

十 葬祭料の額を更に大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも適して支給すること

を検討すること。

十一 放射線影響研究所の運営については、被爆者及び関係者等の意見を聴取するなど、真に健康と福祉に役立つものとする。以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案について住居作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。厚生大臣田中正巳君。

○田中事務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○熊谷委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○熊谷委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○熊谷委員長 ただいま、石母田達君外二名から、国家補償による原爆被爆者援護措置制度の推進に関する件について決議されたいとの動議が提出されました。

本件についての取り扱いについては、理事会で協議したいと思っております。

○熊谷委員長 次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。田中厚生大臣。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田中事務大臣 ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高齢化社会の到来を目前に控えたわが国において、老後保障の中核たる役割りを果たすべき年金制度に対する国民の期待は非常に高まりを示しております。昭和四十八年度には、厚生年金及び国民年金を中心とする年金の水準を大幅に引き上げるとともに、多年の懸案でありました物価スライド制を導入するなどの大幅な改善が行われたところでありましたが、その後、今日までの間における社会経済情勢の変動は著しく、これに適切に対応するため、給付額の引き上げ等の給付改善を行う必要が生じております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、本来昭和五十三年に予定される財政再計算期を二年繰り上げて昭和五十一年度で実施し、給付額の引き上げを行うとともに、障害年金、遺族年金等についても各種の改善措置を講ずるほか、福祉年金の額の引き上げ等を行うことにより、年金制度の実質的な充実改善を図ろうとするものであります。

また、本法案は、年金給付の改善とあわせて、児童扶養手当、特別児童扶養手当等についても額の引き上げその他の改善を行い、国民の福祉の向上を図ることとしていたしております。

以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、改正後新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約九万円に引き上げることとし、定額部分については単価の引き上げ及び被保険者期間の上限の延長、報酬比例部分については過去の標準報酬の再評価を行うこととしております。そのほか、加給年金額並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第二に、在職老齢年金の改善として、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金について、年金額の二割が一律に支給停止されているのを、一定の標準報酬月額以下に全額を支給するとともに、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金について、支給対象者の標準報酬月額の限度額を引き上げることとしていたしております。

第三に、障害年金及び遺族年金の受給資格期間について、他の公的年金制度の加入期間を通算することとするほか、通算老齢年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合に、その遺族に通算遺族年金を支給することとしていたしております。

第四に、遺族年金について、寡婦加算制度を創設し、有子の寡婦及び六十歳以上の高齢寡婦には一定額を遺族年金の額に加算することとしていたしております。

第五に、障害年金について、廃疾認定日を初診日以後三年を経過した日から一年六カ月を経過した日に早めるとともに、廃疾認定日には軽度の障害であるため障害年金の支給の対象とならない者が、初診日から五年以内に障害年金の支給の対象となる程度の廃疾の状態に該当するに至ったときは障害年金を支給する事後重症制度を創設することとしていたしております。

第六に、標準報酬については、最近における賃金の実態に即して、三万円から三十二万円の三十

六等級に改めることとしております。

第七に、保険料率については、給付改善及び将来の受給者の増加に対応して、長期的に財政の健全性を確保するため、千分の十八引き上げることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。なお、船員年金の改正に準じた改正を行うこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

拠出制国民年金については、まず、年金額の引き上げを図ることとし、二十五年加入の場合の年金額を月額三万二千五百円とし、現実に支給されている十年年金の額を月額二万五千五百円に、五年年金の額を月額一万五千円に、それぞれ引き上げることとしております。そのほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げることとしております。

第二に、厚生年金保険の改正と同様に、障害年金及び遺児年金について通算制度を創設することと、障害年金について廃疾認定日を早めることとしております。

第三に、国民年金の財政につきましましては、まず、保険料の額について、財政の健全性を確保する見地から、昭和五十二年四月より月額二千二百円に改定することとし、以後段階的に引き上げることとしております。また、将来にわたる財政の安定化に資するため、国庫負担方式を提出時負担から給付時負担に切りかえることとしております。

福祉年金については、老齢福祉年金の額を月額一万三千五百円に、障害福祉年金の額を一般障害について月額二万三千五百円に、二級障害について月額一万三千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額一万七千六百円に、それぞれ引き上げるほか、母子福祉年金及び準母子福祉年金について、子の年齢要件を義務教育終了前から三年計画で段階的に十八歳未満に引き上げることとしております。

次に、児童扶養手当法の一部改正についてであります。児童扶養手当の額を、児童一人の場合月額一万七千六百円に、児童二人の場合月額一万九千六百円に、それぞれ引き上げるほか、支給対象児童の年齢を義務教育終了前から三年計画で段階的に十八歳未満に引き上げることとしております。

次に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正についてであります。特別児童扶養手当の額を、重度障害児一人につき月額二万三千五百円に、中度障害児一人につき月額一万三千五百円に、福祉手当の額を重度障害者一人につき月額五千円に、それぞれ引き上げることとしております。

最後に、実施の時期については、厚生年金保険及び船員保険の改正は本年八月から、拠出制国民年金の改正は本年九月から、福祉年金、児童扶養手当等の改正は本年十月から、国民年金の保険料の額の改正は昭和五十二年四月からとしております。なお、障害年金及び遺児年金の通算制度の創設並びに障害年金の廃疾認定日の変更及び事後重症制度の創設は政令で定める日からとしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○熊谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口一男君。

○田口委員 私は、いま提案のありました公的年金制度問題について四点ほど、項目を分けてお尋ねをしたいと思うのです。

まずその前に、いま大臣から趣旨の御説明がありましたが、昭和五十一年度の本改正案に取り組み姿勢について再度確かめたいと思うわけでございます。そう言う意味は、前回の昭和四

十八年の改正、これは新聞なんかの報道の表現をかりますと、いわゆる大改正という「大」がついておったわけでありまして、その四十八年度改正の際に本委員会でも相当議論のあったことはお互い承知をいたしております。そういった議論を受けて、来るべき財政再計算期には、五年後にはひとつ技術改正をやるうじやないか、こういった合意ができておったと私は理解をするわけでありまして、合意ということがそのまま正確でなければ、ひとつ次の機会には技術改正をやるう、そういった意味合いで、国会はもちろんのこと、国会の外においてもこの公的年金制度についていろいろな意見が出ておることも御承知のとおりであります。ところが、いま御提案があり、その内容を

見てまいりますと、これは大山鳴動ネズミ一匹ということを言っても極言ではないのじやないか、そういった感じがするわけでありまして、そこで、改めてこれは大臣からお答えをいただきたいと思っております。五年ごとの財政再計算期をいまま趣旨説明がありましたように、二年繰り上げて五十一年に持ってきたというその意義というものは一体どうなのか。四十八年度改正の議論を踏まえて考えた場合に、二年繰り上げて三年間の財政再計算期にしたという、その意義は一体何かというところがどうも疑わしくなってくるのであります。それが第一であります。そのお答えを聞いた後であと二点ほどお伺いをいたしますけれども、まずその点について。

○田中事務大臣 昭和四十八年度改正、かなり大きく実は改正をいたしましたことは事実でございます。しかし、次の財政再計算期に技術的に改正をいたすというふうなお約束があったかどうか、その辺については、私も当時議員として参加をいたしておりましたが、そういう話はあったけれども、五十一年度は技術的に直すんだというふうなことにしてのどの程度の合意があったものか、また、技術的な改正といったようなものは、一体それとどういふうな程度を具体的に考えておったかということについては、いろいろ議論が分か

れるところではなからうかと思っております。よく技術、技術と言いますが、この技術についての各人のイメージがかなり違うところがある。この社会保障については議論をいろいろ呼んでおる。年金制度でもあるいは医療保険においても同様な状況があるのではなからうかと思われるわけでありま

す。今回の改正はそうした状況とは別に、この間におけるあの石油ショックのなほだしい経済指標の変化というのに対応し、いわゆる緊急是正的な意味が一面にあります。また、この間に出てきた制度のいろいろな欠陥ないしは制度の充実の要望というものを局所的に受けとめて、これを実はかなりあれこれ拾い上げていることも事実でございます。これをネズミ一匹と言わなければどうもいかなんじやないか、少なくとも五、六匹は出てくるんじゃないかというふうに私は思っております。でございますが、これについての評価は御自由でございます。

○田口委員 技術的な改正、その技術的のとりようは、確かに詰めていけば差異が出てくると思うのです。それで、四十八年度改正の際に御承知のようないわゆる狂乱物価、しかも一兩年立っていわゆる減速経済の今日を迎えた、こういう中で、たとえば大臣御自身、いつでしたか、札幌においていわゆる基礎年金構想を吹き上げた。その基礎年金構想の内容の是非は別として、来るべき五十一年の改正に当たってはという期待を抱かせたことは、これは否定できないと思うのです。それから、公的年金制度全般についていろいろ意見があります。たとえば、厚生年金、国民年金、他の共済年金を一本化すべきだというふうな意見もあります。これは思っている方勝手だと言えはそれまでですけれども、そういう点について国民の側に、今回の五十一年度改正に当たってはそういった制度間にまたがる問題についても、ある程度メスを入れた公的年金制度の改正というものの芽が吹き出すんじゃないか、こういった期待があることは否定できない。そういうことにこの五十一年度の

昭和五十一年五月十二日

改正というものははっきりとこたえていない。その意味から大山鳴動ネズミ一匹という表現も当たるといえない。もう一度お願いします。

○田中中国務大臣 大山のお話でございすが、確かに年金制度の改善についてはいろいろなものがある。考えられるわけでございすが、いま田中さんがおっしゃったような財政方式、あるいは制度間を含めた年金のストラクチャーに融れるような改善というものを要望するお声も相当強く、私もその点の必要を認めておるわけでございまして、今日あれこれ、これについての検討に努力しているわけでございします。

しかし、そうしたことはきわめて広範多岐にわたる問題を含み、また時間にもかかるわけでありまして、このことを打ち立てるまでの間何やらないううな、経済変動等に対応した緊急是正的なことも迫られておりますし、また、この間に出てきた制度の中のいろいろな改善要請に対してもこたえなければならぬということいろいろと取り上げたわけでございまして、このたびの改正は、そうした意味においては実は私は相当の事項を改善しているものというふうに思っています。

制度間のいろいろな問題についても、皆さんの方から見ればこれでは問題にならぬと言われども、ある意味ではいささかこたえているものに、今回の通算年金制度の創設と拡充という問題もありまして、いろいろな点についての評価はございしますが、私もとりあえずこのような制度の改善を行い、このようなことだけで終わることなしに、今後さらに先生のおっしゃるようなこと、また私どもの考えているようなことについては、これを並行して実現に向かって努力をしなければならぬというわけでございまして、決してこれですべてを終わらせようという考えはございしません。そうした政策要請については、私も十分心に受けとめまして、そのような方向に努力をいたします。しかし、さればといって、目下のところいま御提案申し上げているような改善も急がれ

るのではなからうかというふうに思っていますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○田中委員 大臣の言葉を取らうという意味でいまから申し上げるのではないのですが、いまのお答えや、それから札幌における基礎年金構想、あいつたお考えを私も必ずと系統的に見てまいて、いまの七つか八つあるそれぞれの年金制度、たとえば年金開始年齢を見ましても、五十五歳、六十歳、六十五歳というふうに分かれておる。こういった公的年金制度をあの基礎年金構想というものを一応土台にして考えた場合に、昭和五十五年と六十年とというふうに年度をびちとここで私は要求するものではありませんけれども、いずれはひとつこういつた公的年金制度の統合といえますか、一元化、こういつたことにすべきであるというふうに大臣はお考えであるかどうか、そこをまず基本的に……

○田中中国務大臣 先生、いま各公的年金制度の一元化ということをおっしゃいました。しかし、われわれは、この一元化というものをどういうふうな概念に把握するかということについて、いろいろ議論があるところだと思ひます。しかし、分立したままでは問題にならぬというお声もあります。したがって、私も私としては、できるだけこの分立した公的年金制度の間に共通点を持たせるようにいたしたいものだというふうに考え、全部が一つのつぼの中に溶け込む年金制度をつくり上げ得るかどうかということについてはいま私がわからぬ。皆さんにお約束するわけにはいきませんが、できるだけそういったような統合化の方向に向かつて進まなければならぬ政策要請があるということでは事実でございまして、そうしたことを踏まえて、さきから私、余り皆さんには申し上げないのですけれども、私も私どもの一つの試案というものの中に基礎年金構想などというようにございまして、このことを新聞に申したことも事実であります。あれだけが唯一無二のものではございせんが、絶対のものではございせんが、あつたような手法の考察といったようなものも必要だと

いうことで、この問題と並行いたしましてあつた問題についての検討、考察というものを進めていることは事実でありまして、私もぜひあのような方向というものについて、具体的なやり方についてはいろいろ議論がありますが、おおむねあつたような考え方についてやはり私も検討を進めなければならぬということを考えております。これも今日の御時世でございまして、私どもとしてはやはり相当急いでやりたいものだといふふうに思っているわけでございします。

○田中委員 では、そういう御見解を承っておきまして、以下、各年金別に、やや技術的な問題も入るのですが、御質問をいたしたいと思ひます。まず第一は、これは年金局長、それから社会局の所管にもまたがる問題もあると思うのであります。すけれども、この福祉年金ということについて、たしか昨年の本委員会でもなかつた大臣と相当、例の二万円という問題について議論のあつたことを記憶しておるのですが、それはそれとして、無拠出の老齢福祉年金、本委員会でもたびたび議論になりましたけれども、これについて改めて確認をしたいと思います。老齢福祉年金というものの位置づけ、性格といひますか、こういうものについて、何回か審議会の意見が出ておりますけれども、現時点で一体どういうふうにかまえて見ておられるのか。

○會根田政府委員 福祉年金の性格と申しますか、位置づけと申しますか、現行の福祉年金は、御案内のように、拠出制国民年金発足に際しまして年齢その他の点でこの拠出制年金でカバーできない方々、あるいはまた拠出制年金発足後も納付要件その他の点で拠出年金と結びつかない方々、そういう人々をカバーする、いわゆる経過的、補完的性質のものというのが現行法のもとにおける福祉年金のいわば性格であらうと思ひます。

しかし、問題はそういう形式的な性格ではなくて、この福祉年金の実質的内容というものをどう評価するか。これにつきましては、先般も御議論がございましたように、当初は、やはりそういう

性格のものでもあるし、金額一般会計負担であるというふうなこともございまして、非常に低いレベルで発足し、あめ玉年金等とも言われたのでございすけれども、ここ数年の年金への国民の期待の高まりを背景といたしまして、敬老的なものから生活保障的な性格を目指す、関係審議会等でもそのような御提言があつたわけでございまして、私どもも気持ちとしてはその方向に沿つて、過去数次にわたるかなり大幅な改善を行つてきたところでございします。もちろん、この福祉年金というものを、現在の拠出制国民年金の経過的、補完的なものでなく、全く別のものでして組み立てるかどうか、それはまた新しい別な議論としてあるわけでございまして、その点は、先ほど大臣も申されました基礎年金構想等、今後、年金の将来構想の検討に入るわけでございすけれども、その中の一つの大きな議論の焦点にならうと思ひますけれども、現行制度の性格は以上述べたとおりでございします。

○田中委員 改めてお聞きしますが、そうすると、この老齢福祉年金そのものは所得保障を目標してはいるけれども所得保障そのものではない、あくまでも補完的なものである、今日たまたま一万三千五百円という提案をした場合にそういう性格のものである、こういうふうな定義づけ、そのとおりでよろしうございしますか。

○會根田政府委員 この所得保障というものをどういうふうな理解するかによりますけれども、常識的な意味においては、当然所得保障の重要な一環をなすものと考えております。ただ、とにかくこの法律上の性格といひますか、そういうことに對しましては、現行法上の福祉年金は補完的、経過的なものとしてとらえられている。しかし、そのことは、レベルが低くていいとか、そういうことは直接的な関係がないわけでございまして、私どもとしては、所得保障制度の一環をなすものであるわけですから、できるだけそのレベルアップを図っていきたい。そしてその方向としては、敬老的なものから生活保障的なものへ、そういう

方向で改善を図っていききたいということでございます。

○田口委員 言葉の意味にこだわるのじゃないのですけれども、昭和四十九年四月四日の七十二国会における本委員会、わが党の田邊委員の御質問に答えて当時の斎藤厚生大臣がこう言っておるのです。『段階的に福祉年金の額を高めることが提出制年金の水準をブッシュしたことに「敬老的、補完的な年金のままでずっと推移をするわけにはまいらぬだろう」ということを言って、そういう議論を受けて、昨年から軽費老人ホームとかなんとかということも含めて、二万円といった具体的な金額まで出て議論があったのですが、補完的という意味は、一体何を補完するのか、このところですか。』

○會根田政府委員 この補完的というのは、多少法律的な性格として申し上げたのでございますけれども、御承知のように、国民年金法の制定によりましていわゆる国民年金体制ができました。ところが、皆年金とはいえないが、先ほど申し上げましたように、提出制国民年金は一定の納付要件がございますから、どうしてもそれに結びつかない者も出てくる。あるいはまた、制度発足時に一定年齢以上で、この制度ではどうしてもカバーされない者も出てくる。そうすると、国民年金といえながらやはり年金の網の目から漏れる者が出てくる、これはやはり問題ではないかというところで福祉年金ができたわけでございますから、そういう意味で提出制年金を補完して国民年金の実を上げるという意味での補完というふう

に私どもは理解しております。

○田口委員 再度、補完的という意味でお尋ねするのですが、いまのお答えですと、たとえば、昭和三十四年に国民年金制度ができた、しかしそれは成熟をしていない、いま五十年年金、十年年金ができましたけれども、さらに厚生年金その他の公的年金があるが、入るうにも入れなかった明治四十四年四月二日以前のお年寄りに対してはひとつ

国民皆年金という制度で、いまの公的年金制度を補うためにという意味での補完的というふうにとつておるのか。それとも金額的にいって、これは後でまた質問したいと思うのですが、厚生年金の水準を今度九万円に上げた、それから国民年金にしても三万何かに上げた、そういう数字で老後の生活を支えられるものではないと思いませんか。一応国際水準からいって現役当時の六割を保障する、そういう水準を、老齢福祉年金で十分ではないから老齢福祉年金というものを出して補完する、こういう意味合いも私はあると思うのです。これは補完という中に入らぬのですか。

○會根田政府委員 一般常識的な意味での補完ということではあるいはそのような場合も入り得るかと思ひますけれども、私は福祉年金そのものの性格、そういうお尋ねに対してお答えいたしておりますので、私の言うのは提出制年金の補完、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

○田口委員 そうしますと、先ほど大臣のお答えのありました基礎年金構想に私にこだわるわけではないのですけれども、あの中にも出ておりましたように、ナショナルミニマムを確保する。このナショナルミニマムを確保する方法としての基礎年金構想といった言われ方をしておるのですから、この純技術的といえますが、マーケティングとセットとかんとかは抜きにして、俗な言葉でいえば、現時点でナショナルミニマムというものを押さえた場合には大体幾らになるのか、幾らぐらいが妥当だろうか、どうお考えでしょうか。

○翁政府委員 いろいろな見方、考え方があろうかと思ひますが、いわゆる最低生活を保障するという立場で考えました場合に、七十歳以上の老人の一人の生活ということを生計保障の立場で申し上げますと、大体、額にいたしまして三万一千円程度になるわけです。これは五十一年度におきまして老人一人世帯の一級地における最低生活の保障水準、こういうふうに言えるのではないかと思います。

○田口委員 三万一千円、まあ三万円というふうに一応考えて、それが生活保護法の観点から見たいわゆる最低生活費。そうなつてまいりますと、先年大いに議論のあった二万円ということがもう一遍ふり返していただくわけですが、私は時間の関係でそこはふり返したくはありません。

三万円とした場合に、ここで社会局長にお尋ねをいたしたいのですが、生活保護法による実施要領の中で、従来は、老齢福祉年金の扱いをめぐつて相当な議論のあつて、七千五百円当時だったと思うのですけれども、七千五百円の老齢福祉年金が出た場合に同額の老齢加算というものを生活保護上ではやっておつたんですね。ところが昨年の十月、一万二千元に老齢福祉年金が改定になったことを一つの契機にして、この老齢加算の金額が普通でいけば一万二千元だと考えておつたものが八千円になった、本年四月一日からはその八千円が八千五百円になったのですが、その理由づけは一体何かが。当初は同額であった。この七千五百円当時だけが同額ではなくて、昭和三十四年に老齢福祉年金が一千元で出発をした際にも老齢加算が一千元。ずっと去年の十月までは同額だったわけですね。それが変わった。その辺の理論づけはどうなんですか。

【委員長退席、住委員長代理着席】

○翁政府委員 これまた生活保護の立場で申し上げますと、生活保護の立場では、いわば見舞金とかあるいは弔慰金というふうなものはいくらとして認めず、そのまま見ておるわけでございますけれども、それ以外の収入のある保護家庭につきましては、その収入は一応差し引いた上で生活保護するということの大原則があるわけでございます。その場合に先生おっしゃいました加算というものが片方にございましては、老齢であるとかあるいは障害を有する人であるとかあるいは母子家庭というふうなことに着目いたしまして加算制度というのを別途設けているわけでございます。

ただいまお話のございました老齢福祉年金は三

十五年四月に一千円で発足しております。その当時、やはり生活保護のたてまえ上、老齢加算といひまして一千円の同額加算をしてございまして、このときの根拠、と言えは少し言い過ぎでございますけれども、当時における七十歳以上の老人の一人当たりの生活そのものの費用の大体半額ということでございます。自來、老齢福祉年金は千円程度のもので、若干ずつ上積みをして四十八年までまいつております。四十八年、四十九年と非常な物価高騰の時期に際しまして、三千三百円から五千元、七千五百円と、こうなつたわけでございます。またまた生活保護基準の方で、いわば一類基準と私ども申し上げておりますけれども、六十五歳以上の老人の生計費に当たる部分の半額が大体これに見合つてきたわけでございます。五十年から五十一年にかけまして老齢福祉年金が大幅に改善を見ております。したがひまして、私どももいたしましては一応それを収入認定いたしました上、大体六十五歳以上の老人の一人当たりの一類経費の半額、これが昨年の十月時点におきまして八千円程度、ここの四月から八千五百円ということになりましたので、これを加算として見ておるわけでございます。まあ、理屈っぽいことを申し上げますと、もともこの加算と収入認定というのは別の制度としてあるわけでございまして、けれども、老齢福祉年金の場合にこれが長い間同額加算であつたということが、ただいま御質問のあつた一つの大きな原因ではなからうか、かように考えるわけでございます。

○田口委員 昨年の十月に八千円にした、その理由は、生活保護基準の一類の二分の一という一応の理屈といひますが、根拠をお示しになつたのですが、この問題でいまそういう根拠を出されても……私のところにも、なぜ減つたんだらうという素朴な疑問の手紙がたくさんきておるのです。さっきの三万円、それから補完的ということもここでもう一遍大臣に思ひ起こしていただきたいのですけれども、この十月から老齢福祉年金が一萬三千五百円になる。それを私の解釈でいけば、

さつき年金局長は制度的な補完という解釈をしましたけれども、他に収入、所得があつて、老後の生活を支える補完的な役割りを老齢年金が果たすんだというふうな理解をすれば、いままで生活保護法の適用を受けておつたお年寄りに対する老齢加算も、さつぱらに言へばいろいろなところへ勤定がありますれば、一万二千円、七千五百円、四当時は結果はさつぱり加算ですから、ずばりプラスになるのですから、これは文字どおり生活保護基準のお年寄りに対して生活保護を補完するというふうにとれるわけですね。ところがそれを一類の半分に削つてしまつと、生活保護を受けておるお年寄りと、老齢福祉年金を受ける、いわゆる一般のお年寄りの間に差が出てしまつてしまふ、一般のお年寄りと、老齢福祉年金という性格は一体何なんだということをもう一遍生活保護法の立場から問ひ直さなければならぬ。生活を補完する老齢福祉年金であるならば、最低生活に満たないお年寄りにつて生活保護法を適用するわけですから、保護家庭にするわけですから、当然にその保護家庭の対象のお年寄りと一緒に、お年寄りと、まあ多少の差があるとか、いままで言われておるますけれども、これを埋めるのが老齢福祉年金じゃないのか。生活を補完する老齢福祉年金であるならば、生活保護主体のお年寄りに対しても即全額を支給してあたりまえなんじゃないか、こういうふうな思ふのですが、大臣どうでしょうか。

○田中事務大臣 さつきから年金局長との間に補完的という意味について御議論がありました。これは法文の上で経過の、補完的という言葉は、私、実は記憶がないのです。ただ、あれができたときに福祉年金の性格論をめぐつての解釈として、確かに解釈書には経過的、補完的年金であるというふうなことにあつて、まあ主としてこのことを言つたのは初代の年金局長であつた小山進次郎君がこういうような名文句を考えたものの方でございませう。したがつて、解釈のまた解釈が必要になつてきたようなわけでございますが、私も

は、この補完的という言葉は年金の制度の中における補完的という意味に考へて今日までまいりました。他の収入との間を補完するということであつた。他の収入は、少なくともいま田口先生からお話の承るまでは実はず想をしておりませんで、なるほどそういうふうな解釈も生まれるかなと、いま聞いて思つておつたわけでありませう。ですから、そういう考え方からこの問題を考へるということはいささか無理ではなからうか。問題は実態論だろつと思ひます。

まあ、お互い社会保障を考へる者においては、老齢福祉年金の受給者であるようなお年寄りにできるだけの公的資金を給付したいという気持ちには半面あるものの、一体これをどこまでも無制限に加算してよろしいのかどうかという問題が實際論としてあるわけでございます。一千円ぐらゐのときには全額加算ということもあつてだれも不思議に思つておりませんでした。だんだん金額が上がつてまいりますと、福祉年金をもらつてゐる方と、もらわないその直近の方との間のバランスなどという問題が實際問題として非常にさつぱつと出てくるのでございませう。したがつて、いろいろと考へた結果、さればといつてこれは皆やめてしまふというわけにはいきませんし、加算をする必要があるといふことだろつと思ひます。で、いろいろ考へた結果、さつき年金局長の申したような程度の加算制度を起す。大体いま二万七、八千円から三万円前後の生活保護に一万三、四、五千円というものが上回つてくるというところになると、まあ早い話が六十九の者と七十歳の者との間の開きといふものもあるものではないか。いろいろ考へさせられるものもあるものではないか。この辺のところを彼此勘案して苦心の結果、一類基準、飲食費と衣料費の半分といふものが大体その辺だろつといふことで加算制度を起こして、できるだけよくはするが、あまりがちつとならないようにといふ配慮がこの制度だといふふうな御理解願へれば幸ひだと思ひます。

○田口委員 ちょっと時間がありませんから、い

まの問題でたとへばこういう意見書が各自自治体から上がつてきていることを最後に申し上げたいのですが、改正の趣旨として福祉年金の性格が生活保護的色彩を帯びるに至つた、だから私が言つたようなことをこの議会で言つてゐるわけですね。そういうことで、一類の二分の一にさういふ根拠を持たしてもやはり実態としては相当摩擦、無理がある、大変冷たい仕打ちだといふことが該当者から言われておるということをひとつ記憶にとどめていただきた。

さらに、それに関連してこれだけは何とかならぬかと思ふのですが、重度障害者の生活保護の問題について今回も改正がされておりますけれども、たとえば障害福祉年金、二十歳以上一級の場合、二万三千円です。それから特別児童扶養手当、二十歳未満一級で二万三千円、同額です。これに對するいわゆる福祉手当といふものが、これは常時介護をするといふことですから月五千元です。この例から申し上げた場合、たとえば夫が障害福祉年金二万三千円もらう。そうすると妻に對しては、これは健康な方ですから介護手当分として福祉手当が五千円出る。二万五千三百円。さつぱりの数字からいふ場合、夫は全然労働能力を失つてゐるのですから、二万三千円といふ数字はともかくとして、妻そのものが常時介護をしなればならぬわけですから、そうすると、全一日の介護を必要とする妻はそれだけ所得がない。この重度障害者の生活保護といふ問題については、いま言った老齢加算なり何々加算といふ意味合いは大いに趣を異にするのじゃないか。これは年金の額の方を引き上げるのか、それとも福祉手当の額を引き上げるのか、どちらかの方になるのですが、その辺はどうでしょう。

○翁政府委員 ただいま御質問のございました福祉手当につきましては、全額加算という対象の引き方をしております。それから障害福祉年金につきましても、老齢福祉年金とは別にこれの五割増しの加算をすることにいたしております。したが

と、障害加算は一万三千円になるわけでございます。なお、生活保護のためといたしまして、御承知のとおり生活の実態に着目いたしますので、きつめて重度の障害者を抱えておられる貧困家庭につきましても別途重度の障害加算といふものがございませう。したがつて、老齢加算とは別の意味で障害者に即した加算制度といふものを対応させるようにいたしておるわけでございます。

○田口委員 じゃ福祉年金は以上で一応終わります。次に、提出制の国民年金について、時間がありませんから先に私の方から三点ほど一遍に申し上げますが、先ほど趣旨説明であつた国庫負担の変更、現在までいわれる提出時の二分の一の国庫負担が本年九月から給付時の三分の一に改める、それは将来的なことを考へてといふ、その限りではわからぬでもないのですが、こゝし限りで見れば、きつうにいたつたこの参考資料を見ますと、国庫負担を見た場合に一般会計よりの受け入れが昭和五十年に比較して三百九十二億七千万減になるわけですね。これは三分の一と二分の一ですから数字からいへばさういふことになるでしよう。ところが私はどうも解せぬのは、今日提出制国民年金の財政が大変苦しい苦しいと言つておりながら、この国庫負担のやり方を変更したことに伴つて積立金の取り崩し一千六百八十九億。これを厚生省が出しておるいろいろな資料の説明を見ますと、この一千六百八十九億の理由は、昭和五十一年以降は、すべての被保険者が受給時に給付費の三分の一の国庫負担となるので、既往の提出時に受け入れた国庫負担は一応清算、返戻することとなり、年賦で一般会計に戻すのだ、それが一千六百八十九億だといふふうな説明をされておるわけですね。これは財政技術上から言つたらさういふことになるのでしうけれども、大変な国民年金の財政困難といふことに八十五条の問題から言つてなると、八十五条はさうあるけれどもこゝしばかりはといふことにはならぬのですか。財政当

○會根田政府委員　今回国民年金の国庫負担方式を切りかえたわけですが、この理由は、大きく言いました二つございまして、一つは財政的に安定すること、一つは当面本年度の財政事情、そういう緊急な要請があったということでございます。

まず、その財政上の問題でございますが、非常に長期的に見ますと、少なくとも年金数理の上では、拠出時であろうと給付時であろうと、要するに全体の費用を国が三分の一持つという考えでございますから、そういう意味では長期的には同じじことになるわけでございますが、現実の問題として、現在保険料の二分の一という国庫負担でございしますが、この保険料というものが実は本来必要な保険料よりはるかに低く抑えられておる、そういったことから、二分の一を積み立てましても、その安定した財政という立場から見ますと多少問題がある。それをはっきり給付時の一定割合といえますと、これはいובהはつきりと公に国として認めたことになりますから、そういう意味で財政的には安定した状態にとにかく乗ったと言えるのではないかと。それが一つでございます。

それからもう一つ、これがより切実な問題でございませうけれども、五十一年度の保険料は御案内のように本年四月から月千四百円、そういう非常額に低額でございませうので、これに見合った拠出時の国庫負担というのもののおずから非常に少ない額になってしまふ。したがいまして、本年度についてだけ見ましても、拠出時の国庫負担額と給付時に切りかえた場合の国庫負担では後者の方が大きい額になる。具体的に言いますと、現行拠出時方式で計算いたしました国庫負担は二千六百九十三億でございませうが、これを給付時にいたしますと、先生御指摘の資料の十七ページにございませうように二千八百八十九億でございませう。まあ大した差がないというあるいは御意見がおりかと思ひますけれども、国民年金の財政はそういうような非

でございますが、この資料にございますように、方式を切りかえますと、少なくとも過去抛出時の保険料二分の一相当として積み立てておった分、これにつきましては、今後給付時の三分の一といひ

うこととなりますと当然国庫負担の重複が生じますから、これは清算する必要があります。そういうことで今回はとりあえず、この積立金より受け入れられるという欄にございますように一千六百八十九億を調整したことでございますけれども、実質はこの両者合計したものが国庫負担でございます。したがいまして、今後なおまだ積立金の国庫負担分が残がございますからこれを将来調整するという問題がございますけれども、一遍に多額の調整をいたしますと運用収入その他の点で問題が出てまいりますので、その点は国民年金の財政収支に支障のないように計画的にやってまいりたいというふうに考えております。

○田口委員 いまもお答えの中にあったのですが、大蔵財政が国民年金に限っては苦しい。そこで、保険料そのものも千四百円、本案では二千二百円に来年なるのですが、このいわゆる平準保険料、この資料から見ますと、ことしの九月で五千四十円ですか、平準保険料そのものは。この平準保険料ということに限って私は申し上げたいのですが、平準保険料にしろこの実際の保険料にしろ、年々変わるということは納める側からいって好ましいものではないわけですね。できれば急激な変化じゃなしに、時間がたとうとも、納める保険料というものはずっと一定でいってもらいたいというところは常識的にわかると思うのです。しかし、今日までの国民年金の平準保険料だけを見たとした場合に、昭和四十九年が二千六百六十一円、それから本年三月が四千九百六十円、九月が五千四十円、来年の四月が五千百六十円というふうに、平準保険料というものが年々上がっていく傾向を目

積込に説法のように保険料が均一、支給される年金額も均一、この制度をそのまま続けていった場合に、いまのような国庫負担方式で保険料負担と合に、いまのようにならなっていくことは、これは

否めませんね。平準保険料よりもいまのところ低く抑えておる。しかし、制度が成熟化をし、保険料がどんどん上がっていく、こういった場合に、均一の保険料、均一の年金支給、この国民年金制度をこのまま持続をさせていくということは財政的に見て将来いかななものか。この辺、どうなんですか。

○會根田政府委員　ただいま先生お述べになりました点は、まさしく国民年金制度上の一つの大きな問題でございます。今回の改正に当たりまして、事前に関係審議会にいろいろ検討をお願いいたしたのでございますけれども、その際もやはりその点は問題になったでございまして、結果としては、準備その他の問題もございしますので、審議会の御意向としても、今回改正には間に合わないだらうけれども、いわば次回の検討課題とい

うことは結果的にはなつたのでございますけれども、今後の国民年金の財政を考えますと、果たして現在のままの定額保険料一本でいいのかどうか。もつとも、国民年金の対象者を考えますと、所得比例ないしは段階保険料、そういうものに余り大きな期待を持つということは多少問題がございますけれども、しかし、定額保険料一本でいざということについてはあらゆる角度から検討を加えて、財政の安定のためにはやはりできるだけ努力を払うべきではないかと考えております。今回はいづれにしてもいろいろの事情で間に合いませんでしたけれども、今後、非常に重要な問題として引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○田口委員　いまおっしゃったように、平準保険

円にする。だから、年金水準が高くなるのだから保険料もたくさんよしなさいということでは、国民皆年金というたてまえではあるにしても、この国民年金に限ってはどんどん抜けていくという

危険がいまのままでいけば出てくると私は思うのです。たとえば来年二千二百円、スライドで割れば二千三、四百円になるだろう。一人ならばいいのですが、国民年金は個人単位ですから、二人なり三人になりますと一カ月六千円、七千円になる負担になってくる。これが三千円、四千円になるということになりますと、一世帯で一万円近い年金保険料の負担にいまのままでいけばなるわけですから、したがって、これは関係審議会なんかでもその意見がありますように、所得捕捉がむずかしいということを言われておるようですけれども、考えればやる方法があるわけですから、国民年金財政の安定、健全化ということと、しかも給付水準を高めるということから、ひとつ年金保険料の徴収の方法についてさらに検討を進めていただきたい。

そして、この機会にあとやや事務的なことを二つほどお尋ねをしますが、千四百円に四月からなりました。来年二千二百円になろうとしておる。私、ちよつと不勉強なんですが、国民年金の掛金を集める方法として、私が聞いているのは、三月に一回ぐらいしか集めに来ないというのです。これを毎月徴収する、しかも、農村が多いのですから農協なり何なりに納入をするというふうな方法がとれておるのか。私が聞いた限りではとれてないようなんですが、これは制度としてはどうかか、徴収の方法は。

○河野(共)政府委員 保険料の徴収の点でございしますが、先生がおっしゃられましたように、注上は三カ月ごとに納付期限が定められているわけでございます。しかし、現実の運用といたしまして

しては、納付組織あるいは市町村等におきまして、毎月集金をしておるところがかなりあるわけでございます。

○田口委員 では、大臣のおるうちに厚生年金の問題で一つだけ、いまの財政に絡んで。

今回、千分の十八、厚生年金の掛金を引き上げた。その理由は、新聞なんかの発表その他を見ますと、給付がふえるのだから当然に掛金を上げていかなければならぬと、まあ、ざっとばらばらにはそういう理由ですね。ここで私がごく短時間大臣に質問をしてお答えをいただければ、一体厚生年金の積立金というものは何なのかという事です。この積立金というものは約十三兆円あるのでしょうか。私は結論から言うと、今度の千分の十八の引き上げは、給付の水準を高めるために掛金を上げるのだと言ってはおりませんけれども、結果的に言うと、はっきり言って積立金の目減りを保険料によって補おうとしておるのだ、こうお考えなすね。

それで大臣にお尋ねしたいのですが、この積立金は全部が全部、選挙演説のように大資本に持っているかたという事は私はここで言いません、ある程度は生活関連に還元をされておるとは思いますが、そういう分も含めて、積立金というのは今日までの日本の経済を支えた、年金の積立金は日本の経済成長に寄与したと言っても言い過ぎじゃないと私は思うのです。そうすると、日本の経済成長に寄与した年金積立金なら、当然寄与した分だけ年金被保険者に何らかの形で還元をされるという事は、これはストレートの見方としてあたりまえじゃないか。ざっとばらばらにどういう方法で還元するかと言え、利子です。まあ、ここで信託の利回りはどうだ、あちらの利回りがどうだということはいま言いませんが、公的年金のたてまえからいって、どうも余り高利の利回りには使っていないようでありま。ですから、そういう積立金の目減りを保険料を値上げをすることに、成長に寄与した性格を持つておるのですから、い

ま権力を持つておる政府でこんなことはできると言うのです、いままで二回年金がスライドいたしましたけれども、積立金自体をスライドに合せて、または特定の経済指標というのに合せて、連動させて積立金を再評価していくという方法はとれないものか。インデクセーションですね、そういったことの適用ができぬものか。そうでなければ、いまのように積立金制度でいく限りは積立金の目減りは否定できない。それを保険料で補うというふうなことはたまたまのものじゃありませんから、目減りを補うためには、うよりも、経済成長に寄与した積立金であるから、年金のスライドがあれば、そのスライドと連動させていまある積立金を再評価する、こういう方法がとれぬものか、こう思うのですが、大臣どうですか。お急ぎでしようけれども……

○田中大臣 いろいろなお話をしておきまして、積立金の効用はいかに、これもまたいろいろ議論のあるところでございまして、われわれは一つの考えを持っておりまして、いま最後にお尋ねになりましたのは、年金の積立金のデバリュエーションした部分を再評価して、さらに大きく評価がえをする。現実には、評価がえをしただけでは、空財でございまして何にもなりません、やはりこれを埋め合わせるには財源が必要だ、うということになります、どこから金を持つてくるか。一般会計から補てんとすれば、保険料で積み立てなかった分を税金で補完するということになるか、いろいろ議論のあるところだろうと思ひます。いずれにしても国民の負担でございまい。どのような方法で十分な積み立てをやっているかというのをわれわれは考えなければならぬ。そこで、積立方式の一番の問題点である積立金のデバリュエーション、これをどうやって逃れるかといったようなことについて、今後われわれの研究する課題があるのではなからうか、かように思っております。

○田口委員 いまの問題が出ましたから、年金局長、一体積立金の運用利回りは幾らなのですか。○曾根田政府委員 現在の預託利率は年七分五厘でございますが、それぞれの期間ごとに預託利率が変動しておりますので、五十年末見込みで申しますと、全体の平均利回りは厚生年金の場合六分八厘八毛となっております。

○田口委員 大体、厚生省は企業年金なんかの行政指導には、企業年金の積立金は高利回りでひとつ運用しないさい。公的年金と私的年金の違いということはありますけれども、私が言ったインデクセーションの適用をすべきじゃないかという一つの提起に対して、ではどこから金を持つてくるかという大臣のお話がいまありましたけれども、そうであるならば、積立金の半分は被保険者の掛金と言つてもいいのですから、その分くらいは一般私的年金がやっておりますような高利の運用を図つてもその分だけで、私はきょうはもう時間があとありませんから数字を挙げませんけれども厚生年金について言うならば、千分の十八引き上げる、こういう問題に結びつける必要はない。一般の被保険者が言つておる、十三兆円も積立金がありながら、なぜこの間に掛金を上げなければならぬのだという素朴な質問に答えるために、積立金の高利運用をやればそれは防げていくのじゃないか、私はそういうことを提起しておきたいと思ひます。

あと二問だけで終わりたいと思ひますが、国民年金にまた戻ります。本来六十五歳から支給される国民年金の繰り上げ支給を六十歳からやっておりますけれども、この状態を聞くと千差万別なんです、ひとしく言われておる要望は、六十五まで待つて来て、本格年金支給でまたもとへ戻らぬかということですが、そのためにはいま割引引かれて支給される減額年金の割引率が多少高くなつてもいいから、六十五歳でまたもとに戻らぬかということがあるのです、これは不可能ですか。

○曾根田政府委員 不可能かというお尋ですと、これは制度ですから不可能ということはないのですけれども、減額年金制度はもとと数理的に本来のレベルに見合ったものとして設定しているわけですし、いまのように一定年齢になると本来年金のレベルまで戻すとなれば当然保険財政その他に影響があるわけですから、そのような設定が不可能とは申せませんが、私どもが減額年金と考へておりますのはいづれにしても数理的に本来の年金に見合ったものでございまして、したがって、一定の減額率で受給すればそれがずっと最後まで変わらないというのはいわゆる減額年金でございまして、私ども、いまのところこの制度を変えたいという考えは全くございません。

○田口委員 では、最後に要望を申し上げます。国民年金にいたしましては厚生年金にいたしまして、今日までの議論は、もちろん今日も続いておりますが、給付水準そのものを上上げるということでありま。ところが去年あたりからは、給付水準を上げることはもちろんであるけれども、年金財政という問題について、有識者も受給者まで相当強い関心を持つて至つてきております。そういったときに、本年の二月に年金局長は全国部長会議で何かで標準保険料と保険料率との関係に於いて、六〇%を維持すること、そのことを見直さなければならぬのじゃないかという意味の発言があったようございまして、これはいま私が申し上げたような年金受給者、被保険者の気持ちからいって、どうも逆なをするような言い方にとれるわけですね。六〇%を維持しようと思つたらもっと保険料を上げなければならぬ、保険料を上げることがいやなら六〇%については云々するなというふうにとれるじゃないか。そういう解釈をした者があるのですよ。年金給付水準をもっと上げなければならぬ、しかし財政問題も考えなければならぬというふうにだんだん進んでおるのですから、この財源問題について、たとえば国民年金は均一の保険料徴収ではないに所得によって取るとか、それから厚生年金についても積立金の運用について、武士の商法じゃ

なしに、もっと積極的に、もうかるというのですか、総保険料で埋め合わせるようなことを安易に考えずに、そういう点についてより検討を深めていただきたいことを要望して、時間が参りましたから終わります。

○住委員長代理 次に、加藤紘一君。

○加藤(紘)委員 先ほど田口委員から今後の年金のあり方、特に年金の基本問題懇談会です、それに関連したお話があったようでございますが、私もそれに関して幾つかの質問をしてみたいと思います。

最初に、いま各種年金が幾つかあるわけでございますが、それを統合しなければならぬという話があるわけですが、それが出てきます理由として二つあると思うのです。一つは、事務的に余りばらばらになってはめんどくさいし、通算制度などというものを考えるのもめんどくさいという事務上の問題もあると思います。それからもう一つは、制度間にアンバランスがあつて、不平等でないかという話があるかと思ふのです。

最初に厚生省にお伺いいたしますが、現在各種年金相互間かなりの不平等があると思われまふが、単純にこうお聞きしたいと思うのですが、政務次官、いかがですか。

○川野辺政府委員 お答え申し上げます。

仰せのように、各種にいろいろの差別がありますけれども、こういったものが実際にいろいろ複雑とか何とかという問題もあるようでございますけれども、こういうことにつきましては、それぞれの場合でその必要に応じて考えられてこまめに来ておることでございますので、まあ、いまこれをすぐどうこうというわけにはまいりませんし、さらにこれはよく検討していかなければならないと思つております。

○加藤(紘)委員 それぞれの必要とそれから経緯があつたということでありましようけれども、最近、年金というものの関心が高まつた段階では、過去の経緯及びそれぞれの制度間の利害ということだけではほうっておけない事態に來て

いると思ひます。

専門の曾根田局長さんにお伺いしたいと思ひますが、いわゆるアンバランス、これは一番大きいのは給付開始年齢というものがあつたのでしようけれども、その点も含めまして、総合的に、いまの各種制度間の中でどこが比較的得をしてどこがまだまだと思はれるか、単純にお聞きしたいと思ひます。給付開始年齢も含めて、総合的に見ますならば、給付水準等も入れてですね。

○曾根田政府委員 大変むずかしい問題で、これは給付だけにとらえるのは十分でございませんで、やはり拠出との見合いも本当は考えなければいかぬと思ふのですけれども、お尋ねの点、私の考えを申し上げますと、一般的に言つて、やはり共済組合グループ、これは開始年齢五十五、最終給与に一応リンクした体系でございまして、この辺が相対的には非常に有利な取り扱いになつておると思ひます。それから国民年金の方は開始年齢その他から言ひまして、他の制度に比べますと、まあレベルとしては低いと言わざるを得ないわけですが、けれども、しかし、これが直ちに拠出との見合い等々から見ても不合理であるかどうかというところは、それぞれの制度の趣旨なり目的、それぞれに差がございまして、必ずしも一概には言ひ切れないのではないかという感じでございます。

○加藤(紘)委員 いま、各種共済というものが有利な感じがするということでお話でございましたけれども、最初に大蔵省の岡田共済課長さんにお伺ひいたしますが、国家公務員共済を総合的に取りまておられる立場として、国家公務員共済というものがほかの年金制度に比べて比較的有利であるという御認識をお持ちでございますか。

○岡田説明員 お答えいたします。

給付において有利であるかということが御質問の趣旨だらうかと思ひます。有利、不利というのはどういふ観点で言ふかという、非常にむずかしい問題があると思ひます。それは恐らく、事実といたしまして、先ほど年金局長の方からお話し

ございましたように、給付開始年齢が五十五歳という点は、確かに厚生年金に比べあるいは国民年金に比べて繰り上がつておるわけでございます。ただし、この場合であつても、厚生年金はたとえ退職を要件といたしません、われわれの場合には、五十五歳以上であつても退職しない場合、依然として共済年金が出ないという意味で、一概に年齢だけでもつて有利、不利は比較できないのではないかと。あるいは、たとえば遺族年金をとりましたら、遺族年金の最短の支給年限について申してみますと、厚生年金は六カ月ということでございますが、われわれの場合にはこれが一年になつてしまふことがございまして、遺族年金に準じていうのは、厚生年金の場合二十年みなしでございまして、われわれの場合は十年みなしということ、いろいろ差がございまして、そういうものを総合し、かつ負担の点におきましても、御存じのとおり、共済組合の場合におきましてはいわゆる公経済主体としての国庫負担というものは一五%でございまして、この点は他の公的年金に比べて一番低いと思ひます。また、掛金水準におきまして、この新しい制度が発足いたしました三十四年においては、組合員の掛金率は千分の四十四というふうになります。水準も高くなつております。そういう負担というものの兼ね合いで給付というものが決まつておりますので、有利、不利というのを端的にお答えできないのは残念でございます。

うような話で終わつてしまふ可能性があるから、あいまいな質問をしたわけでありまして。それで、後でまたこの問題をお聞きいたしますけれども、いまの年金制度間の中で有利、不利とか、いろんなこれからの財政の面で特に問題になりますのが共済であり、また公営企業体の共済組合ではないかと私は思ひます。

国鉄についてお伺ひいたします。国鉄の本年度の運営上の赤字です、運輸上の単年度の赤字は幾らか、これが一つです。それから、国鉄の一般会計の中からのいわゆる長期共済の方に組み込む額は幾らでございましてか。

○杉浦政府委員 ただいまの赤字という点でございますが、国鉄自身の赤字ということと理解いたしますが、本年度、五十一年度の予算上の収支パランスといたしまして四千九百億程度の赤字を一応見込んでおります。その前提といたしまして、運賃改定等を繰り込んだ結果としまして、その赤字を見込んでおります。それから、五十一年度の国鉄から国鉄の共済組合に対する負担金、これは一般の負担金と追加費用、両方合わせまして約千五百億ということになっております。

○加藤(紘)委員 国鉄の赤字というのは大変である。それで大きくいろいろ論じられていられるのですけれども、これでわかりますように約五千億の赤字があります。それで、国鉄の一般会計の中から共済に組み込んでおるのが千五百億もあるのです。これは一般に、どうしても支払わなければならぬ問題であるのかという問題点があると思ふのです。国鉄のスト権ストの問題があつたときに、私はタクシーの中で運転手さんに聞きました。同じ労働者なんだし、スト権ストを支持してあげるという気持ちになるのでしようかと言つと、元談じゃないと言つた。なぜかと聞きますと、彼らはスト権はないかもしれぬけれども、われわれよりはいい目をしていられるから余り支援する気にならぬのだ。単純な話です。じゃどういふ特典でいい目をしていられるかと言つたら、彼らは老後がいじやないか、駅の荷物係で、何も助役にならず

昭和五十一年五月十二日

とも駅長にならずとも、駅の荷物係で定年退職してもいい十二、三万、たしかもらっているはずだぞと言うわけですね。これは端的に、いま日本の各種年金相互間にあるアンバランスの問題を本能的に皮膚感覚で言っていることだと思つたのです。そして、赤字と言われる国鉄の一般会計から年間千五百億もつぎ込まれている、これは若干問題になると思われませんか。多過ぎると思われませんか。それともこれは仕方のない額と思われませんか。

○杉浦政府委員 ただいまの約五千億という赤字のよって来る収支上の問題でございますが、支出の面では、これは損益勘定でございますが、約二兆七千億程度の支出が全体でございます。この内訳としましては、人件費、物件費あるいは市町村納付金の納付とか、あるいは利子の支払とか減価償却費とか、全体込めましてそのような金額になつておるわけでございます。

御指摘の共済の負担金の千五百億、これは人件費の内訳といたしまして約一兆六千億程度の人件費が本年度考えられるわけでございますが、それが一割弱という割合になつております。したがって、全体の経費の中でこの共済の負担金が非常に高いかどうかという判断の問題でございます。この数年間続きまして約五割程度の負担割合になつておるわけでございます。もちろん、国鉄の経営上、全体的に経費が非常に高まり、あるいは逆に収入が減つておる状況でございますので、支出の面ではできるだけ節約をし、金額が少ない方がもちろんこれは望ましいこととございまして、今後十分にそういう点では全般的に支出の面での節約を励行しなければいかぬというふうに思ひます。その中でこの共済組合の負担金そのものが今後だんだん毎年ふえていく傾向にあるというふうに見通されるわけでございますが、この金額自体が非常に全体の中で著しく現時点において負担が過過ぎるとか、あるいは好ましくないとはいふような断定は、現在の段階ではちょっとしにくいということとでございます。

○加藤(紘)委員 好ましくない、ほかの制度から比べてこれがちょっと出し過ぎたというような感覚はないということとでございますか。

○杉浦政府委員 現在の共済制度のその制度の枠の中で本来的な負担金及び追加費用という形で毎年負担をさせられているものでございまして、これ自身につきましてもいろいろな問題はあると思ひます。あると思ひますので、総体的にそうした問題を今後どうするかという点は検討しなければならぬと思ひますけれども、それ自体について、このことが非常にアンバランスであるというふうにはいまちょっと申し上げられないわけでありまして、

○加藤(紘)委員 それでは端的にお聞きいたしますけれども、この千五百億のうち、いわゆる共済の国庫負担に類する、公的負担に類する、百分の十五でございますね、それは幾らであつて、使用者負担としての四十二・五が幾らであつて、追加負担というものが幾らになるか、その内訳を知らせていただきたいと思ひます。

○杉浦政府委員 年次がちょっと古くなりますが、決算が出ております四十九年度で申し上げますと、いわゆる負担金が千三百四十四億、それから追加費用が六百七十九億で、要するに純粋な経理上の負担、百分の五十七・五に相当する部分は四百五十四億になります。これを仮に一五％負担分というところで計算いたしますと、四百五十四億に對しまして一五％相当額が約百八十八億というふうな割合になるわけでございます。

○加藤(紘)委員 問題は、この百八十八億とそれから六百七十九億の解釈だと思つたのです。これはほかの公的年金も全部同じですから、自治省の方にも大蔵省の方にもお聞きしたいと思つたのですが、先ほどの答弁でもございましたその公的年金のうち共済の方は、厚年の方が二〇％拠出し、給付時負担しているのに比べて、一五％でございまして、よ、そんなに有利ではございません、こういう議論がありますね。しかし、一五％の部分、確かに国鉄については百八十八億です。しかしこの追加費

用と称する変なやつで、これが実に六百七十九億もあるじゃないですか。これは四十九年度であつて、五十一年度ですと恐らく一千億に近いのじゃないですか。私の聞いたところでは九百九十億くらいになる。年間約一千億です。私は、これは国家公務員共済でも地方公務員共済でも同じだと思ふのですが、いわゆる追加費用と財源調整とかいわれるもの、これが地方公務員では幾らあつて、国家公務員の場合幾らあるか、お聞きしたいと思ひます。

○岡田説明員 お答えいたします。

先ほど運輸省の方で四十九年度の決算でお話になりましたので、同じ年度について申し上げますと、いわゆる使用主といひますか、事業主負担である国の負担額が七百七十三億、それから公経済主体の立場のいわゆる国庫負担が二百七十三億、これは特別会計、一般会計を含めまして国家公務員に對して負担してもらつております。

○加藤(紘)委員 済みません、もう一度お願いいたします。公的負担が……。

○岡田説明員 公的負担が二百七十三億、それから事業主負担が七百七十三億でございます。そのほかに、先ほど追加費用という表現で整理資源のお話が出ましたが、その金額が六百二十六億でございます。合わせて千六百七十二億。

なおここで、追加費用の話が出ましたので、蛇足かと思ひますがつけ加へさせていただきますが、御案内のとおり、国家公務員の場合には、共済年金というのは従来の恩給制度から昭和三十四年に切りかへられた制度であります。それまでのいわゆる恩給制度から社会保険制度に移つたということとでございますが、問題は、恩給公務員期間につきましてはそれに見合う積立金というものがございせん。そういうことで、この積立金の不足額を追加費用とわれわれは稱してございまして、この追加費用を使用主としての国という立場で償却するための財源、これをまあ通常、追加費用あるいは整理資源という言葉で言っております。

○加藤(紘)委員 自治省、いかがですか。

○桑名説明員 地方公務員共済組合における四十九年度の決算に基づきます使用者負担額が二千五百八十八億でございます。そのほかにいわゆる公経済の主体としての地方公共団体の負担、先ほど先生が負担と言われた部分でございますが、それが八百三十四億でございます。それから追加費用と言われるものが千五百三十六億でございます。

○加藤(紘)委員 問題は追加費用だと思つたのです。国鉄の場合においても六百数十億、それから国家公務員でも六百数十億、人数の多い地方公務員では実に千五百三十六億、この額を全部足しますと、これ以外に電報がありますしそれから専売がありまして、約三千億近いものが国から出ていくということではないでしょうか。性格についてはいろいろ議論があると思ひます。しかし、厚生年金の拠出時負担の現在でもたしか二千億前後ぐらいたつたんじゃないかと思つたのですが、それにもまさる膨大な額がこれぐらいの人数のものに出てくる。先ほど大蔵省の方から、これは昔の恩給との連続性を保つものであるということをお言われまして、それは要するに過去勤務債務ということとでございますか。

○岡田説明員 過去勤務債務の一つであると言へると思ひます。過去勤務債務というのは、御存じのように二つございまして、いわゆる制度発足後の制度改善によりまして、現在の組合員を含めましてまだ積み立て不足の分、それから制度発足前のごとでございます。これは制度発足前のものでございまして。

○加藤(紘)委員 わかりました。制度発足前にしる、後のいわゆる目減りの問題にしろ、過去勤務債務の一種だと思つたのですが、自治省はどう思われますか。

○桑名説明員 先ほどの追加費用の額は、地方公務員の共済年金におきましては、いわゆる共済制度発足前の地方公共団体における退職年金条例の適用を受けておつた期間あるいは恩給適用者の恩給法の適用を受けておつた期間、その期間を引き継ぎまして通算いたしまして共済年金の給付を支

給することになっておりますので、その施行日間の期間についての費用でございます。

○加藤(紘)委員 年金局長にお伺いしたいと思うのですが、国鉄の場合はこれは完全に過去勤務債務だろと思うのです。これは、いわゆる目減りにしろ、制度が前からいろいろな形であつてその部分を補てんするという形にしろ、こういうものが公的資金で補てんされている制度がほかにもあります。たとえば農業者年金、これは過去勤務債務は全部被保険者の保険料アップになるということになっていきます。厚生年金もこういう追加費用とか整理財源というものはないと思うのです。恐らくいわゆる共済だけにある。そしてその額が多額にある。ぼくはこの額が実は、親方日の丸の恩給はいという庶民の端的な感覚をもたらず原因じゃないかと思うのですが、理論的に年金制度間の問題としてどう御判断なさいますか。

○會根田政府委員 過去勤務債務を当然に別枠で国庫負担するという考えはもちろんだいませう。国庫負担率が一五％あるいは二〇％というような場合に、その理由の一つとして、まあ過去勤務債務もこれありということでも、当然のこととして経緯はございまして、率の設定されたという経緯を別枠で国費持ちということ、私どもの方の管掌しております制度にはございませう。

○加藤(紘)委員 最初私は、各制度間に、どれが有利か不利か、アンバランスがあると思うけれども、その比較をお願いしたいと言ったときに、基準がないということが皆さんの答弁にあつたと思ふのですが、私は、この過去勤務債務を公的資金で見ると見ないかということ、猛烈に大きな不平等の判断をする一つの基準じゃないかと思ふのです。いま年金局長が、共済組合の場合には一五％でございまして、普通の二〇％とか三分の一に比べて低い、低くてがまんせざるを得ない一つの理由になつておるといふような答弁でございまして、けれども、いまの過去勤務債務にしろ、追加費用といふものと百分の十五の公的負担とを足したもので全体の長期給付の負担を見た場合には一体何

％になるでしょうか。御計算なさつたことないかと思ひますけれども、念のため地方公務員の昭和四十九年について見ますと、実に三六％になります。正確に言うると三五・四％です。これは国民年金の、今度は給付時負担になりましたけれども、その三分の一の三三％よりも多い額ではございせんか。国民年金は使用者がいらないから優遇されておりますよ、と。しかし地方公務員はもつと優遇されているではありませんか。その点、どう思われるか、桑名課長と會根田局長にお聞きしたいと思ひます。不平等じゃないですか。

○桑名説明員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、追加費用はいわゆる施行日間の期間に対する給付の補てん額でございまして、結局、その当時における制度は積立制度をとつておらなかつた時代でございまして、使用者である地方公共団体も被用者である地方公務員も積み立てをしていなかった時代でございまして、それを加えて全体で何割だということをお話しただきまして、必ずしも負担が大きいということにはならないのではなからうかという感じがいたすわけでございます。

○會根田政府委員 私も他制度の關係の財政事情を必ずしも十分承知しておりませんので軽々しく発言いたすのはいかかと思ひますけれども、厚生年金にいたしましては国民年金にいたしましては、財政状態、まことに、何といひますか、いまのようなお話を聞きますと、非常にまじめに再計算を行い保険料の設定をしておるといふ感じは、率直に申しましていたすところでございます。

○加藤(紘)委員 いまの局長の話は、まじめに計算して被保険者にぶつけているのがばからしくなるという解釈と受け取つていいと思ふのですよ。

それから、桑名課長にお言葉を返したいですけれども、昔積み立てていなかったと言つても、それは皆さんの仲間の話でしょう。制度で一つ一つつくつてある、だからわれわれは国家公務

員ということですつと連続性があつて制度をやつております、そして昔から恩給制度がありまして、そして昔の人たちは積み立てておかなかつたので国からお金を出しますというのはおかしいのじゃないですか。それは昔の人が出していなかつたんで、われわれ後代がいろいろな保険金の中で若干負担してその分は埋め合わせをしようというものが本来であつて、それを国から取つてくるというのとは自分が財布を預かつているからこその話じゃないでしょうか。それが厚生年金グループでできますか。

○桑名説明員 地方公務員の年金制度におきましては、施行日後の期間の分につきましては三者負担をとつていられるわけでございます。したがいまし、施行日後の期間の制度の改正等に伴う増加負担分につきましてはいわゆる三者負担をとつていられるわけでございます。いま申し上げました追加費用というのは施行日間の期間の分でございます。

それで、いま先生のお尋ねの、積み立てをしていないのは仲間の話じゃないかという点でございますが、もちろん施行日間の期間についてはそういうような制度がなかつたわけでございますが、ただ、こういう年金制度が確立いたします前は、いわゆる退職手当制度自体もなかつたわけでございます。まして、こういう社会保険制度としての共済制度ができてくる前の、なかつた期間についての追加費用を地方公共団体が負担しているわけでございます。

○加藤(紘)委員 大蔵省に同じ質問を申し上げます。大蔵省は昔から恩給制度があつたわけでしょう。そのときどうやっていたか詳しいことは知りません。しかし、恩給制度があつて、その後国家公務員共済の長期給付になつた。確かに法律は変わつて制度は新しくなつたかも知れませんが、いまでも、そして私は社労の委員とかなんとかをしていながら、恩給といふのは共済ですといふような、何かごちゃごちゃしたことはある程度知つていませうけれども、一般の国民にとっては、いまの国家

公務員の共済の長期だつて恩給と呼んでいるわけですか。同じ恩給の仲間じゃないか。昔の人が積みでなかつたからその分を国庫財源から取つてきて、それも公的負担の二百七十三億に比べれば六百二十六億、約二・五倍、膨大な額だと思ふのです。それが社会的公平という観点からは是認されると思ひますか、お聞きしたいと思ひます。

○岡田説明員 お答えいたします。

施行日間の期間の分につきましては、いわゆる整理資源という形で毎年入れております金額は筋が通らぬではないかというお話だと思うのですが、実はこれは恩給制度のそもそものなるわけでございます。これははしりませんが、当時官吏と言われたいわゆる公務員につきましては、恩給納付金といたしまして毎月百分の二ずつ本俸から繰り入れていられるわけでございます。ただ、それを積み立てという形で国がとらえておらないということでございます。したがいまして、そもそも公務員が何もしなかつたということにはならないと思ひます。

それからもう一点、一般の民間でございまして、戦前はむしろ一時的な退職金というのが一般でございまして、官吏の場合は御存じのとおり、長期勤務いたしますと、普通の場合、戦前は退職金はございせん。そのかわりに恩給という年金形式で老後というものをカバーする、こういう思想でございまして。したがいまして、その年金の部分だけとらえて国がどれだけ出すのはいいか悪いという議論はなかなか言えないのではないかとと思ひます。要するに、昔も民間と同じように退職手当も出し、かつ年金的なものも出しといった場合の論議じゃないかと思ひます。

それからもう一つ、これも申し上げておきますが、これは国と言つても国庫ではございせん。国に使用せられておる公務員でございまして、いわゆる勤労者でございまして。そういう意味で、たまたまその使用者が国であつたということでございます。

○加藤(紘)委員 いまのは詭弁だと思ふのです

よ。仮に積み立てていたとします。しかし目減りしているわけですね。戦前、五円か十円積み立てていたところで現在何もないわけですから。その発想でいきますと、理論的には、積み立ててなかったからその部分ですけれども、積み立てていたとして、過去勤務債務は二種類あるとおっしゃいましたけれども、本来の過去勤務債務の負担部分として国が出すことになるわけですね。そうでしょう。積み立てていたとして同じことをやっていますよ。ですから、本来はこれは百分の八十五の中で折半で負担するか、それでなければ給付水準を低めるか、そうしない限り、私たちは百分の十五でございましてよという話にはならぬと思うのですよ。現に、お役人及び親方日の丸の年金はいい、いっぱい出していますよという話は確かにあります。国鉄の場合だって、当人負担が今度改正して何%になるのですか。五・五%ぐらいじゃないですか。厚年だって大差はない。今度値上げになれば四・七ですか。そんなにめちやくちやにいっぱい保険料を払っているように思えないのです。それなのに現実には、現在退職した人の年金というのは格段の差がある。

それで、先ほど大臣が田口さんの質問に対して一生懸命答弁されておりました。過去勤務債務というものをどういうところで負担すべきなのか、それはむずかしい、慎重に考えなければならぬ問題ですということを言いますが、国家公務員、地方公務員、それから公共企業体にはもう全然議論なくすぽんとやっているじゃないですか。これが年金制度の間の不平等でないとして言えるでしょうか。年金局長もひとつ遠慮なく、その辺どう思われるか。年金相互間の一つの不平等です、ということをここで断定してもいいと思うのですが、いかがですか。

○會根田政府委員 私は何も各種共済組合等について云々するつもりはございませんけれども、ただ関係審議会等で、たとえば共済組合の年金制度の性格論なども議論になっているようにございいます。厳密な意味で厚生年金と全く同じ公的年金だ

けの性格のものなのか、あるいはやはり数老年金的な性格といったものも加わっているのかどうか、そういう問題もございまして、その点は十分考えなければいかぬと思ひますけれども、いずれにいたしましても、年金関係の懇談会が発足いたしましたして、そういう点も含めて問題点を大いに煮詰めていこうというのが実はきのう発足に当たったの各委員の御意見でもございまして、そういう点も含めまして、これから各制度の問題点を洗い出して今後の参考にいたしたいというふうに考えております。

○加藤(紘)委員 国鉄をこれからどうなさいますか。五年後、過去勤務債務が二千億円になります。何ぼ運賃を値上げして黒にしたところで、これを国鉄の一般会計から持ち出して、それは人件費の一部でございましてからといって出し続けられますか。これはこれから五年後、国鉄財政の非常に大きな問題になると思うのですけれども、それについて検討なさっておりますか。

○杉浦政府委員 国鉄自体の財政問題につきましては、御指摘のように大変な事態に立ち至っているわけでございまして、当面、五カ年間を目標にいたしまして再建計画をつくっておるわけでございまして、一応そうした計画の中側の問題といたしまして、先ほど申し上げました支出の面での検討ということも十分にやっておるわけでございまして、その中で共済組合の負担金の増額、増加傾向というものは、やはりかなり大きな問題であるという認識はいたしております。

しかしながら、そうした点だけをとらえてまいるわけにもまいりませんで、国鉄全体の経営、経理というものにつきまして、私も、運賃改定なりあるいは国庫の助成なりあるいは経費の節減なり、多角的な分野からこれを解決したいというふうに考えておりますので、現在の時点におきまして、この負担金の金額いかんという点にだけメスを当てるということは考えておりません。全体にわたりますして、その一環として考えてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(紘)委員 このように過大な、ほかの年金では考えられないような、そして実は年金制度というものがかなり目減りするという本質を持っていく段階で、最大の悩みの事さういった形ですらうと解決している共済制度という問題は、私は、年金間の最大の不平等であろうと思ひます。これは一般に余り論じられてないことだし、給付を受ける方は、これはいいわけですから余り論じない。これは野党の方も論じられない、われわれも余り論じたくない問題ですけれども、しかし年金制度間の基本問題を論ずる際に、どこが有利か不利かというその認定というのは、非常に重要なことだと思ひます。

大臣いま来られて、論議が途中で申しわけないのですが、専門家でいらっしゃいますから、先ほどの質問をもう一回繰り返します。大臣は、先ほど田口さんの質問に対して、いわゆる過去勤務債務目減りによって生じます、その給付時に要する積立金で賄い切れないうところを後代が保険料で負担すべきかどうか、そういうのはこれから慎重に、十分に考えていかねければならぬ問題ですと非常に慎重に答弁されておりました。しかし私がいま質問をいたしましたのは、国鉄及び公営企業体、それから地方及び国家の公務員共済では、その面で膨大な額が国庫から支払われている。公務員と公営企業体全部合わせて四十九年度で年間三千億です。それぐらいのものが、この少ない人数、国民全体から見れば少ない人数に支払われ、目減りの問題がずっとここで逃げられていく、これは一つの大きな不平等ではないか。だからこそ親方日の丸、公務員の年金というのは、確かに掛金も高いだろうけれどもいい目をしているという国民の本能的な感覚があるのではないか。これは正すべきだと思ひますので、大臣いかが思われますか。

○田中國務大臣 加藤さん、各種長期給付年金の内容についていろいろ御勉強になっておりまして、私、大変心強く思うわけでありまして。私も、いま厚生大臣ですが、一国会議員として先生と同

じような問題を実はフォローアップしたことがございます。いま厚生大臣として私、国民年金と厚生年金のみを所掌しているわけでございまして、私の立場から各種の共済年金について直ちに論評することはいかかと思ひますが、しかし、やはり年金制度の基本をお預かりしている私どもとしては、その方面の注意も怠ってはいけな、かように思っております。

したがいまして、恐らくいま答弁があったと思いますが、私どものところでごく最近発足をさせました年金懇等でも、そうしたことについても考察をしていただくということで出発をしているわけでありまして。

確かに申し上げるやうに、年金の性格が違ふと言ひます、いろいろ相互間にアンバランスがあつたり、制度自体の問題があるというところを、私は当時から、厚生大臣就任前から知つていたわけでありまして。財政内容についてあるいは給付のあり方について、制度内部にいろいろな解決しなければならぬ問題があり、また相互間にいろいろアンバランスがあつて、これが国民的立場でもってこのままでいかどうかという問題がいろいろあることを私は知っております。こうしたことの解決のために、われわれは努力しなければならぬ、その一端を年金懇等でもお願いをいたしたいというふうに思つておるわけでございまして。

問題は、広範多岐にわたりますので、個々の問題についていろいろ申し上げれば申し上げる材料もないわけではございませんが、この場面では、先生も恐らく御存じだろうと思ひますから、あれこれの点について申しませんが、今後確かに政府として考察をいたさなければならぬ問題であるということは、私も、さように思つておるわけでございまして。

○加藤(紘)委員 先ほど過去勤務債務の問題を論じました。それは、いま大臣が答弁されましたやうに、非常に大きな問題としてこれから取り扱つていただきたい、こう思ひます。

それではもう一つ、もうちょっと簡単なお話を

岡田課長にお聞きしたいと思います。

どう考えても、給付開始年齢五十五歳、もうちょっと早くやれば五十二歳あたりからでも云々と、この問題についてはどうも不平等だということで、公務員共済審議会で今井会長も最近メモを出されておりますね、引き上げるべきだ、若干アナクロである。この意見に対してどう御判断なさいますか。

○岡田説明員 国家公務員の五十五歳支給開始、それのみでございまして、年金間、たとえば厚生年金と国民年金との間で格差がございまして。ただ五十五歳というのはいかに早いではないかという御意見であろうと思いますが、こういうものにつきまして御批判の声があるということは十分承知しております。また公的年金の調整をする場合、やはり給付開始年齢というのが一つの大きなポイントであろうということも承知しております。

ただ、先ほど委員に申し上げましたように、厚生年金等と違ひまして、共済年金の場合は、これは地方などの場合も同様でございまして、退職を支給の条件にしているという点があるわけでございまして。だから、そういう前提というものを抜きにしてこれだけをとりだして議論するのは、あるいは適当でないという片方での反論もございまして。そこで、老齢年金と退職年金、それぞれの年金の目的というものの性格上の差異というものも含めまして、各年金制度でいろいろ議論をしていただいているわけでございまして。

先ほど触れられましたように、私ども、大蔵大臣の諮問機関でございまして国家公務員共済組合審議会におきまして、いわゆる今井メモという形で提起された問題点などを中心に、公的年金制度内における私どもの共済年金のあり方について、鋭意審議会におきまして、いま、さらに御検討願っているわけでございまして。

○加藤(純)委員 あつさり若過ぎると思ひますと言つただけならこういう質問はしません。それでは、現実には支給開始年齢の平均はど

れぐらいになっていきますか。

○岡田説明員 手元に最近の正確なデータがございませぬので私の記憶でございまして、約六十歳でございまして。

○加藤(純)委員 厚生年金は幾つになっていきますか。

○會根田政府委員 平均いたしまして約六十三歳前後というふうに承知しております。

○加藤(純)委員 ですから、それは退職を要件にするとかいろいろ細かいことはありますが、そんなことを言えば厚生年金の方だって、六十歳だつてもええない人が大分いるのです。ですから私は、そういうことで本質を逃げるべきじゃないと思ひます。私は、長期構想懇談会で、これからいろいろやらねばなりませんけれども、どんなにいい答申をなさいますけれども、各制度が既得権を主張して強引なことを言つていたら、どうにもならぬと思ひます。私、きょうの答弁、各課長さんからお伺ひしておりますと、まさにここに長期構想が何ぼ答申しても、こんな答弁をされてはどうにもならぬということを感じます。本當に恵まれていてるという感覚はないのでしょうか。六百数十億のものを出した、そして全然その感覚がないというものは、この長期構想が先行きに暗いものを出すと思ひます。私は、これから、もちろん膨大な問題です、毎日毎月銭がくるという何万人の話ですから、簡単に答弁できないということとはわかります。しかし真剣に社会的公正ということ、みずからの置かれた立場を離れて、非常に客観的に物事をこれから判断していただきたいと思ひます。そうしない限り、私は、年金制度の進歩というものはないと思ひますが、ここでひとつ大臣にお聞きしたいと思ひます。

いわゆる年金相互間のいろいろの問題ですね。今度、私ちょっと調べてみたいと思つていろいろお聞きしても、年金制度を全体で見ている行政機関というのはないですね。厚生省にお聞きしますと、やはり厚生省管轄以外の問題は余り手を出したくないというような感じがであります。社会

保障制度審議会の事務局というのがあるのでしょけれども、そんなに私はインシテブをとつてこの問題を考へていこうというところではないように思ひます。きのう、長期構想懇談会のあるメンバーのひと、会議が終わつてから会いまして。結局、行政の中でどこかがこの問題を制度間を通じて考へる、そしてプッシュし、インシテブをとるところがなければ、われわれの努力は徒勞に終わるのではないかと申しておりました。その役割りはどこが果たすべきなのでしょう。そういう役割りを果たす行政組織がなければいかぬと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○田中事務大臣 いま加藤先生がいみじくも述べたことが、この問題についていまでも、そして今後、問題の解決なり前進というものを円滑にしなければならぬ一つの基盤であるというふうにも私も議員時代から思つておりました。それぞれの役割がそれぞれ所掌をいたしております。国会の委員も、実はそれぞれ別の委員会です。年金だけ給付がよければ、あるいは改善すれば、他の方は余り横を見ないというふうな傾向があつたことは、私は否めなないと思ひます。そういう意味では、私どもの厚生省も、実は先生おっしゃるやうに、厚生年金と国民年金だけを見ているわけでございまして。しかし長期給付の年金について、いろいろと国民の間にも御意見があることでございまして、したがって私どもも、問題意識を持つて、ある程度は各種の年金についての調整というものを厚生省が中心になつてやらざるを得まいということ、そういういままでの所掌事項を若干オーバしたかっこうで、年金懇に対していろいろの問題を今後提起をする所存でございまして。

な、率直に言つて、いささかこれを全般的に見ているのは大蔵省主計局であることは私は知つておるわけでございまして、大蔵省主計局は確かに各種の共済についてはある程度見れる仕掛けになつておるということは、議員時代から知つておりました。しかし、これとてもなかなか簡単に問

題を一元化するような立場にはございませぬ、そうした考案というものが今後必要になつてくるということは、私は否定をいたしません。

○加藤(純)委員 主計局に期待せざるを得ないの必要がある、どこかの行政組織が見ていかなければならぬということでございます。それが何らかの形でこれから必要になつてまいらぬと思ひますので、その努力をしていただきたいし、もしそれができなかつたら、ぼくはやはり厚生省だと思ひます。人数から見ても、ですから、農林年金から農業者年金から、特に農業者年金なんて、これから一体どうするのかと思ひます。制度でございましてけれども、そこまで心配する、とりあえずは厚生省年金局が心配するだけのおせっかいさをこの問題については期待したいと思ひます。時間もありませんので、一つだけ私の日ごろ思つておりますことをちょっと述べます。

石野局長にちよつとお伺ひしたいと思ひます。児童手当のために本年度国庫から幾ら支出されますか。

○石野政府委員 五十一年度ペースで七百十二億でございます。

○加藤(純)委員 福祉手当のために幾ら支出されますか。

○石野政府委員 これは社会局所管でございまして、百十二億と聞いております。

○加藤(純)委員 子供が三人目が生まれてお国から月五千元ですか、それを国民はみんなならげら笑つています。国も確かに豊かなものだなと思つて。何もこんなものこなくたって子供は育てるよと国民は言つています。それで、たとえば五つ子なんぞ生まれれば、これは確かに効き目があると思ひますが、国全体が子供は二人ぐらいがいいだらうというふうな話が行き渡つていて、それで五人目がまた生まれたら五千元くる。確かにこれはあればあるにこしたことはないのか、あつた方がいいと思ひます。あれば、しかし、これか

負担についていろいろお話がございましたが、これは今後、この年金の保険料の問題に連なる基本的な問題でございまして、考え方について実はいろいろあるわけでございますので、いまここで私があれこれ申し述べますと、先生から質問しないことを答弁したということになりますので、これについては、ひとつこれはこれなりにまた御討議をいたしたいと、こういうふうに思っています。

○金子（少）委員　そういう考え方を基本に置いて、私はただいまから少しお尋ねさせていただきますが、御意見を承りたいと思っておりますのは、今回の改正の中に具体的にあらわれてきている問題をとらえてみたいと思います。基本的な問題は、同僚の田口議員が質疑をいたしておりましたので、重複を避けたいと思いますので、私は、むしろ具体的な問題に入ってみたいというふうに思っております。

今度の厚生年金の一部改正に当たりまして、基本年金額を改正して標準的な年金額の月額を約十万円、十萬四円金という言葉を使っておりますね。約十万円になるということが表明されております。しかしこれは、この前四十八年度のときに五萬四円金というのがございましたね。そういうのを打ち出されておりましたが、あのときもそうだったのですけれども、みんながそれだけでもえらいという錯覚を一般的にはしているわけでございましてね。しかし御承知のように、実際には十萬四円金を受け取れるような人は、あの条件にかなっていないなければならないわけですから、あれだけの条件にかなっている人たちというのはそうたくさんいない。一〇％そこそこぐらいしかいないと思いますね。そうすると、大方の人たちは平均六萬八千円ぐらいということになるわけですから、大変に違ってくると思いますね。そこら辺は、まやかじじゃないのでしょうか、錯覚を起こすような表裏があると思います。そして、そのことをいま御答弁いただいたこうと思っているわけじゃありませんで、そういうことを踏まえて実は私、伺いたいのでは

は、今度の改正の中で金額の引き上げとして変わってきたわけですが、妻の、配偶者の加給金制度というのがございますね。従来二千四百円だったのが今度は六千円になる。金額が大きくなるから大変結構だろうということで、まあ結構は結構だと思えますけれども、私がお尋ねしたいのは、妻の加給金というのは何だということなんでですね。というのは、厚生年金は個人年金でなくて家族年金という考え方がございますね。そうすると、妻も子供も含まれているというふうに一応考えて見ているわけなんです。そこへ今度また新たに妻の加給金というのが追加されているというのですが、どういうふうに位置づけて考えたらいいかかわからないので御説明いただきたい。

○會根田政府委員　厚生年金の場合、給付の体系といたしまして一応世帯というものを想定いたしましたて、单身の場合、有配偶者の場合、それぞれ差を設けておりまして、それが具体的には加給年金ということで差を設けておるわけでございますが、この点が国民年金の個人単位の考えとは違うわけでございますけれども、いづれにしても制度発足当初から加給金ということでやっておりますので、今回の改正は、従来のそういう基本的な考え方を踏襲してこの金額の見直しを行ったということでございます。

○金子(み)委員　今回はそうだろうと思います。それはわかったのですけれども、私は、いままで質問をするチャンスがなかったものですから、いま初めてお尋ねする次第なのでございますが、なぜ加給金という制度を設けたかということを知っているわけなんです。

○會根田政府委員 單身の場合と有配偶者の場合の生活費と申しますか、これは当然差があるわけでございますから、そういう意味で、加給金によってその需要にこたえることにいたしておる、そういうのが現在の考え方でございます。

○金子(み)委員　そういうふうにお答えをいただきますと、それなら妻は六千円でいいのかということになってしまふのですけれども、この問題ば

かりやでいてもなんですから、適当な形におさめておきたいと思うのですが、加給金制度というのは非常に煩わしいものだと思うのです。ね。もつとすつきりとした方がいいと思うのです。加給金制度として妻は六千円だ。二千四百円分だったのが今度六千円になったから、少し格が上がったのだなというような大変ふまじめな議論もあるぐらいでして、これは非常に煩わしいし、理解しにくい存在だと思うのです。いま単身者と妻帯者では費用が違ってくるからだろうと局長おっしゃったのですが、まあ思いやりのある考え方でおやりになったのかしらというふうに思うのですが、そうすると、金額として非常におかしいということになってしまいます。率直に考えて、これは要す

るに年金の支給額が余りにも低いから、それを何とかごまかすという言葉が何ですけれども、それじゃ余り低過ぎて何となく気になるから妻の分としてくつ付けたのだというぐあいには解釈できるのですけれどもね。大変率直な言い方で恐縮なんですけれども、そういうことじゃないのですか。

○田中中国務大臣　金子先生、そこまで勘ぐってお考えにならなくてもいいんじゃないかと思うのですよ。実は厚生年金は世帯単位というかつこうでできておりまして、国民年金とは性格が違います。そこで当時のこの制度を立案した者の頭の中

には、いわゆるサラリーマンの給与形態というものがあつたのだらうと私は思うのです。ですから、いわゆる家族給的な思想というものがこの中へ入ってきているということでもあります。そしてこの金額も、率直に言うとは実は国家公務員の家族手当、家族給ですか、人事院勧告ののちとして正直

にこういふふうに直したわけでありまして、あれこれ悪い魂胆があつてやつた人という気持ちには毛頭ないのであります。財政不如意の折ではございませうけれども、やはり何とかそこのところをちゃんとしないと、一体今度は何で人事院勧告と

違ったのだということでおしかりを受けるので、私どもとしては、人事院勧告を受けて、それだけはいきれいに乗せようじゃないかということで乗せ

基本論として、こういうものがあつてしかるべきか、ない方がいいかという議論は一つあるだろうと思いますが、私は、いまのところ、こういうものを全廃するということについては、社会的抵抗もあり、よほど考えなければなるまい、なおしばらくこういう制度でやっていた方が年金受給者のためよろしかろうというふうなことを考えてやっているとございます。

○金子(み)委員 それはわかりました。国家公務員の場合、いまお話しのように、給与プラス扶養手当として妻、子供がついてきますが、そういうこと自体、やはり同じような理由で制度としておかしいとは思っているのです。すっきりしないと思います。

しかしその問題は、そこまでしておきまして、その次に、年度の改正の中に遺族年金がございます。この遺族年金の場合でございますが、遺族年金は日本の場合は大変に低い。これは、また低い話になってしまうのですけれども、配偶者、まあ話が早いですが夫と妻というふうな話を持っていてみたいと思いますが、夫が亡くなった場合に、その夫が給付されるはずの年金の五〇％が遺族年金として妻に与えられるということになっているわけでございますね、この五〇％という数字が大変に低いという意味なんです。

それで、これは昨年のILO百二号条約の批准のときにも、かなり論議された問題でございますから御記憶にあると思うのですけれども、ILO百二十八号条約では、生前夫が働いていた標準報酬の四五％が年金として妻に与えられるというのがILOの水準なんです。そうすると日本の場合は、夫の給与の五〇％じゃなくて夫が受けるべき年金の五〇％ですから、これを給与に換算しますと二一％ぐらいにしかならないわけですね。

ですから非常に低い。約半分ぐらいです。そこで私たちは、昨年の百二号条約の批准の際にも厚生大臣にぜひお願いをいたしました。そして妻が受ける遺族年金は最低七〇％、これは世界のど

この国を見ても最低七〇％になっていますから、一〇〇％なんて大それたことを一遍には言えないのでまず七〇％からということで、七〇％に引き上げていただきたいということをお願いをいたしまして、厚生大臣もそれはぜひやりたいとおっしゃってくださって、たしか五十一年度の予算にはこれを盛り込んで予算要求をいただいたはずだというふうに私どもは記憶いたしております。それが実際問題としては、そうならなくてやはり五〇％のままで、しかも、そこに寡婦加算制度というものが新しく生まれたわけですね。六十歳以上の未亡人であった場合には月額二千円ですか、これを加算する。これは、さっきの加給年金の場合と大変よく似た考え方みたいだと思うので、七〇％要求したのが、それができなくて五〇％のままに据え置いてしまったから、何とかしなければならぬというので一生懸命考えてくださったのでしようか。月額二千円の寡婦加算制度を新たに設けたということ、ありがたいたことだとは思いますが、本当だったらこうではなくて、基本的な比率を高めていただく方がありがたかったと思うわけです。

そこで、なぜ年金給付率を引き上げるのではなくて寡婦加算制度になったかということについて、きょうは大蔵省の方からいらつしやると思うのですが、私、厚生省は一生懸命に予算獲得のためにがんばってくださったと思います。ですから、言えなれば大蔵省で切られたのだというふうに理解できないでもないですね。大蔵省の方にそこら辺の説明をしていただいたら納得できるかしらと思ひますので、この点は、大蔵省の方にまず説明していただきたいと思います。

○梅澤説明員 遺族年金の問題につきましては、ただいま委員指摘のように、五十一年度予算の編成に当たりました。厚生省の方から改善の御要求がございました。私も厚生省当局と各種の角度から検討したわけでございますけれども、かいつまんで申し上げますと、現在の日本の遺族年金というのは、ただいま御指摘のように、基本の年金

額の二分の一という水準になっているわけでございますけれども、各国の遺族年金制度をいろいろ洗って見ますと、日本の場合、夫の要件それから妻の要件等の面で、俗な表現で言えば非常に甘い面もあるわけでございます。たとえば主要国の遺族年金を見ますと、若年でお子さんのないような遺族に年金を支給しているという国はほとんどないという状態でございます。それから国によりましては、いろいろ工夫をいたしております。年齢別に給付率をいろいろバリエーションを持たしておる。たとえばスウェーデンなんかの場合、私の記憶でございますけれども、三十六歳の奥さんでございまして、確か御主人の年金の一六、七％、それが一歳上がるごとに給付率が上がっていく、こういう仕組みもあるわけでございます。

そこで、私もいたしましては、現在の遺族年金五〇％の水準を、現在の遺族年金の制度をそのままにしておいて一律に引き上げることについては相当問題がある、将来日本の遺族年金をどういうふうな構想するかということ、先ほど来御議論がございまして日本の年金制度を今後どう見ていくかという問題の一つの主要な部分であると思うのでございまして、いまこれを一律に七割に上げるといふことは非常に問題がある、さればとて、厚生省が強く御主張になりますように、たとえば高齢の寡婦とかあるいは子供さんの多い家庭の遺族とそうでない家族、それを一律五割にしておくというの、やはり合理的な根拠を欠く、したがって、基本的な問題の検討は将来に譲ることとしたとしても、当面、その結論が出るまでの段階においては、先ほど御指摘になりましたように、今回寡婦加算制度というものを、定額の年金制度を創設したわけでございます。この結果、たとえば子供二人の家庭でございまして、御主人の生前の給与が、現在の厚生年金の平均給与ぐらいの水準で大体七割が確保できる、それ以外の低い所得階層に実質上七割以上の年金給付が行われる、こういう水準になっているわけでございます。

す。○金子(み)委員 いま大蔵省の方が説明なさった中身を、私も承知しているつもりでございます。ただ、いまのお話は、理屈はそのとおりだというふうな納得できるかもしれないと思ひますけれども、日本の場合と諸外国の場合とは違ひます。いま比率だけでお話しになりましたけれども、その比率が掛けられるものと金額が違ひていと思ひますから、これは一概に言い切れないと思ひます。それから全体の社会保障制度の違いというものもありまして、この遺族年金だけをとりまいて日本は甘いと一口に言い切ってしまうことはどうかというふうに思ひます。

す。○金子(み)委員 いま大蔵省の方が説明なさった中身を、私も承知しているつもりでございます。ただ、いまのお話は、理屈はそのとおりだというふうな納得できるかもしれないと思ひますけれども、日本の場合と諸外国の場合とは違ひます。いま比率だけでお話しになりましたけれども、その比率が掛けられるものと金額が違ひていと思ひますから、これは一概に言い切れないと思ひます。それから全体の社会保障制度の違いというものもありまして、この遺族年金だけをとりまいて日本は甘いと一口に言い切ってしまうことはどうかというふうに思ひます。

○田中事務大臣 遺族年金の金額五〇％を低いというところで何とかしようと思ひたわけですが、ところが日本ではもう五〇％、二分の一というのは、長い間定着した制度でございまして、低いなと思ひて私も何とかしようと思ひたのですが、だんだんやってみますと、いま主計官の言ったような問題もございまして、寡婦加算制度というものをかかって今回実施することになったわけでありま

す。問題は、これで満足してもう努力しないのじゃないかというお話でございますが、私この問題については、当委員会でも御答弁をさきにいたしました。したが、今後ともそうした問題点を掘り下げてさらに検討をいたし、何とかひとつわれわれが考えている方向にさらに前進ができるように努力をいたしたいというところでございまして、決してただいまのこの寡婦加算制度ですつというところという気持ちではございません。できるならば改善をいたしたい、こう思ひております。

○梅澤説明員 ただいま厚生大臣が御答弁になりましたように、遺族年金の問題というのは、今後基本的な制度問題があるわけでございますが、当面そういう結論が出ますまでの間におきまして、今回創設される予定でございまして寡婦加算制度、これをたとえば五十二年度以降どうするかということは、来年度の予算の問題になるわけでございますけれども、厚生省の御意見も重々承りまして、今後とも慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○金子(み)委員 ありがとうございます。これは七〇％にしても、わずか七十億円ぐらいしかありません。ですから、今回はできなかったということは一応わかりましたけれども、次の年度の予算のときには必ず成立できるように図っていただきたいと思ひます。それは強く要望しておきたいと思ひます。

この問題に関連いたしまして、妻が加給金で取り扱われたり、あるいは加算制度で取り扱われたりというふうな、大変妻の座の扱いというものがはつきりしないんですね。大変混乱しているというふうな思ひます。これは、なぜかその原因を考えてみたら、妻の独立した年金権がないというの、一つ大きな原因ではないかというふうにも思ひます。

現在、妻の独立した年金権が日本の場合にはございせんが、これをもし確立するとすれば、いまの日本の年金制度のためから言えば、個人年金であるところの国民年金に加入するという方法以外にはないのではないかと思ひます。この国民年金に加入するにいて、いわゆる被保険者の妻、被用者の妻、サラリーマンの妻ですね、この人たちは国民年金に入ることは現在任意になっていますが、これが私はやはり問題だと思ひます。これを強制加入にするというお考えはございせんでしょうか。これが強制加入になれば、国民年金の中身は余り十分じゃございせんけれども、中身はこれから改善すると思ひまして

も、とにかく妻のための独立した年金権が確立するといふふうに考えられるのですが、それは間違いでございまいしょうか、御意見を聞かせください。

○會根田政府委員 いまお述べになりました点は、一つの御意見として十分検討に値するものと考えておりますし、また第一線でそのような要望があるのも事実でございます。

しかしながら、この任意加入制度を当初つくりましたときの趣旨から見ても、いずれにいたしましても、曲がりなりにも被用者の妻というものは被用者保険である程度カバーされておる、しかし、それは十分でないということで任意加入という制度ができたわけでございます。

それからまた、これを強制加入にいたしますことは、当然に、給付面で十分の保障が得られると同時に、やはり負担の増強を伴うわけでございまして、そういう点から考えますと、現在の任意加入というものが、実態としてはわが国の現状に合っているのではないかと。しかしながら、この問題は被用者保険サイドでできるだけ被用者の妻の処遇を図るべきであるという有力な御意見も一方にあるわけでございしますので、それらの点を勘案をして今後とも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○金子(み)委員 この点につきましては、一層検討していただきたいと思ひます。

それから次に、児童扶養手当法と特別児童扶養手当法の改正が今度ございすね。これは、そのいずれもが母子福祉年金あるいは障害福祉年金と合わせた一貫した引き上げの方法であつたと思うわけでございすけれども、これは、そのこと自体問題にしているわけじゃないのですけれども、伺いたいと思ひますことは、子供によって金額が違つてきていますね、第一子、第二子、第三子、それぞれ格差がございすでしょう、これをなぜそういうふうにおつけになったのかということが一つと、それからいま一つは、本来の児童手当制度が据え置きになったのはなぜであつたか、こう

いうことなんです、これをあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○石野政府委員 第一点の第一子、第二子の問題につきましては、御案内のとおり母子福祉年金等に位置しておりますので、年金局長の方から御答弁願ひたいと思ひますけれども、第二点の方の児童手当につきましては額を引き上げなかつた理由につきましても、いろいろな御意見はございす。

児童手当制度そのものについてもう一遍見直すべきではないかという御議論もございすし、同時に、給付の改善をいたします場合に、やはり先ほど申しましたように、額の問題で非常に大きな額がかかります、そうしますと、政策的な意味で優先度の問題でいろいろ議論がございまして、実は今年度におきましては、手当額の引き上げを行なかつたわけでございす。いずれにいたしましても、今後児童手当をどうするかという問題が基本的にございすので、本年度におきまして、特に大方の調査をいたしまして、国民の意識、方向というものを十分勘案いたしまして充実さしていききたい、こういうふうに考えております。

○會根田政府委員 この母子福祉年金の第一子、第二子の金額の差でございすけれども、いずれにいたしましても、一子は母子という状態で当初の基本年金額に入つておりますから、二子以降ということになるわけでございすけれども、二子以降の二千元というものは、御案内のように今回の厚生年金、拠出制国民年金、これが先ほど大臣も申されましたように、扶養手当等の関係で二千元に引き上げた、これをそのまま福祉年金にも援用しているというところでございす。三子以降、これも厚生年金、拠出制国民年金共通の問題でございすけれども、公務員の扶養手当、三子以降四百円というものが据え置きになっておりますので、それを踏襲したということでございます。

○金子(み)委員 それぞれ理由はあつたわけでございすね、そういうふうには、それはそれとしてわかるのですけれども、私がここで尋ねたいのは、児童手当だけについても三種類あるわけですね、ここに法律上、児童手当といふ児童扶養手当と、それから特別児童扶養手当、対象が違うかもしれないけれども、それと今度は、少し形は違ひますけれども、さきから話に出ております遺児年金とかあるいは寡婦加算と一緒に子供があつた場合——これは遺児年金になりますね。そういうふうにいる人などに出てきてゐるわけなんですけれども、これを性格が違ふというふうに考えてしまへばそれまでもかまいませんが、子供のための手当としてこれを家族手当一本にして、そして家族手当制度の中でこれをもう少し調節をして、そして家族手当としてしっかりしたものを用意すれば、特別なものはしなくて済むのじゃないか。そのうちで取り扱いを別にしなければなら

ないかと思はれるのは、いわゆる重度心身障害児のための手当というものは別に考えなければならぬかもしれないと思ひますが、それ以外のものは家族手当としてしっかりした制度を設ければ、それでかえつてすっきりしているのじゃないかしらというふうには私は思ひますが、そういうことはお考えになつたことではないでしょうか。

○田中事務大臣 先生いま重度障害児の話されましたが、いみじくもそこに出てゐるうちに、これはみんな状況が違ひますし、本当の話が結局二つに分れてゐるわけですね。すべてのお子さんに与つていう制度には、国が社会保障としてそこまで踏み込んでゐるわけじゃないですね。たとえば知恵のおくれだとか、あるいは生別母子だとかという一つ一つの事象をつかまへまして、そこに独特な二つがあるというところで社会保障の対象にしてゐるわけでございす。金額だけをそろえて家族手当みたいなことをやるというのは社会保障としてはいかぬか。ただ計算の基礎をどこへ置くかというお話かとも思ひますけれども、それにしても、やはり二つが違ひますから、一律にいいかないというところじゃないかと思ひますが、先生のおっしゃつてゐることについて、誤解してゐるかもしれないませんが、いま聞いた限りでは、そういうふう

うに私はちよつと考えるわけでございす。

○金子(み)委員 おっしゃるとおりだと思ふのです。それぞれ目的が違つてゐるということもわかるわけですが、児童手当制度といふのは、通常の子供、通常の家庭の手当制度、基本的な制度でございすね。ただ、この基本的な児童手当制度の中身をもう少し改善して、充実していくということによって、いわゆるその次に存在する児童扶養手当、これは母子家庭のためでございすね、そういった一つの違った条件があるということもわかりますけれども、その場合にでも、私は、それが該当させられるのではないかと。うに考えたわけなんです。しかしこれは、そのためにプラスになる面も出るでしょうけれども、非常におかしな、マイナスとまで言わなくても、矛盾した線も出てくるということもあるかもしれませんから、いま少し検討してみたいと思ひますけれども、余りにいろいろな形になつてゐるのをもう少し整理できないかという意味だつたわけでございす。

それから、関連してありますが、今度は重度心身障害児者を家庭でお世話をしていらつしやる方たちに福祉手当が出ておりますが、これが千円追加されましたね。四千円から五千円になりましたが、千円ふえたというのは何だつたのかということなんです。この金額が余りにも僅少だということとで、なぜ五千円になったのかあつたという疑問を持つわけなんです。重度心身障害の子供の問題なんです。重度心身障害の子供でもあるいは大人でも、家庭におりますと、必ずその人のために世話をしなければならぬ人が出てきますね。これは本当について世話をしなければならぬわけなんです。ですから、四六時中ついでゐるということになります。大体一日のうち四、五時間は、その子供あるいはその人のために仕事をしなければならぬから、その人は外へ出て働くことはできないわけですね。そうしますと、大体多くの場合女性です。妻であるかきようだいであるかわかりませんが、とにかく女性

だと思ひます。そうすると、もし女性が外に出て働くことができるような条件であるとすれば、いまの平均賃金でいけば、低い方で八万円、大体十万円か十二万円くらいというのが、いまの標準だと思ひますけれども、時間が少ないから仮に低い賃金を仮定して、八万円なら外へ出て八万円は取れるはずだった、しかし八時間働いていない、四時間か五時間くらいしかうちの中で仕事をしていないとすれば、その半分というような単純計算をしてみても、やはり三、四万円くらいのは当然手に入るべきはずだったのを、そういう人たちがいるためにできなかったというところで、その人たちのための手当として福祉手当が出てゐるのは大変ありがたいことだから、この福祉手当をもっと引き上げていただくことはできないだろうか、こういうことなんですけれども、その四千円が五千円になった事情を聞かせていただきたい。

○翁政府委員 ただいまの福祉手当でございますが、これは御承知のとおり昨年成立いたしました法律でございます。支給の対象は重度の障害児者本人になってゐるわけでございます。それから手当の性格でございますけれども、いろいろ御議論がございましてけれども、この手当は、重度の障害を持つことによる精神的な不安あるいは物質的な負担に対するものとして創設されたものでございまして、それ以前に重度の心身障害児に特別福祉手当というのがございまして、これは三千円でございまして、それが昨年発足に当たりまして四千円という額で発足したわけでございましてけれども、この内容について在宅のいろいろな福祉の措置はございまして、いわゆるそういう本人の精神的、物質的負担に対応するものとして、今年度におけるいろいろな消費者物価の動向というようなものを総合的に考えまして、四千円を五千円というようにした次第でございます。

○金子(み)委員 わかりました。時間の関係もございまして、先に行きたいと思ひます。

老齢福祉年金のことで少しお尋ねしたいことが

ございまして。老齢福祉年金は四十八年度で決定いたしましたとおりに、ずっとその年金の給付額が引き上げられてきてゐるわけで、五十年年度では月額一萬四、五十一年度は、今度はそれが一萬二、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

ございまして。老齢福祉年金は四十八年度で決定いたしましたとおりに、ずっとその年金の給付額が引き上げられてきてゐるわけで、五十年年度では月額一萬四、五十一年度は、今度はそれが一萬二、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

○會根田政府委員 厚生年金あるいは拠出制国民年金の三萬三千円という額でございまして、これは従来の考え方を踏襲いたしまして、一応二十年分の厚生年金の定額相当額ということでございまして、従来の経緯から見ても、直接的に福祉年金のレベルと結びつけてはおりませんので、従来の考え方によってそれぞれ引き上げを行ったというところでございまして。

○金子(み)委員 福祉年金の一萬三千五百円は……

が、生活保障的なものを志向してゐるのだ、こういうことでございまして。で、最初千円で始まったのですが、あの節の千円だって、決してあれで食べていけるという性質のものじゃないと思ひます。だんだん国民の意識がかわつてまいりまして、福祉年金といへば生活がほぼ賄えるようなものを欲しいという国民のお声があるものから、その方向に持っていくかなければならぬと思つて努力してゐる過程だということにお考え願へば幸ひだと思ひます。

そこで、私どもとしては、できるだけこれについては生活を支えるに足るようなところまで持っていくたいと思ひますが、これについては例の、御承知のとおり一般会計ですべてを支持してゐるものであります。したがって、これについては多くを期待をいたしても実際上は無理だということになつてまいり、特に今年のような財政不意で、公債発行率三〇％なんというときになりますと、非常に上げるのが骨が折れるというふうになつてくるわけでございまして。そこで、われわれとしては一萬二千円を大体千五百円上げて、いさうやら従来のものが実質価値が減らないで、いさうやらプラスになるようにということで努力をしたわけであります。

したがひまして、ナショナルミニマムの福祉年金といふものを考える場合には、やはり年金の財政方式といふものをこの際変えて、その中から財源を求めていかなければ、そうしたことにいつて満足していくような制度といふものができないのじゃないかといふふうに私は考え、さつきからいろいろお話を申してゐるわれわれの今後の政策、検討の課題も、こうしたものと絡み合ひもあることは事実でございまして。

○金子(み)委員 そうすると、老人福祉年金はナショナルミニマムでもないし、それから所得保障でもないといふふうに理解していいわけですね。

つまりオン・ザ・ウェーだといふふうにお考えくださるならば一番わかるのじゃないかと思ひます。

○金子(み)委員 その過程だということは理解できると思ひます。そうだといたしますと、なぜ所得制限があるのかないかということがまた疑問になるのですけれどもね。所得保障じゃないのに所得制限があるといふのはなぜか。

○田中務大臣 まあ、所得保障ではないけれども、所得保障でないから所得制限があつては困るのだという議論というのは、私は、ちよつとのみ込めないわけでございまして。これは、やはり国民の税金から出している給付金でございますので、やたらお金のある方について国民の税金からさういふたようなものを持つていくといふことはいかがだろうか。現実にお考えになつてみても、たとえば地方で商工会議所の会頭をやつてかなりかつぶくのいいおじいさんに、月に幾らか福祉年金を差し上げるというのには、政策としてはまずいと私は思ひます。ございまして、この福祉年金の今日の位置づけがどうあるとも、やはり所得制限といふものはある程度なければ、社会的なバランスなり公平といふものは保てないのじゃないかといふふうに思つてゐるわけでございまして。しかし、これはやたら低いところでもつてやられるということになると、こつちはがまんできぬものですから、努力をいたしておりますが、まあまあ今日のところはこゝの辺でないかといふふうに思つて、所得制限制度をなお実行してゐるわけでございまして。

○金子(み)委員 まあ、十分納得はできないのですけれども、やむを得ないと思ひます。と申しまゐすのは、考え方が、これは福祉年金だ、拠出してゐないのだ、だから、たくさんもらえなくなつて仕方がないじゃないかといふふうな気持ちがあるように、私の邪推かもしれませんが、受け取れるのです。ですから、その拠出できないといふのはなぜかといふことを考えていただければ、むしろ最初に申し上げましたけれども、そういう人だからこそ社会保障として福祉の立場からちゃんとめ

んどうを見るべきじゃないかというふうに思うものから、私は、そのところはどうかちつといたないのですが、その辺は厚生省の政策の上ではやはりどこまでも社会保障の立場から物を考えていただくということを、ぜひお願いしたいと思うわけです。

○田中大臣 いや、あなた方提出してないのだから低い金額でまわしてくれというような、以上はもう何を望むのは無理よ、こういうことを私どもは考えているわけじゃない。この制度の仕組みがこういうことですから、こうした方々は一般会計に依存せざるを得ないという仕掛けになっているものから、一般会計が苦しいということになると、まあやむを得ず低い金額でまわしていただかなければならぬということ、考え方の発想は、いま先生はそうは思っていないので、私どもに対してむくおっしゃったのだらうと思いますが、考え方は逆でございます、私どもとしては、差し上げたいのですが、何しろ一般会計なものですから、そしてお手元不如意なものですから、まあこの金額でまわ願うのだということ、あなた方は長い間提出をしてないのだから、したがって、この金額以上は望んじや無理よ、こういうようなことは、私どもとしては申し上げておらないわけでありませう。

○金子(み)委員 時間も大分切迫してまいりましたので、最後の質問にしたいと思ひます。

その一つは、今回の改正で保険料率の引き上げが行われるという問題でございます。これは先ほど田中議員からも質問として出ておりましたので、私は、くどくどは申し上げませんし、御答弁も簡単で結構でございますが、今回、厚生年金の場合に千分の十八上がりますね。一・八%になりますか。千分の十八上がるといことになるわけなんです、この上がり方が急激じゃないかというところを考へるわけです。国民年金の場合も、時間がございせんからあれですけれども、とつと

とつと上がつていきますね、今度の保険料の引き上げというのは、来年は二倍になるわけですかね。このような調子で上がつていったら、国民年金は個人年金ですから、家族が三人いれば三倍に、四人おれば四倍になるということ、かなり大きな負担になるだろう。そうすると、そのうちに負担に耐えられないということが起こってくるのじゃないかということが一方では心配されます。

それから厚年の場合でございます、ここまで引き上げなくても、その後で質問になります問題として年金の積立金の問題でございますが、ものすごい金額の積立金がございます。この資料で読みますと、七五年度では十三兆九千七百九十三億円というのが厚年と国年の合わせたものでございませう。ですから、非常に大きな金額の積立金がございます。この積立金の使い方も、本来ならこれは保険料を支払った人たちのために使われるべきものだ、これはもう原則的なものじゃないかというふうに思うのですが、一〇〇%使われていないというところ、大きな問題があると思うのです。一〇〇%使われていないのだったら、その分は一〇〇%使われるような形に還元させるという意味合いから言って、保険料の引き上げはこれの裏合わせ、据え置くというようにすることができるとは、減額するといふふうなことが考えられはしないかというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○會根田政府委員 今回の改正案におきまして、厚生年金の場合は千分の十八の引き上げ、男子で千分の九十四になるわけでございますが、国民年金も千四百円が来年の四月からは二千二百円。いろいろ御意見はございますけれども、厚生年金の場合、私どもは、そういうことも十分考へまして、従来の考え方であれば、もう少し上げ幅を大きくしなければならぬところを、昨今の経済情勢にかんがみまして千分の十八にとどめたところでございますし、それからまた国民年金につきましては、もう財政収支の均衡がこれで保たれるか

どうかというふうな状態でございますので、その点は十分御理解の上、御協力をお願いしたいというのが私どもの気持ちでございます。

いすれにいたしまして、保険料引き上げに伴いまして、厚生年金の場合、当面の現象として、積立金の増高がかなり大きくなるという問題がございますので、積立金の運用問題につきましては、従来より以上に私ども関係者の要望にこたえるような努力をいたさなければならぬと思ひておりますが、これまでの経緯をごらん願ひまして、今後ともこの巨額な積立金の管理運用につきまして十分努力いたしてまいりたいというふうな考へております。

○金子(み)委員 年金積立金の使い方の方の問題について、大蔵省の方から来ているらしいので、ちよつと説明していただきたいと思ひます。この積立金の管理運用の仕方については、逐年改善が図られて、保険料を支払っている人たちのために少しでも多く還元させるという形にだんだん改善されてきているというのわかりますから、それでそれで評価できると思ふのですけれども、現状においては六六・七%という数字が出ておりますが、それがそういうことに使われておるのであつて、そのほかの部分については、別の目的に使用されているといふふうな報告されているのでございますが、どういふ目的に使用されているのか教えていただきたし、今後この問題をどのようにか考へられるのか、一〇〇%に近く本人たちのために還元していくという方向に進められるのか、あるいはそれはとてもできないことなんだというふうにお考へなのか、説明していただければと思ひます。

○石川説明員 お答え申し上げます。年金積立金の資金運用部への預託は、先ほど御説明のありましたように、五十年末で約十四兆円、運用部資金の三割弱のウェイトを持った膨大な資金量でございます。で、資金運用部といたしましては、この年金資金初めいろいろな資金を統

合運用いたしまして、毎年度財政投資計画という形で、四十八年度からは長期運用につきまして国会の議決をいただく予算の一部として繰り込むような形で御承認をいただいております。

その中で年金資金、年金積立金についての運用につきましては、いろいろな角度から配慮しているつもりでございます。一つは、先生の御指摘もございました還元融資という制度でございます。毎年年度の年金積立金の増加額の約三分の一を直接被保険者に還元するよう、利益を及ぼすような、そういう用途に使う。それからもう一つは、還元融資だけではございませんで、年金資金の全体につきましては財政投資の毎年度の使途別分類というのがございませうが、これもたとえば住宅であるとか生活環境であるとか、そういった国民生活に密着した部分に、私どもも俗な言葉では使途別分類の一分から三までの一分三厘と云つておりますが、これに年金資金の三分の二を充てる。それからさらに、そのほかに中小企業、農林漁業といったような国民生活に密着した分野、一六分と云つておりますが、これに年金資金等の八五%を充てる、こういう考へ方で運用いたしております。

○金子(み)委員 それは私もこの資料を拝見してよくわかつたわけなんですけれども、八五%でございませう、直接の分は六六・七、そのほかの分を入れて八五になるといふふうな報告されているわけですが、これが一〇〇%になるといふことについてお考へになつていらつしやるかどうかというのを伺つたのです。

○石川説明員 現在そこまでの考へは持つておりません。

○金子(み)委員 その理由は何でしょうか。

○石川説明員 還元融資という制度は、毎年度の財政投資資金運用の一つの考へ方の整理でございます。ただいま御説明申し上げましたように、本来年金資金に限らず、財政投資計画全体につきましては国民生活に密着した分野、その基盤となる分野に重点的に投入していかねければな

らないものでございますし、かつ年金資金以外のもろもろの資金の統一運用、統合運用ということも基本にございますし、できるだけ御要望に応じながらそういった財政的な行政との妥協を調整し、調和を見出していききたいというのが現在の仕組みでございます。現在の仕組みを修正する考えはございません。

○金子(少)委員 そういうことになりますと、この年金の積立金制度がやはり問題になるんじゃないかと考えますね。もう時間がございませぬから、そのことを申し上げている時間はないのでございませぬけれども、基本的に積立方式がいいかどうかということにやはりかかってくるような気がいたします。

これは、また別の機会に御意見をいただくことにいたしました。最後に、いまに關連ですけれども、厚生大臣にお尋ねしたいのですが、年金問題懇談会という厚生大臣の私的諮問機関がございませぬ、そういう組織を持っていられしやと思ふのですけれども、その私的諮問機関では、この積立金の運用に関する取り扱いなどについて議論をなさることはないのではありませんか。

○會根田政府委員 私の受け取りが間違っているとはなませんが、年金懇談会というのは、積立金関係の懇談会でございます。今回発足いたしました将来構想の懇談会……。

○金子(少)委員 前の分です。

○會根田政府委員 これにつきましては、一昨年の夏発足いたしました、積立金の管理運用問題は、一応現行の還元融資等を中心とする現行の枠内で具体的な改善を図るという趣旨でございまして、それで、毎回予算要求なり予算折衝の際に御意見をいただいて参考にさせていただいておりますし、今回今年度予算で、たとえば個人住宅資金貸し付け等で期間の短い方々に重点的に改善したというの、懇談会の御意向を受けて努力したところでございますが、基本的に管理運用問題そのものをどうするかということにつきましては、一方、社会保険審議会の関係部会もございませぬ

で、そういうところとあわせて検討してまいりたいと考えております。

○金子(少)委員 その委員会の中には、保険料を支払っている人たちの代表が入っておりますか。

○會根田政府委員 もともと積立金の管理運用問題の改善ということから発足いたしましたので、当然のこととしていたしまして、労使代表を含む関係審議会の委員の代表の方に入ってもらっております。

○金子(少)委員 わかりました。

時間になりましたから、私はここで、中途半端ですが、きょうはこれだけでとめることにいたしますが、きょう私がお尋ねいたしました問題の中で、大臣に最後にお願ひしたいのですが、ILOの百二号条約批准のときに論議になりました遺族年金の問題とか児童手当の問題でございませぬか、これらはあの条約を批准いたしますときの附帯決議にもなっておりますから、できるだけ早い機会に関係法案を準備することにして、そうしてILOが示している水準に近づくことに努力をしていただきたいと思うのですが、それはいかがでしょう。

○田中(美)委員 話はILO百二号条約の批准でも出ましたし、国内的な政策の問題としてもいろいろ出たわけでございます。私は、ILO条約との関連でこの問題を深刻に考えたわけではございません。むしろ国内的な政策としてこのことを何とか進めたい、こういうふうな思っているわけでございます。参考にはなりますものの、国情の違い、制度の立て方の違い等があるいろいろな問題だろうと思ひますが、いずれにしても、私も、この辺のことについては、施策内容も充実を図らなければならぬと思っております。今後ともさらに研究をいたし、前向きな努力をいたしたい、かように思っております。

○金子(少)委員 ありがとうございました。

○戸井田委員長代理 次に、田中美智子君。

○田中(美)委員 年金についての質問をいたしま

す。

まず、先ほど加藤議員が川野辺政務次官に質問をしたとき、大臣お留守だったのですが、そのとき川野辺さんが加藤さんに對して、日本の制度にはさまざまな差別がありまふというふうにお答えになったわけですね。これは政府としては差別をしていないという観点なのでしょうか、大臣に御意見を聞きたいと思ひます。

○田中(美)委員 実は私、参議院本会議で厚生省関係の法案が上がるものですから、ちょっと中座をいたしました。私どもの政務次官どう申し上げたかわかりませぬけれども、こういうことじゃなかろうかと思ひます。

年金が分立しております。いろいろの制度があります。これが全く条件と給付が同じかと、こう聞かれると、これは大分いろいろ違いがある。あるものはある点で有利であったり、ある点で不利であったり、ある制度はある点で有利だったり、アンバランスがあることだけは事実でございますが、これをどう評価するかということとは、これはなかなか簡単にはいきませぬけれども、問題点であることは事実です。

○田中(美)委員 私は、その中身の問題を言っているのではなくて、たとえば国年の方が差別を受けているというふうには私どもは言っています。しかし政府が、政府の政務次官ともあるものが、日本のは差別を初めからしているのだという見解であるとするれば、政府は初めから差別をしているのであるというのなら、重大問題だということに思ふものですか、そのところを、川野辺さんのおっしゃったことは、政府の代表、大臣の代理として言われたものですから、その点をちょっと確認しているわけですね。中身がどうということとは、これはいろいろの見解があると思ひます。ですけれども、政府の代表の大臣の代理が、日本の制度は差別をしておりまふと、こう言ったというところは、やはり非常に重大な問題だと思ひますので、その点についてだけ簡潔にお答え願ひたい。

○會根田政府委員 私承知いたしております

し、また念のため政務次官にもお伺ひしたのでございませぬけれども、政務次官の申し上げました趣旨は、あくまで格差がある、そういうことをあきらかに表現したようでございます。

○田中(美)委員 それじゃ訂正なさるわけですね。

○田中(美)委員 用語が不適当だったのではないかと思ひます。要するに政府がインテンショナルにそういうことをやっているのじゃないのだ、現状として達観してなめるならば、その間にいろいろのアンバランスや不均衡がある、こういうことだというふうには御認識を願ひたいと思ひます。

○田中(美)委員 では、訂正なさるということには了解いたしますけれども、政務次官など、お言葉に氣をつけていただきたいというふうには思ひます。

次に、先ほどやはり加藤議員が、国鉄の労働者の荷物掛でさえも十二、三万円の年金になるとか、公務員の年金が非常に高いというふうな受けとれるような、そういう御発言があったわけですね。このことについては別に、それぞれの見解の相違ですから、私はそういうふうには思ひませぬが、どうというわけではありませぬけれども、もしそういうふうにおっしゃるならば、私としては、国年や厚年が非常に低いというふうな思ふだけであらう、もしそれが格差があるからけしからぬというのでしたら、国会議員の年金はどうなのかということを私はお聞きしたいわけですね。

ついさうでしたかおとといでしたか、国会でまた値上げの問題が本会議にかかりました。そのとき、私も共産党・革新共同だけがこれに反対したわけですが、国会議員の年金は、現在歳費が約六十八万で、その三分の一、二十二万何千円というところで約二十三万というものが、いま十年議員をした人にはもたらえるわけですね。これの国庫補助がどうなっているのかということも調べてみましたけれども、結局全部掛金は国庫に入る。それで予算は予算でまた組むのだと

いう形で、国民に非常にわかりにくくなっているわけですね。その点を、幾らにしろ全部約二十万というものは、掛金が足りるが足りないが、そういうお金が払われている。それで、福祉年金は一万二千円。じゃあ福祉年金の方たちは、いままでは日本の国に対して貢献してこなかったのか。国会議員は確かに貢献しているかもしれないが、国民だって、詐欺や賄賂やどろぼうや、そういうことをしている人たちは、問題があるかもしれないけれども、まじめに働いてきた国民というのは、みんな社会のために役立ってきたというわけですね。余りにもその差が大きいのではないかと、いうふうに思いますが、大臣、その点どうお考えになりますか。

○田中(美)委員 国会議員互助年金法は、実は厚生省所管でございせん。国会の法律制度でございせんが、これについては、この種のものにはみんなそれぞれの政策目的があつてそれぞれやうなやり方があるわけでございせんが、これは私、余り詳しく知りませんけれども、一種の賦課方式みたいになつてゐるのじゃないかと思ふのです。国会議員互助年金は、そして、その過不足は国庫でしりぬぐをするということですね。ですから、皆さんお互いに歳費の袋を見ると、かなり高い保険料を払はれてゐるはずでございせん。したがつて、保険料があれだけ払えれば、かなりの給付をすれば他の共済年金なんかでもできるのじゃないか、こう思ふんですが、そういうふうにお互に払ふのは、たまたま国会議員さんだけなものですから、ああいうふうになつてゐるのだというふうには思つておりませんが、国会議員という浮き沈みの激しい立場から多少そういうふうなことになるのじゃないかと思ふんです。これは国会で起した法律制度でございせんから、所掌の違う厚生大臣があれこれ論議するのはいかかと思ふんですが、そうした特殊の事情があつたのじゃないかというふうに思ふんです。

○田中(美)委員 私は、国民感情として——きょうこれを質問するつもりはなかつたわけですね。しかし加藤議員の質問を聞いておまして、国鉄の労働者や公務員労働者が攻撃されてゐるというふうに感じたものでございせん。きのうですか、おとといありました国会でやりました——決してこれは保険会社はわれわれがお金を払つてもらつてゐるものではなくて、国庫からもらつてゐるわけですね、やはりこれは非常に国民感情に対して——これがそういう言い方ができるなら、公務員や国鉄の労働者が高いというふうに言えるならば、国会議員はどういうことなんだ。国会議員をやめてしまつてからは同じ老人です。浮き沈みとかそんなこと言へば、業者なんというのはいさようちゅう倒れたりなんかします。それでも国年に入つていませぬ。そういうことですから、一言そのことを申し述べて、国会議員はそういう点では非常に優遇されてゐるということですね。ここに對して国庫補助がどれだけのものかということをお知らせしたいと思ふんですが、きょうその担当の人を呼んでおられますので、次の厚生大臣に対する質問にかかりたいと思ふんです。

障害年金のことについて集中的にしていきたいと思ふのですけれども、この障害年金に連算制度がないというところで国会でも私、取り上げましたし、国会外でも国民の運動が高まつておりました。それに対して、厚生省がこれを受けて連算制度を新設したということは、非常に私は評価したいと思ふんです。しかし昔から仏つて現入れずという言葉がありますように、一定の前進はあるにしても、むしろ後退してゐるところなどがある。そういうことが、せつかく障害年金が連算制になつたといつて喜んでたんに、自分はどうかと考えたときに、相当後退する、悲しむ人たちが出てくるというところについて少しお話ししていきたいというふうに思ふんです。

まず、厚年とか船員保険、共済年金、それから国民年金、こういうものがずっと全部年限として連算されるわけですね。そのとき一番最後が何になつたかということですね。長い間厚生年金に掛つてゐて、最後に国年に入つた人、共済に入つてゐ

て国年に入つた人、それから国年に入つて厚年に入つてまた国年に入つて、いろいろあるわけですね。結局、今度の連算金は最後何であつたかということによつて金額が違ふということなんだ。これはやはり非常に不公平だということふに思ふんです。国民年金が最後であつた場合、これは一般の企業に勤めていらつしやる方たちには非常に多いわけですね。会社に入つて十七年勤めた、そうしておやめになつてから国年に入つたという場合は非常に多いわけですね。こういう方が加入なさつた場合に、この加入期間が連算して一年とあるわけですね。その一つは免除期間がないとか滞納期間がないことという条件がついてゐる。この免除期間、滞納期間というのは、ほかの年金が最後になつたときには全部連算されてゐるわけですね。国年のときだけ連算されてゐない。これは年金局長、よく御存じだと思います。——御存じじゃないですか。

それから、こういうことが書いてありますね。「初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの一年間以上」非常にむづかしい言葉が書いてありますけれども、要するにほかのところは一年、厚年は六カ月となつてゐますけれども、この国年のときにはけがをした初診日によつて、これが一年、長いときには一年五カ月になるといふ形になるわけですね。そうすると、その中でももらえない人が出てくる。これはどうしてこういう条件を国年にだけつけたのでしょうか。

○會根田政府委員 ちょっと大変失礼ですが、先生の御質問多少誤解がありやないかと思ふんですが、いま御指摘のような点はございませんで、私もあくまで現行の制度をたてまゐにして、ただ、とにかくその制度で期間が満たないためにいまの制度では障害年金を受けられないという人について、前におつた制度を加算したならば資格期間が満たされるものについて救済しようというところとでございまして、いま御指摘の点はどうも当たらないと思ふのですが……。

○田中(美)委員 そうすると、最後が国年であつて厚年であつてと全く同じですか。

○會根田政府委員 障害年金は、この年金権発生制度がどこであるかによつて支給するわけですね。ですから、もちろん国民年金あるいは厚生年金で事故が発生して初診日から起算して一定の要件に該当するということであれば、これは現在でもそういう状態でございまして、最後が国年か厚年かによつて差があるというのには、現在がそうございまして、要するに現状を踏まえて、現状では出ないものについて前の期間を加算したならば一定の期間になる人を救おうというのが今回の連算でございまして、この連算措置によつて改めていま御指摘のような問題点が特別に浮かび上がるということは、どうも解せないわけではございません。

○田中(美)委員 そうすると、国年の場合には、収入が減つたときに掛金を免除されたりしますね。それから入院なんかしてゐますと、その間長期に入院したときに滞納なんかしますね。後から払うということですね。けれども、国年もそういうときにそういう年限が連算されるのですか。

○會根田政府委員 国民年金と、その前のたとえば被用者年金の連算の場合ですが、問題は他の制度を国民年金の納付期間とみなして連算するということが今回の改正によつて新しく生ずるわけですね。ございまして、その免除期間云々について何も現状を変更するとか、新しいものが出るとか、そういう問題はございませぬ。

○田中(美)委員 そうすると、共済組合のときには保険料の免除された期間が連算の対象になるけれども、国民年金のときにはなるんですか。ここをちよつとお聞きしたい。——わからないのではありません。これは一番最後に回します。時間がもつたまま、係の方。私は二つの条件がついてゐると言つてゐるのです。それを一つないというのなら、これは結構です。ですから、そのところを確認しまして、次に進みます。

その次、通算制度をつくるに当たって廃疾認定主義から初診日認定主義に変わっているわけですが、これはどうしてなんですか。

○會根田政府委員 今度通算という新しい措置をとりましたことに伴いまして、関係省庁で話し合ったわけでご覧いただけます、この廃疾認定日を初診日に登録時点として改めたという点につきましては、もともと今回の通算というものは、現にある制度の前の制度の期間を通算しようということになるわけですね。そこで、いまの制度の仕組み、つまり年金権が発生した制度から支給するという仕組みは、現状を前提としておりますから、もしその仕組みを現状のまま通算を行うとした場合に、廃疾認定日をそのままだとおきますと、初診日から廃疾認定日まで期間に予想せずに入るといことが当然あり得るわけですが、そのうした場合に、結果として後の制度の期間を前の年金権発生時の制度が見るということになりますと、これはやはり問題ではないか。それから、もともと各種共済では初診日に統一されておりますので、関係省庁とも話し合いました結果、初診日に一応統一して手直しをしたということでございます。

○田中(美)委員 これは受給制限ですよ。ずいぶん大幅に損することになるわけですからね。たとえそれが病気になるわけです。入院している、そういう中で年金に入っていないということを知って、それであわてて年金に入る、掛金を掛けて、それからだつて障害年金はもらえるわけですね。しかし初診日からということになりますと、そのときに年金に入っていないからもらえなくなるんですよ。

○會根田政府委員 確かに御指摘のようなケースもあるかと思ひます。初めて国民年金に入つたという場合、たとえば逆に国民年金で疾病になつて初診日を迎えた、疾病になつた結果、十分の稼働力がなくなつて保険料を納めるのがむずかしい、なるという場合も十分考えられるわけですから、そういう方にとっては果たしてどうであらうか。

○田中(美)委員 確かに御指摘のようないふいふ、これは受給制限ですよ。ずいぶん大幅に損することになるわけですからね。たとえそれが病気になるわけです。入院している、そういう中で年金に入っていないということを知って、それであわてて年金に入る、掛金を掛けて、それからだつて障害年金はもらえるわけですね。しかし初診日からということになりますと、そのときに年金に入っていないからもらえなくなるんですよ。

何よりも今回は、従来なかった年金の谷間に取り残されてしまう人々を救済するだけ救済という通算制度、これが一番のねらいでございますから、全体として考えて通算制度の創設に伴う利点というのは、私どもは評価しなければいかぬのではないかと。先生の御指摘のようなケースが全くないとは、言い切れないと思ひますけれども、それを余りある今回の制度の改正であるというふうに理解いたしたいと思ひます。

○田中(美)委員 そうすると、結局いまのお答えは、そういうのは切り捨てていくということですね。改善する余地はないわけですか。なぜ廃疾認定主義をとらないのですか。いままでこれをとってきたのに、なぜこの初診日主義に変えたのですか。ということは、たくさんの人々を救済するだけ救済、あなたはこうおっしゃるけれども、できるだけ受給者を少なくするという方向じゃないですか。

○會根田政府委員 この廃疾認定日によるということは、未来永劫これができないということではございません。ただ先ほど言いましたように、私どもは、現在の制度を前提として年金権発生時の制度から支給する、そういうことで通算制度をつくりたいと、何といひますか論理的に廃疾認定日によるということができない。しかし障害年金の問題というものは、通算問題をとつてみましても、これですべて解決したわけではございませんで、依然としてやはり一定の資格要件というのがあるわけですから、そういう問題は、また別個の問題として、年金の将来構想との関連において解決していきたい。しかし、少なくとも今回現行制度を前提とした通算をとる以上は、そのような措置はやむを得ないというふうに御理解いただきたいと思います。

○田中(美)委員 じゃあ未来永劫にやるわけではないので、これは検討の余地があるということですか。簡潔にお願いします。

○會根田政府委員 障害年金につきましては、いろいろ問題がございますので、今後とも検討した

いというふうに思っております。

○田中(美)委員 では、その次の質問をいたします。二十歳前の若い人ですね、これは中学を出たり高校を出たりという方、若い労働者が厚年に入つてから六カ月以内に病気がけがになつた場合、福祉年金がもらえないんじゃないですか。いま二十歳前の人というのはいまいますね、それがこういふ人はもらえないわけですね。そうすると、中卒とか高卒とかの方は、若いときにけがをしたり病気がけがしたときに非常に困るわけですね。そこ

○會根田政府委員 日本の年金制度が拠出制年金としていろいろな資格要件等を設けておる以上、どうしてもその要件を満たさないケースが発生することはやむを得ないわけでございます。私どもも決してそれがいいと申しておるわけではございませんので、先ほど申しましたように、将来の問題としてそういう点も含めて解決していきたいというふうに考えます。

○田中(美)委員 私は、これが外れるケースというのがある場合に、せめてこの人たちに福祉年金の方が出るような例外をつくつておいたらいんじやないですか。そうしなると、年金が全くもらえないという宙に浮く人が出てくるわけですね。それは残酷じゃないですか。どこかで制度の中で、厚年の中で救えないというのでしたら、これは当然二十歳前ですから、いままで生きてきたあれも少ないし、掛けた人にしてもらえれば差はないわけですから、そういう歯をちよつとつけておくというの、血の通つた年金のつくり方じゃないでしょうか。

○會根田政府委員 いま御指摘の点は、現在の福祉年金が拠出制国民年金とあらはらの関係と申しますか、そういう形をとっておりますので、福祉年金の支給によつて救済するというのは、現行制度ではできないわけでございますけれども、先ほ

ども申し上げましたように、実は障害給付についていろいろ問題がございます。今回の通算に当たつても、拠出要件をどうするか等の議論からしたような次第もございまして、将来の問題として十分考えたと思ひます。

○田中(美)委員 ちよつといふ最後の言葉聞かれました。○會根田政府委員 将来の問題として十分考えてみたいと思ひます。

○田中(美)委員 先ほど言いました廃疾認定の問題ですけれども、こうした制度を変えるときには、非常に慎重にしないといふ落着こぼれが出て、その人たちの実際にももらえないといふ嘆きと、それから自分だけどうしてもらえないのだという差別感というので非常に精神的に苦しむわけですね。ですから、慎重にしたいわけですね。この廃疾認定日主義というものを初診日主義に変えるときに、審議会に意見を聞いていますか。

○會根田政府委員 審議会は大綱と申しますか、改正法案要綱の形で御審議願ひまして、法律事項すべてが網羅されておるわけではございませんので、その点は入つてなかつたと記憶いたしております。

○田中(美)委員 なぜ審議会に意見を聞かなかつたわけですか。

○會根田政府委員 そう御指摘になりますと困るのですけれども、この改正事項非常にたくさん広範にわたつて、要綱の形で整理されるのは文字どおり主な改正事項でございまして、非常に細かい点まで従来の例からいひましても御審議願ひしておりませんので、従来の大体考え方によつて要綱をつくり、それを御審議願つたということでございます。特別このことを意識的にどうこうというようなことは全くございません。

○田中(美)委員 この問題は、障害者にとつてはとつても大きいんですよ。非常に大きな受給制限になりますので、これで外れるという人が出てくるわけですね。そういうものは当然審議会に答申す

べきだと思つたのです。一種の受給権の侵害ですからね。ですから、そういうものを審議しなかつたことは、非常に大きな手落ちで、何の他意もないとおっしゃるけれども、何の他意もないことで非常に大きな被害を受ける人たちが出てくるわけですから。

この点、大臣はなぜこれをしなかつたのか、審議会になぜこういう重大な問題をかけなかつたのか。むしろ大幅に上るときは、まだうんと改善ならいいですよ、それをうっかりして審議会に聞かなかつたというならいいですよ。しかし大幅に後退するものを、審議会に聞かないということは問題ではないかと思ひますけれども、大臣、どう思ひますか、今後の問題がありますので……。

○田中(美)委員 実は大正大臣といふのは、そこまでする細かく見切れません。率直に申しまして、これを審議会にかけたおつたのか、かけておらなかつたのかは、大臣としては知っておりませんし、また今後ともそこで目がつくというところは、これは實際大臣をおやりになつてみるとわかるだらうと思ひますが、いかなるものでございませうか、そういう点については、十分気をつけまされども、私自身にその点を聞かれても、ちよつとお答えできません。

○田中(美)委員 それじゃ大臣に申し上げておきますけれども、私が大臣の経験がありませんで、そこまではわからないのだとおっしゃいますけれども、原則として受給権が制限される、一種の改悪ですね、改悪されるもの、こういうものについては、必ず審議会にかけるといつたてまえだけはずちつと大臣が御指導しておいていただきたいと思ひます、基本線といふものは、いろいろ小さい問題をかけたかかけなかつたかといふことまで大臣が知つていなければならぬといひまへせん。しかし基本的にこれが受給制限になる問題は、審議会にかけられるように指導すべきで、後からこういうものが出されてきた場合には、大臣はそれは間違つてゐる、だから今後、こういうことがないようにするように、そういう指導をする

のが大臣の役割りじゃないですか。

○田中(美)委員 なるほど国民の権利義務に大きく影響するようないふことについては、やはり審議会にお諮りするものが当然だと思ひます。自今重々事務当局にそういうことについて万漏漏のないように指導督促をいたします。

○田中(美)委員 一応いまのお言葉ですが、これは来年度、廃止認定主義に變更するように検討をしていただきたいといふふうに思ひます。よろしいですね。

○會根田政府委員 障害年金全体的問題として検討いたしてまいりたいと思ひます。

○田中(美)委員 その次に、国年と厚年の障害年金ですが、厚年には三級までありますね、国年には二級までしかありません。どうしてこうなるのでしょうか。同じ障害を持つた人、通算されるときには、さき言つたように、最後が国年になるか厚年になるかであるという違つては困るわけですね。ですから、両眼で合せて○一しかない人、こういう方は、厚年では三級としてもらえるわけですね。ですから、最後が厚年ならもらえるのに、同じ○一の人でも、最後が国年だったらこれが二級までしかないからもらえない。どうしてこういふ……さつき川野辺さんが、うっかり格差があるといふことを、差別をしていますが、こう言われたといふふうには私は理解しようと思ひますけれども、さつき言つたものをみると、やはりどこかに差をつけておかぬといふ氣に入らない、何でもちよつと金額の少ない人は差をつけておかぬといふ氣に入らない。しかし、この場合には金額の少ない人ではないんです。だから、国年にさういふ差がついてゐるために、通算をやりますと——普通の年金のように、それぞれのところからお金が出るというのだったら、それはいいわけですね。ですけれども、今度のようになりますと、結局前のペー

スが間違つてゐるから、最後の年金が何かといふことによつて、同じ障害があり同じように掛金を掛けてゐる人でさういふふうにもらえる人とももらえない人が出てくるということですが、これはどうしてここにさういふふうにならないのでしょうか。

○會根田政府委員 何度も申し上げておりますように、私ども今回の通算は、各制度の現状を踏まえて、そのもとでできるだけ落ちこぼれのないようにいたしたいといふことで、また非常に手広くやりますと、恐らく今回の改正に時間的に間に合つかうかといふ問題もございしたので、いま御指摘のようないふ問題は、実は国民年金制度をつくるときに議論のあつた問題でもございしたので、結局は財政その他の問題でこのようになつたわけではございませんけれども、さういふ問題は、やはり今後の問題として検討しなければならぬといふふうに考へております。

○田中(美)委員 今後の検討の問題、今後の検討の問題といふのがたくさん出てきますけれども、一体いつ検討されるのかといふことが問題です。この国年の問題は、前から一級しかない、これはやはり三級まですべきだといふことでやつと二級になつてゐるわけですね。ですから、よもやここが三級がないといふことをうっかりしてゐたといふふうには思ひません。掛金が少ない人でもないんです。それがどうしてさういふことになるのか。大至急にこれを改善していただきたい。三級を設けていただきたいと思ひます。

大臣、これは簡単なことですからおわかりになると思ひますが、同じように目が悪くても、同じように金額を掛けていても、障害の通算をしたときの最後の年金によつて、厚年のときには障害年金がもらえるのに、国年ではもらえないといふ問題です。大臣さういふ混乱するほど日本の年金といふのは複雑なんですよ。大変だと思ひますけれども、これはわかつていただきたいと思ひます。厚年が三級であるのに国年には二級までしかないといふこと、最後の年金が何かによつて三級のお金ももらえないといふことです。どう思ひますか、大臣。

○田中(美)委員 理想としては、同じような給付を受けることが望ましいのと思ひます。しかし現実問題として両年金の財政力の違いもあるう、

拠出能力にも違いがございします。さうしたこと、全く一緒にするわけにはいかなかつたといふことが、さういふ違いが出てきた原因だと思ひます。

なお實際には、私どもの知つてゐる限りでは、表が少し違ふようございまして、厚年の三級でも国年の二級でももらえる場面もありますが、それだからといつてこれだといふ意味では、ございませぬ。さういふふうなことにいふては、できるだけ均一な給付をいたしたいものと思ひますが、やはり先立つものがなかなかうまくいかないものから、さういふ差がやむを得ず出てきてゐるものといふふうに思ひます。

○田中(美)委員 いま大臣がお触れになつたところが一番大切なところなんですけれども、この障害程度認定基準といふのがさうつていないといふことなんです。年金制度がものすごく複雑ですね。国民はやつと日本にも年金制度ができて皆年金と言ふから、皆と言へばみんな私も入るのだといふふうには思ひましてやつていくわけですね。さういふと、そこがあつてもちよつとめちやくちやになつてゐる。一人一人、私はどうですか、私はどうですかと聞かなければ、もらえないのか、私にはどうですかと聞かなければ、もらえないのか、幾らもらえないのかわからないほどになつてゐる。その上に年金のあれによつて——これは金額だけじゃないですよ、財源の問題じゃないですよ、厚生省の姿勢の問題ですけれども、財源の問題は別にしても、障害の程度を合はせるといふことは、これは当然じゃないですか、同じ日本にいて、障害が一級、二級、三級といふのが、厚年と国年とはみんな程度が違う。さういふことをしてゐるから、こんなふうになつてしまふわけですね。

ですから、まず最初に、何としてでも障害の程度の裁定基準をそろえるといふことをせひやつてほしいと思ひますけれども、これならばできるでしょう、財源がなくなつてもできるわけですから。○會根田政府委員 御指摘の問題点は、確かに障害給付の上での一つの問題でございしますので、今

後検討してまいりたい。厚生年金等被用者保険の場合、先生御案内のように、労働力喪失という立場で廃疾を決めておる。国民年金の方は、日常生活能力の喪失度合いというので、基本的な考え方が違いますので、手直しにはちょっと時間がかかると思いますけれども、これは前から指摘されている問題でございますので努力いたしたいと思ひます。

○田中(美)委員 時間がかかるというのは、一体どれくらいめどとしてかかるのでしょうか。

○會根田政府委員 この廃疾表の一本化の問題は、実はついぶん以前のことでございますが、医療関係者に検討依頼したことがございますけれども、なかなか各科のバランスの問題がございまして、それぞれ専門の方は、自分のたとえば眼科とか耳鼻科とかをどうしてもなるべく重く評価したいというふうな傾向が多少ございまして、医療関係者のまず意見の一致を見るということが非常にむずかしい経緯がございまして、これは行政上の判断の問題でございますから、努力いたしたいと思ひます。

○田中(美)委員 努力じゃなくて、どれくらいでできるか、いつごろどれくらい期間がかかるか、十年かかるのか、一年くらいでできるのかという目安を私は聞いているわけです。これは、いまも局長のおっしゃったように、前から言われておることですので、こういうことですが、そうすると、これは財源がなければできないとか、いまこの財源をどこから持ってくるべきかわからない、ということとは、現状がそうであれば、いまのような社会保障という立場で年金を考えないで、日本の年金は、多分に保険社会的な構想が多いわけですからね。ですから結局、そこのお金の問題というものが絡んでくる。ですから、そこで困難になってくるということはまだわかりませんが、現状を認めれば、しかしこういうのは前から言われていることですので、それはそれぞれ障害の人が、足がない人と目がいない人とどっちが不便か、不自由かというふうな議論になれば、それぞれ

の議論はあると思ひますよ。しかし、それは前から言われていることですので、政府は、それをやる気になる姿勢を保持して、これはお金の問題じゃないので、この最低基準というものは決められると私は思ふのです。

ですから、政府がこれから取り組んで、大きい機構ですから大体どれくらいかかるのだから、検討するということでも眠っておられると、また今度の国会で同じことをやるといふことじゃないですね、めどをお願いしたいと思ひます。

○會根田政府委員 十年というふうなお話ございましたけれども、それほどの時間かかる問題ではないけれども、それはどうも、次の再計算の機会までにできなければ検討してみたいと思ひます。

ただ、この問題は、先生お金の問題ではないという御意見でございますけれども、結局はこれほどまで広げるかによりまして、厚生年金の場合でも三級が一番該当が多いわけでございますから、当然に費用負担にはね返る、そうしますと、国民年金はいろいろ問題を抱えておりますから、給付改善の優先順位としてどういふものからやっていくかという問題の一端としてとらえなければならぬということを御了承願ひたいと思ひます。

○田中(美)委員 次の再計算というものは、いつなんでしょうか。

○會根田政府委員 制度的には五年、従来の例から言つて四年でやつた例も多くございしますので、四、五年ということになるかと思ひます。

○田中(美)委員 そうしますと、いつ計算したんですか。再計算のときまでというのと、これはいつ計算したんですか。

○會根田政府委員 もし今回御審議願ひております改正法案が成立いたしますならば、五十一年度からということになります。

○田中(美)委員 そうしますと、あと五年か四年までこれはやらないということですか。再計算というのと、これはその次早くて四年ということですね。そうすると、昭和五十五年でないこの計算できないというわけですか。ちょっと大臣、しっかりしてください。

○會根田政府委員 私は、作業のめどとしてのお尋ねに對してお答えしたのでございまして、再計算をいつやるか、そういう政策問題について申し上げる立場にはございせん。

○田中(美)委員 大臣、答えて下さい。幾ら何でも検討します、検討しますと云へば、幾ら何でも検討してはあります。しかし検討しますと云へば、何か検討してくれているのだらうと思ふけれども、その次聞いてみますと、全く眠っている。そしてまた検討します、それじゃいかぬと思ふんですよ。

やはりいまのめどでは、四年も五年もかかるのですか。お金じゃないと言ふけれども、国年の三級まで全部入れれば確かに税金に計算されてきます。しかし最低基準を合わせるという計算をするということは、そんなにからからじゃないですか。ちょっと大臣、そこは……

○田中(美)委員 この廃疾の表、障害の表はかねてから問題になっているところでございます。しかし基本的には、やはり単なる技術上の問題だけにはとどまらない、医学上の問題だけにはとどまらないようでありまして、要するにこの表というものは、結局給付のための別表でございますから、したがって、当然給付の問題と絡むわけです。そうすると、一つ一つの法目的との関連が出てくるわけですが、それにしても、もう少し何とかならないかというものが、われわれもそういうふうな議員時代から思つておたわけでありまして、いまにわかにかいつの幾日までと言つて、また、それを外して田中先生にしかれるといけないから、政府側で慎重に話しておられますが、まあできるだけ早くやらなければいけません、こう思つておられます、いまここでちょっと私、急に返事することはいかかと思ひますから、役所に歸つてからよく相談しまして、あなたにまた返事いたします。

○田中(美)委員 私は、何もいつの幾日とは言いません。作業した上で多少伸びたり縮んだりありますけれども、いまのように次の再計算までなるといふようなことでなくて、できるだけこれを早く計算してみたいという考え方——じゃあ、その返事を差し込みにお待ちしております。

次に、今度の制度で、遺族年金、障害年金、通算それから事後重症制度、こういうものは法令に定める日に施行すると書いてありますけれども、これはいつなんですか。

○會根田政府委員 この障害関係につきましては、法律上は一年六カ月以内で政令で定める日ということですが、ちょっとこの段階で的確な準備その他に相当な時間がかかりますので予測がつきかねるので、余裕を持っておりますけれども、気持ちの上ではやはりできるだけ早くしたい、でき得ればこの改正法案が実施を予定いたしておりますのが本年八月でございまして、来年の八月までには準備を急いで間に合わせたいというのが目下の段階の考えでございます。

○田中(美)委員 そんなにかかるものなんです。どうしてそんなにかかるのですか。一年以上かかりますね、実施が来年の八月ということになれば。

○河野(共)政府委員 施行日の点でございまして、今回の改善におきましては、廃疾認定日の短縮と、それから事後重症制度の創設という二つの柱が入っております。そのために、廃疾が一年半ということに短縮されましたために、症状によりまして、ことに内科的疾患でございまして、症状がかなり固定してないものも出てくる、こういうふうなことから申しまして、従来の認定基準を基本的に見直す必要がございまして、したがって、私どもは、この一年半の短縮に伴う認定基準の見直し、それからもう一つは、事後重症制度の創設によりまして、また将来症状が悪化するというふうなことがございまして、一人一人の障害給付請求者の記録をコンピュータでもって的確に管理していかねばいかぬ、こういうふう

うなことで、そのプログラムの問題とか従来のシステムの見直しがあるわけでございます。したがって、私どもは、一年半というタイムミットがこの障害給付の点についてはあるわけでございますので、その範囲内で全力を尽くしまして短縮に努めたい、かように考えております。

○田中(美)委員 ずいぶん遅いものだなというふうに思いましたが、せっかく前進面があるわけですから、なるべく早くしていただきたいと思ひます。

それから、いまおっしゃいました事後重症制度なんですけれども、これがまた国年と厚年と年限が違いますね。これは厚年の方は五年以内というふうに切られています。国年の方には期限がない。どうしてこういうふうな制度をつくるときに、いつもぐちゃぐちゃなんですかね。すかつとしたらいいじゃないか。そうするから、また次の新しい制度でぐちゃぐちゃ、こういうふうになつて、これは皆さんたちの仕事量もすごく多くなるだろうし、すぐ効率が悪いというふうに思ひます。これは受給者が損をするというだけでなく、国家的に見たつて非常にむだなんです。そういう点でどうしてこういうことをしているのか、特に厚年の人がなぜ五年に切られているのか、この点をお聞きしたい。

○會根田政府委員 この事後重症制度でございますけれども、被用者保険の場合に、この被用者保険加入期間中の事故であるということが必要でございますから、そういういわば記録と申しますか、そういう点で無期限にこれをするとということ、事務処理の面からいいますと非常に困難な問題もございまして、そこで、たとえばカルテの保存期間が一応五年になつていようということ、あるいは現に各種共済、他の被用者年金制度では五年というところで事後重症制度を期限を切つておりますので、そういったことを総合的に考えまして、実は五年といたしたわけでございます。

○田中(美)委員 そういう効率的悪いお返事をなさるねようにしてもらいたい。そんなことはわか

つています。そんなことではなくて、私の聞いていますのは、なぜ厚年と国年と年限が違うのかと、こう聞いているのです。なぜ五年にしたのか、こう言っているわけじゃないのですよ。国年は期限がないのに、なぜ厚年には期限があるのかと、こう聞いているのです。もう少し効率よく質問をやつていきたいので、一分、二分の時間を惜しんでやつていくわけですから、それらもそのつもりで真剣に、まじめにやつていただきたいと思ひます。

○會根田政府委員 やはり一般国民を対象とする国民年金の場合と、一生の生活を通じて被用者という状態にある期間というのは、ちよつと意味が違ふと思うのです。

それで実は、部内で検討いたしましたして、むしろ国年が問題ではないかという議論もございましたけれども、とにかく今回は現在の不十分なところを改善するという、そちらに主眼を置くということと、他の被用者年金に合わせて新しい制度としてとにかく五年という期限でこの制度をつくつたということでございます。

○田中(美)委員 いま病気が、難病やいろいろなものが出てきています。初めは病気でないと思つていたものが、ひどい病気だつたということも出てきているわけですので、やはりこういうふうな期限を切るということは問題だと思ひます。そういうただ早く足がばんとなくなつてしまつたか、それとも長い間に障害者になつたかという問題の違いです。同じことだと思ひますので、この期限をぜひ取つていただきたいというふうに要請いたします。

それからその次に、時間がありませんのでちよつと急いでいきますが、簡潔に聞きますので、それらも簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

この廃疾認定日を今年一年半に短縮するということは、私は非常に評価しております。しかし、これでもまだ傷病手当金との間に期限があくわけですね。あくということが結局ILO百二二条条約の廃疾給付の水準というものを満たさないわけ

です。ですから、これを何とかあかないように今後とも短縮するような努力をしてほしいということがまず第一点です。

○田中(美)委員 これは中があらいてるものからしかられました。何とかやりたいと思つてい

るのですが、とにかく年金の方でまずアプローチしようじゃないか、商店の方は、何しろ保険が

ないしよが苦しいものですからできない。それで

はやめようかと思つたのですけれども、現在やろうと、こういうことでございまして、これとい

うというわけではございません。とにかく幾らかでも縮めよう、年金の方で幾らか余裕があるなら

それでいこうじゃないか。商店の方は健康保険の中ではちよつと無理だということ、これは抑えて

います。今後の検討課題であらうと思ひます。

○田中(美)委員 私は、この一年半になつたとい

うことは評価しています。しかし現状あいてる

ということは、やはりお心に入れていただきた

い。そして、ちよつとお願ひなんですけれども、結

核の場合には、これがあかないわけですね。とこ

ろが難病というのは、昔の結核よりもつと大変な

状態にあるわけですね。ですから、せめて難病は結

核並みに扱つてもらいたいということが切なるお

願ひなんですけれども、これは何とかありません

でしようか。

○河野(共)政府委員 御指摘のように、遺憾な

ら障害年金の裁定につきましては、ほかの年金の

裁定と違ひまして、遅延している事実がござい

ます。その主な理由といたしましては、これは障害

の認定ということのために必要な診断書等の不備

がございまして、それを補正するために相当の日

数を要しておる、こういう点があるわけござい

ます。私どもとしては、それを是正すること

によつて相当短縮できるのではないかと、このう

ことで、地方庁に対しまして、書類受け付けの

際に十分審査するようにという通知を最近も出

しましたし、事務処理体制の業務課における整備と

いうことにも留意しておるつもりでございます。

私どもとしては、先生ただいま御提案のこ

ざいようなことも含めまして、今後この障害年金

の規定の迅速化ということについて慎重に検討し

てまいりたい、かように考えております。

○田中(美)委員 結局やはり一番隘路というの

は、いまあなたがおっしゃつたように、診断書が

こで何だかんだやり合っているわけですから、私は、そういう機関をつくって、その答申を受けていくというふうな、そういう技術的な、女性の年金権を確立するという第一歩を踏み出してほしいと言っています。いまこれをすぐどうせよと言っても、なかなかだと思ひますので、その点をちょっと大臣にお聞きしたいと思ひます。

○田中(美)委員 妻の年金権の問題は、私も心を痛めております。非常にむずかしい問題でござい

ますが、これについては、何とか前進を図らねばならぬということを考えております。したがって、今後の年金制度の改正の節には、何とか目鼻をつけたいものだというふうには思つておりますが、しかし基本的には、やはり年金のストラクチャ、仕組みとも関連いたしますので、簡単に

持者である場合は何とかなるようですが、これは男の稼働能力との関係で……(田中(美)委員)「そういう機関をつくってほしい」ということを言っているのです」と呼ぶ)機関については、私は、むしろいろんな機関をつくつていかにあるのです。大体厚生大臣は、審議会好きとかなんか新聞に書かれて、私は、そういうつもりは毛頭ないので、これは積極的な意欲でやりたいと思うのですが、これまたつくつたら、いよいよもつて

言われまうので……。それから全体の制度の中の一環として位置づけるためには、一つの機関の中で考えた方がいい。しかし国年審なりあるいは基本構想懇談会ですか、こういうところとにかく妻の年金権については十分審議してくれということとは、私からも申しましよう。

○田中(美)委員 私は、国民の半分は婦人であるということ、大臣、忘れないでいただきたいと思ひます。男だけがいてののだというふうには思つていただくと困ると思ひます。

それで、最後に一つだけ申し上げますが、今度「国内行動計画案」というのが政府から出されました。その中に「老後等における経済的安定の確保」というところで「厚生年金の保険料率、支

給開始年齢等について、男子との均衡を図ることを基本として検討を進める」という項目があるわけですから、これは、ただごとではないというふうには私は見ておるわけですので、この点、いまのように婦人の賃金は男の半分というふうな少ない賃金の上に、それからまた開始年齢というふうなものも全部男の方に合わせていくというふうな検討であると思ひます。これは、ただごとでない、婦人に対する圧迫であるというふうには考えます。

それで、こういうこともありますので、私は、婦人のためだけの審議会をつくつて、十分にやつてほしいというのです。こういう改悪だけがもし進められるとすれば、どういふ検討かわかりませんけれども、均衡を図るということになりますと、いまの女の方が率も開始年齢も低いわけですから、これが上がっていくとなると、賃金は低いのにお金はたくさん取られるということになりますので、この点を嚴重に、そういうことにならないように、いまよりも改悪されないように——社会が完全に男女同権になっていく中ではいろいろ考えられます。いまのように婦人の働く条件も悪い中でこのよう改悪がもしなされるとするならば、ただごとではないと思ひますので、その点を十分に御忠告申し上げておきたいと思ひます。

○田中(美)委員 婦人の問題企画推進本部のこの条項というのは、女性に女性として男性と同一でありたいという気持ちが出てくるいうことを書いたのだらうと思ひます。けれども、しかし年金制度等については、お説のとおり、勤労の形態も違ひますし、いろいろの違ひがございしますから、したがって、これをこのままでもって——私も精神はわかります、プライドはわかりますけれども、やはり実際にいいては、多少違ひざるを得ない、違ひていく方が実情に合うというふうには思つておりますから、その点については、そつなくやる所存でございしますし、こちらの方にも、そういう意味のことは踏まえてくれということとは、私からもよく注意しておきます。

○田中(美)委員 それは各省から言つてきているのですから、厚生大臣の責任ですので、その点お願いいたします。

○戸井田委員長代理 時間が経過しておりますので……

○田中(美)委員 それでは、これで質問を終わります。

○戸井田委員長代理 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 インフレ、不況、それから老齢人口の急増、預金、貯金の目減り等々で、いまわが国の国民の年金制度に対する関心の高まりというものは異常なものがあると私は思ふのです。私は、ただいまから議題となつております年金改正案の質疑に入るに当たりまして、現在の日本経済の中における年金のあるべき姿、社会保障や社会福祉の立場から果たしてどうあるべきか、年金の水準、制度のあり方を大局的に見ていかに改革していくべきかという私なりの考え方をまず述べさせていただきます。厚生大臣の御意見を承つた上で具体的な質疑に入っていきますと思ひます。少し長くなるかと思ひますが、もし余りにも意見が違ふときは、その都度指摘なさつても結構でございますが、できれば最後に一括してまとめて御意見を承りたいと思ひます。

(戸井田委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席)

今回の改正案は、給付の改善、障害年金、遺族年金の通算制度の創設、廃業認定日の短縮、初診日から三年というのを一年六か月に、通算遺族年金の創設等、評価すべきものもあつたすけれども、大幅な保険料率の引き上げ、男子の場合七・六%から九・四%に、加えて標準報酬の上限二十万円を三十二万円、下限は二万円から三万円の引き上げによつて、被保険者の負担が急激に増大する等の問題点もあつたす。

とりわけ、政府が昨年来繰り返し約束してきま

した五十一年度における年金の抜本的改善とはほど遠いものと言わざるを得ません。これは去る三月の委員会の際にも指摘しまして、大臣も抜本

改革とは言えないとお認めになつたとおりでございます。

中でも、厚生大臣も約束されました福祉年金二万円がわずかに千五百円の改善、一万二千元から一万三千五百円に終わったことは不満であります。このことにつきましては、厚生大臣は、従来の答弁から予想されまされども、多分最大限の努力はしたが、不況による財政難でいたし方なかつたと言われるに違ひありません。恐らくそうだと思ひます。しかし社会保障制度審議会が繰り返し言つておりますように、福祉年金も生活保障的な水準のものでなくてはならないのであります。減速経済への移行に伴ひまして、福祉も減速ということであつてはならないと思ひますのであります。かつての高度経済成長の時代には、まず分けるパイを大きくしてからということ、国民の貯蓄はすべて民間企業の設備投資に振り向けられ、その結果、確かに経済は成長し、物質的には豊かになつたけれども、反面、国民の福祉は立ちおくれ、社会保障の水準は先進諸国と比べてむしろその格差が増大していったのであります。これもお認めになるはずでございます。このことにつきましては、わが国の福祉政策が高度経済成長の余力依存型という消極型に進められてきたことは、昨年十月二十八日に発表されました国民生活白書が明確に述べておるところでございます。

また、福祉水準を示すGNPに対する社会保障費支出、振替支出の割合を見ますと、西ドイツでは一九六〇年にすでに一二%に達してありますが、一九七二年には一三%を超えており、同年のわが国の四・八%をはるかに上回つております。これも御承知の通りでございます。

人口一人当たりの社会保障費支出で見まして、西ドイツは一九六〇年にすでにわが国の一九七二年の水準の倍も上回つていたのですが、一九七三年にはさらに同年のわが国の五倍にもなつており、格差は一段と進んでいるのであります。これは昨年の八月八日に発表されました経済白書の中で述べられておるところであります。これも御

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号

昭和五十一年五月十二日

承知のほどでございます。

社会保障制度審議会においても、さすがにこうした点を見落とすはずがなく、昨年の十二月一日に「今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について」という建議書を出しておりますが、この中で、減速経済への移行があつても社会保障の充実が急がねばならないとして、今後は公共部門投資中に占める社会保障関係の比重を思い切つてふやすことによつて、新しい経済循環の構造をつくるべきであると言つています。つまり、従来の民間設備投資主導による経済成長の余力依存型の福祉政策を直接福祉に投資する政策に転換しなさいということをやつてゐるのです。そうして、そうすることが今後の日本経済に発生のおそれのある総需要の不足、不況の慢性化に対処するためにもきわめて有効な手段となるであろうと述べているのでございます。これは、いま言いました社会保障制度審議会の建議書です。

消費の停滞による今回の不況は長期にわたり、戦後最大と言われ、企業倒産は昨年の九月に千件を超えて以来、去る三月まで、十二月の千九百四十三件をピークにすべて千件を超えております。失業者もまた昨年十月に百三万人となつて以来、十一月の九十八万人を除いて百万人を突破しております。本年二月には百二十五万人に達しております。これも御承知のほどでございます。こうした中で賃金は、どうやら八%ぐらいにおさまりような情勢ですが、これでは消費者物価の三月末の前年比八・八%にも及ばないわけで、最終需要の増大は望めそうもありません。一方、所得減税は見送られておりますから、勤労者の実質所得は低下して、この面からも消費の停滞は解消しようにもありません。

そこで、こうした中で経政的の面から福祉の充実が急がねばならないのであります。制度審議会も言いますように、福祉への投資を通じて経済循環の構造をつくる必要があるわけでありまして、たとえば福祉年金が引き上げられたからとい

配はないわけでありまして。たとえば福祉年金が二万円になったとしたとしても、それは生活必需品を購入しますから、消費は必ずその分だけふえ、生産流通の量が拡大されて、景気に対して好影響を与えるばかりでなく、企業の収益も好転し、その結果、物価抑制の効果も果たし、失業、倒産の減少効果も果たすことができるわけでありまして。これが減速経済下における経済循環の新しいパターンだと考えています。

ですから、厚生大臣のように減速経済で財源がないから福祉も減速だということではだめで、このようなときには公債を発行してでも福祉の充実を急ぐことが、経済政策の上からも必要であり、昨年の予算委員会における私の提案もこの意味から出たものであります。本四架橋の工事が今年度から始められておりますが、これをおくらせてでも国民福祉の充実を推進すべきだつたと思うのでございますが、初めに総括的に大臣の御見解を承つた後で、具体的な質問に入つていきたいと思ひます。

○田中閣内大臣 いろんな所説を一遍に申し上げましたので、これを全部お答えいたしましたのは、時間がなくなつてしまふのじゃないか、かように思ひます。

そこで、振替所得がヨーロッパの国々と比較して低い、確かに低いのであります。この点については、われわれとしては大いに注目し、また努力もしなければならぬと思ひますが、これにはやはり社会構造の違いというものも考えなければならぬというの、もう先生御存じのとおりでありまして、人口の老齢化との間のパラレルの数字というものを追つてみるならば、やはり日本においてもむちゃくちゃに低い、ただノミナルな数字だけを対比するといふことは、いささか當を得ないのじゃないかといふふうに私は思ひますが、これは大いに頂門の一針としなければならぬ数字であることは、私は否定をいたしません。

なおこの際、消費を刺激せよといふことですが、これは経企庁長官じゃないので私はなにしま

せんが、日本の消費というのは、かなり最近まで強含みでございまして、消費を極端に刺激をしなればならぬといふようなことではなさそうでございます。むしろこの際、いわゆる投資を福祉の方面に充実をさせたいといふことについてのお話ですが、厚生大臣としては、私はそういうふうな方向に向かいたいと思つていますが、しかし今日の経済情勢は、どうして一体資金の効率化を図るかといふことを考えるべきだと私は思ふのであります。その意味では、たとえばいま年金のお話でございますが、やはり年金のような給付とこうした公共事業等の間には、同じ金を使つても、いわゆるインベストメントマルチプライアーといふやつですか、投資効率と誤すことがかなり違います。そうしたことを考えるときに、財政が不如意で公債を三〇%も発行しなければならぬようなときに、わずかのできるだけ少ない資金で景気構造を変えようとするならば、投資効率の大きい方に依存をしなければならぬといふことで政府全体としてその方向に向かつて努力をしたことだろうと思ひます。しかしさすればといつて、社会保障費よりもこうした公共投資の方は比率が小さいことは、先生御案内のとおりであります。減速経済下でございしますが、やはり社会福祉は、これを向上しなければならぬと言ふのですが、これは何といつたつて公的費用を必要とするのですから、これを一体どこから求めるかといふことで、われわれは努力をしなければならぬと思ふのであります。もつと公債を出すといつても、いま財政法がこの騒ぎでやつてゐる今日ですから、これ以上公債を発行することは、なかなか困難ではなからうか、制度上もまた経済上も政治上も問題があるといふことで、これにもまた一つの壁があるのではなからうかと思ひます。

いづれにしても、こうした社会保障の給付をよくするために公的資金によらざるを得ない。この公的資金は租税の形でやるか、あるいは保険料の形でやるかしかないわけでございます。そのことを考えるときに、いまの税金についても

なかなか問題がある、また保険料についても、少しよい御協力願おうと言つと、なかなか抵抗感も生ずるといふところに私の悩みがあります。社会保障給付をよくするために、やはりみんなで相ともにこの財源を見出すといふことについて努力をし、協力しなければならぬといふところに、いままでの社会保障の充実のパターンと違つた状況が出てきた、そこに私のまたむずかしいところがあります。これを乗り越えなければ厚生大臣じゃないといふことで、今後とも努力をいたす所存でございます。

○大橋(敏)委員 私は、時間の節約も含めまして、いま私の考えを一挙に述べさせていただきます。わけでございますが、先ほども申し上げましたように、年金改革に対する国民の関心はきわめて強く高いものがあります。今回抜本改革をされるであらうといふことであつたわけでございますが、諸般の事情から今回見送られた。しかし厚生大臣としては、これはいよいよ早急に手直しをし、改革しなければならぬのだといふことは、十分自覚もなさつておられることでもございしますので、いま私が申し上げましたようなことは、あくまで私だけの物の考え方ではなくて、社会保障制度審議会の専門家の皆さんの御意見やそのほかの関係者の意見を交えまして申し上げた内容でございますから、大改革の中において十分参考になる意見が述べられてゐることを私は自負して申し上げておきます。

そこで、具体的なものに入りますけれども、遺族年金についてでございますけれども、遺族年金の最低保障額、これは昭和四十八年十一月からは二万円であつたのが物価スライドされて、五十年八月から二万八千三百円になつております。そして今回三万三千円にならうとしてゐるわけでございますが、この最低保障額といふのは、一体いかなる根拠によつて決められていくのか、私、これが非常に疑問でならないのです。この点の基準を示していただきたいと思ひます。

○會根田政府委員 遺族年金の最低保障の考え方

は、従来から厚生年金の二十年分の定額給付相当額という考え方によっております。もとより厚生年金の定額部分というものは、昭和二十九年度の改正によって導入されたわけでございますけれども、一つの機能として所得再配分による最低保障的な意味合いを持っておたつたわけでございますので、それをそのまま採用して二十年分の定額というものが従来の考え方でございます。

○大橋(敏)委員 いま大臣お聞きになったように、厚生年金の定額部分二十年分が最低保障額だということなんです。なぜその二十年分というものが決められたのか、恐らくお答えにならないのじゃないかと私は思うのです。いまのところ遺族年金というものは、基本年金の半分に加給年金を加えた額であるはずでございますが、今回の改正で、基本年金の半分为三万三千円に達しない場合は、最低保障額三万三千円に加給年金及び今回創設される寡婦加算を加えた額となる、こういうことになるわけですね。厚年の最低保障額は、私は余りにも低過ぎる、こう思うのです。それはなぜかといいますと、まずILO百二号条約、これは去年承認いたしましたね。批准いたしました。この条約によりますと、子供が二人ある寡婦の場合に遺族年金は、死亡した勤労者の従前所得の四〇％が支給されることになっております。この条約と厚生年金の最低保障額との関係は一体どうなっているのだろうか、このように私は理解に苦しむのでございますが、この点についてお答え願いたい。

○會根田政府委員 今回の改正案におきます最低保障額は、三万三千円でございますが、今回の寡婦加算制度の新設によりまして、子供二人を有する寡婦の場合、四万二千円、一子の場合が三万八千円、それから六十歳以上の子供を持たない寡婦でも三万五千円ということになるわけでございます。

そこで、お尋ねのILO百二号条約基準との関係でございますが、まあ、はなはだ形式的な問題としてお答え申し上げますと、この三万三千円というものは、従前所得というものをどういうとり方をするかによって相違がございますけれども、一つの基準として、たとえば旋盤工の賃金、これは本春閣議最終にまだ終わっておりませんので、これは全くの現時点における見込みでございますけれども、多少安全率を見まして、十二万五、六千円から十三万八千円、これが五十一年度における男子の旋盤工の賃金というふうに推定されますので、そういう点から言いますと、少なくともこの二子の状態、標準年金受給者の二子の状態については、形式的には合致しておると言えようかと存じます。

○大橋(敏)委員 厚生大臣、これは非常に重大なところですから、よく聞いておっていただきたいと思ひます。

理由のいかんを問はず、ILO百二号条約は批准したわけですね。条約の精神は尊重されねばならぬということですね。私は、この条約の審議のときに外務委員会に出て、この問題を質問させていたんだんですが、この遺族年金については、まだ条件を満たしていないけれども、引き続き努力していくという答弁をいただいております。

しかし今回、またそれが話にならぬほどの内容で出されてきたわけですね。ですから、このILO条約の水準までの改善を急ぐのは、これは国の責務でございます。年金は多いほどよいという考えを持つてゐるわけではございませんが、少なくとも老人とかあるいは母子家庭、いわゆる社会的弱い立場にある人々にとっては、非常に不安な生活を送るわけですから、少なくともこういう人々が安心して生活できるようにしてあげなければならぬ。特に近年の激しいインフレによって、わずかな貯金やあるいは生命保険金などが大幅に目減りをして、自分の力だけではとても生活ができない、生活設計が困難になってきているという実情に照らしまして、こうした遺族年金の引き上げというものは急務でなければならぬ。最低保障がでる程度年金額を上げる必要は本当に急務中の急務だ、こう思うのですが、その点について大臣の

お考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○會根田政府委員 年金制度における最低保障の持つ意味というものは、非常に大きなウェイトがございますので、この最低保障の充実ということについては、今後ともできるだけ努力してまいりたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 厚生大臣、私が何でこう一生懸命言っているかという、今度改正されて三万三千円ですよ、最低保障額。これがいかに低いかわかることを、私いまから厚生省がいろいろ出されております資料による数字を使って理解を深めていただきたいと思ひます。

厚生行政基本調査によりますと、子供が一人ある母子家庭の生計費は、四十八年度で四万七千四百六十円、四十九年度で六万二千八百八十円になっております。子供が二人ある母子家庭の生計費です。これは厚生行政基本調査にあるんですよ。それから子供が二人の母子家庭の場合では、四十八年度で六万三千九百九十円ですよ。四十九年度では七万三千円になっております。いま局長言うけれども、全然話にならぬでしょう。

ところが、今回の改正案では、子供一人の寡婦の場合の遺族年金は三万八千円です。それから子供二人の寡婦の場合では四万二千円、全然話にならぬじゃないですか。三万三千円、いわゆる母子家庭の生計費も賄えないという内容では、話にならぬじゃないですか。いかに最低保障額が低い、これは本当にわかつてもらなければならぬと思ひます。

〔山下(徳)委員長代理退席、竹内(參)委員長代理着席〕

さらに角度を変えてみますと、最低生活保障水準、いわゆる生活保護基準、厚生大臣、よく聞いておってくださいよ。九歳の男の子を持つ三十歳の母の家庭の場合、これもみんな厚生省が調べた数字ですから間違えないようにしてください。私が勝手に編み出したのじゃないのですから。生活扶助あるいは母子加算、教育扶助、住宅扶助の合計で、五十年当初で一級地で五万九千二百九

十六円ですよ。四級地で四万四千四百八十三円です。あります。五十一年度当初では一級地六万五千九百二十八円、四級地四万九千六百八十四円です。また九歳の男の子と四歳の女の子を持つ三十歳の母の家庭の場合を見ますと、五十年当初で一級地七万二千七百七十円、四級地五万四千五百三十八円、五十一年度では一級地八万一千六百五十五円、四級地六万九千七百七十一円、こういうふうになっているんですよ。これと三万三千円を見ると、もう話にならぬわけですよ。これでよく、私は遺族年金のことで努力しました、どうのこうのといふ大變りつばな発言をなさっていただくのには何いまして、大臣……〔田中事務大臣「いや、そんなことは言わない、遺憾でございます」と呼ぶ〕いや、そうではないですよ。あなたがおっしゃっていただいたことは、自分の努力は寡婦加算の創設を一生懸命やったのだからそれは認める、こう言っていますけれども、そのくらいのことでお茶を濁されるような問題ではなかったと言いたいわけですね。この遺族年金を引き上げということは本当に重大問題ですよ。その点について、じゃ厚生大臣の御見解を承りたいので

○田中事務大臣 私は、遺族年金の寡婦加算制度が大成功であつて、いばるんだなという気持ちには毛頭ありません。そうお聞きになったら聞き違ひだらうというふうに思ひます。まことに遺憾至極であつた、また不勉強であつたことも残念である、今後ともひとつりカバリーをやろう、こういうことを言っているわけでありまして、いばり散らすような気持ちは毛頭ございません。

なお、遺族年金の最低保障額については、かねて長い間、定額部分の二十年分相当を設定しておるわけでございますが、これを今回の改正によりかなり引き上げたわけですが、これで食えるのか、こういう観点から見ると問題が出てくるのか、これは、私も知っております。いずれにしても今後この最低保障額については引き上げなければなりません、しかし年金制度は、それによつ

て生活のすべてを賄うということを前提にするまでは、もう少し努力が必要なのではないかというふうな思ひが、現在の年金はそこへ行くべきであります。現在の年金はそこまでいってないということであるというふうな思ひが、あります。

○大橋(敏)委員 今回の改正案で厚年の遺族年金最低保障額が三万三千円だということですね。この金額というのは、生活保護を受けている家庭の生活水準にも及ばないのだということ、四級地の生活保護による生活水準にも及ばないということとを御理解願えたと思います。わかりましたね、それは。

そこで、もう一つお尋ねいたしますが、さて、この厚生年金の遺族年金を受給している者の中で、この最低保障額の適用を受けている者は、その何割ぐらいになっているのかということが一つ。それからもう一つ、今回の改正案が仮に成立した場合、現在最低保障の適用を受けていなかった者でも、改正後は適用を受けることとなる者がかなりふえると思われるわけですが、改正後は何割にふえると予想されているか、この二つをお尋ねいたします。

○會根田政府委員 二つの場合とも、おおむね八六〇前後でございます。

○大橋(敏)委員 大臣、お聞きになったとおり、全体の八六〇も最低保障額の適用を受けているんです。遺族年金の八六〇の方がその低い水準に甘んじさせられているという事実です。平均標準報酬が十六万五千円以下で被保険者期間が二十年未満の者は、すべてこの最低保障の三万三千円の適用を受けることとなるわけでございますね。言いかえますれば、月給が二十万円で四十歳ぐらいの働き盛りの主人が妻と小学生と中学生の子供を残して死亡した場合は、加給年金や寡婦加算を加えても四万二千円にかならないわけでありまして、ここはいまばくが言ったとおりですね。これでは、五十年の生活保護四級地の生活水準にも及ばないし、しかも遺族年金の受給者の大部分が適用されているということでございます。

で、これは大問題ではないか、私はこう言っているわけですね。この点について、もう一度大臣の御見解を承っておきたいと思ひます。

○會根田政府委員 最低保障額の数字の点からのお尋ねがございましたけれども、また逆に見方を變えますと、今回の寡婦加算で二子を持った寡婦の場合に、亡くなった主人の賃金がおおむね十三万五、六千円程度、その以下の方にありましては、むしろ定額加算という方が有利だ、そういう見方もあるわけでございます。私もこれだけで十分と思つておるわけでは毛頭ございませんけれども、それなりの御理解はいただきたい。しかし、いづれにいたしましても、遺族年金が遺族の生活実態から見ても十分である、これがそもそも今改正の当初私も考えました給付率引き上げの一番のねらいだったわけでございますので、今後とも努力したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 今回の改正案をずっと見まして計算してみたところ、六十歳未満の寡婦で三万三千円、六十歳以上で三万五千円になります。子供二人持っているのと四万二千円、子供一人の場合は三万八千円、このようになるわけでございますが、いま申し上げましたように、遺族年金というもの、わが国の場合は非常に低過ぎる。少なくとも、先ほど申し上げましたILO百二条条約の水準に引き上げていただきたい。

いまも申し上げましたように、寡婦加算の創設は、私はある意味では、この遺族年金の公約を果たせなかったそのまやかしだ、ひどい言い方かもしれませんが、こうとおつております。二千円ないし五千円の加算を加えても、生活保護基準にも達しないわけですから、いわゆる厚生省調査の母子家庭生活費には遠く及ばないという事実がいまわかつたわけでございますから、思い切つて支給割合を引き上げていただきたい。今度はまた大改革をなさるということでございますので、そのときにはどの程度まで引き上げようという決意をなさっているか、大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 余り具体的なことを言うと、またしかられるので、私もこのごろ口が重くなつてしまひました。しかし私どもとしては、七割ぐらゐを給付したいものだという予算要求をした事実でございます。しかしこの場合でも、全部に七割給付をしようという予算要求では実体はなかつたわけでございます。たとえばある程度稼働能力のあるような遺族については御遠慮願うというふうなことでございますが、遺族の実態と合わせまして、これについてできるだけひとつ給付水準を向上いたすようにしたいと私は思つております。その場合には前回の――本當の話が、まあ私は、あえてこれは失敗と申しますが、寡婦加算ができたのは、これでもうまことに結構であるなんて思つていないのです。しかし本當の話が、私も最後に悩んだんです。ゼロ配になるよりも、これだけでも残そうかという心境でこれをのんだわけでございますので、したがって、定率給付というものを目標としてその要件等についていろいろ精査をいたし、理論武装も固めて、さらにひとつ定率の給付向上というところに持つていきたいというのが私のいまの心境でございます。

○大橋(敏)委員 もうすでに七割まで引き上げるという気持ちでは表明してきた、それが思うとおりにならなかったのは残念だというお話でございますが、いま申し上げましたように、あらゆる点から見て、この七割ないしは八割程度まで引き上げるのは國の責務だと私は思ひまして、これは強く要望いたしておきます。

それから、厚生年金法の最低保障額は、いま言いました三万三千円になるわけですが、この厚生年金の最低保障額を各公的年金はすべて採用しております。その意味では、厚生年金が主導的な役割を果たしているのでございますけれども、一つここに問題を感ずるのは、国民年金の母子年金だけが、そういう立場から見ても、ままた子いじめになつていまして私は思うのです。すなわち、子供一人分の加給年金分だけ少ない額となつていられるわけでしょう、どうですか。

○會根田政府委員 母子年金のお尋ねがございましたが、私も決してそのように考へておりませんので、これを他の年金制度における遺族と比較いたしますと、むしろ国民年金の場合は、本来の老齢年金に準じたとらえ方をしておるわけですから、老齢年金の二分の一という考え方は全く関係のない定め方でございます。一子、二子のお話もございましてけれども、これは母子という状態であつた年金でございますので、当然一子は基本部分に入らざるを得ない。したがって、加算は二子以降ということになるわけでございますが、その点もあわせて御了承願ひたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 いまばくは、そこを言わんとしたわけですね。いわゆる母子年金だからということとでべつになつていっているのか、一つになつていっているのか、子供が一人いても、それに対する加算はほかの制度ではしているけれども、国民年金の母子年金だけは、子供が一人いても一人いることにはならないのだという物の見方ですね。二人目から二千円上げるわけでしょう。一人目は全然つけないわけでしょう。それは二人目から二千円をつけるわけですから、やはり母子年金は、その名のとおり母子をセツトしている物の考え方、だから子供一人の場合には加給年金は上げません、二人目から一人分の二千円をつけてあげましょう、こういうことじゃないですか。非常に官僚的な物の発想だ、私はこう思うのです。これは、やはり二千円程度だから、ほかの制度と同じようにしてあげるべきだと思ふのですが、どうですか。

○田中國務大臣 これは私も、本當の話が最初不思議に思つたんです。しかし聞いてみると、母子の年金は、少なくとも一子が必ずつくつていなければ母子ではないのです。したがって、繰り込み済みだ。したがって、もし分離すると言えれば、それは一つの手法として分離はできます。しかし、それでは体裁が悪からうということ、要するに分離して、一子だけのいて母子年金だと稱してやれば、それはそれとして一つのやり方

でございますが、しかし母子は少なくとも子供は一人はいるのだということにセットでそこにやっただけです。これはやりようによつてどうにもなると思ひますが、いまのところは観念的にそういうふうにくつていっているというので、そう悪くするためにそういうことをやっているのではないのだというふうには私どもは言つておきます。(大橋(敏)委員「わずかに千円です、悪くなつていゝやないですか」と呼ぶ)だから二千円引いて母子年金だ、こう言へば、それは形の上では整いますけれども、それではおかしいから、したがつてこの際、ワンセットでやつていゝのだ、ペアでやつていゝのだ、こういうふうな観念でできないでしようか。

○大橋(敏)委員 最低保障額にはつきりした思想がないから、私はこのような発想が起ると思ふのです。だから、最低保障に、たとえば最低生活水準というような考え方を取り入れるとすれば、決してこのようにならぬだろうと私は思ふのです。最低保障である以上、それを下回るような制度はおかしいということになるわけですから。

大臣、よく聞いておいてください。共済組合の年金では、逆に妻の加算年金が、六千円の半分の三千円が加えられているわけですから、ここから、このところが、物の考え方、思想を改めなければならぬといふところですね。そうでしょう。共済組合では逆に三千円プラスしている。これは、わずかに二千円程度のことでございますから、この際、母子年金も同じように公平に支給をしていくように改めたい、こういうことです。

○會田政府委員 この共済組合における最低保障を厚生年金の例によつて算定しておりますけれども、その際に平均的な加給年金対象が幾らあるかといふようなことで一・五といふような数字を使つていゝようでございますけれども、いづれにいたしましても、この厚生年金の最低保障、これが国民年金にも援用されておるという事情もございまして、今後ともこの点の改善につきまして

は努力いたしたいというふうに思ひます。

○大橋(敏)委員 これは厚生大臣も最初おかしなと思つたとおしやるように、直観的に感ずるわけですね。これは次いで行われる年金の大改革のときには改めたいといふことを強く要望しておきます。

次に、六十歳以上の老人の寡婦に対する遺族年金は、今回の改正案でも三万五千円になるわけですね。これも生活水準に達するか達しないかのすれすれ程度のもので私は思ふのです。たとえば七十歳の女性の場合の生活保護が、五十一年度一級地で四万二千七百六十一円です。七十歳の寡婦はこの生活水準を保つことはできない、こういうことになるわけですね。四級地で三万一千七百九十六円、やつと四級地程度の生活が保たれるといふ金額でしかないわけですね。厚生行政基本調査によりますと、四十九年度の老人一人世帯の生計費は三万四千六百五十円です。いま私の言つたのは四十九年度ですね。四十九年度の三万四千六百五十円。今度六十歳以上の老人の寡婦に対する遺族年金は改正されて三万五千円です。四十九年度の老人一人世帯の生計費とやつと見合う程度なんです。これもいかに低いかといふ実例です。これもよく肝に銘じておつていただきたいと思ひます。

制度審議会の建議の中に「国民のすべてが安心して生活し、活動できる体制を整備することは近代国家の基本である」と言つております。この指摘のとおり、やはり遺族年金だけではなく、福祉年金もあるいは五年年金も十年年金も水準の低い年金を生活できる年金に引き上げていかねばならぬ。これこそ私は国の義務であると思ふのでございまして、この点について確たる大臣の御見解を承つておきたい。

○田中國務大臣 大橋先生のおっしゃることは、そのとおりでございます。これをいかなる方法をもつていかなる財源で実現するかということにわれわれは苦慮しているわけでありまして。そうした方向に向かつて今後、従来の手法だけではなかな

か律し切れないものもあると思ひますので、広範囲な角度からいろいろと政策を練り直して、そのような方向に進まなければならぬといふふうには私は真剣に考へておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 確かに年金の改革につきましては、種々々々むずかしい問題が横たわつていゝわけでございますけれども、要するに国民連帯と世代間相互扶助の精神に立つて一日も早く国民すべてが安心して生活できるようにしなければならぬと私は思ふのでございまして。高福祉には高負担といふことがよく言われておりますけれども、そういうことにしようとするれば、三木総理がおっしゃるように、社会的公正がまず図られなければならぬと私は思ふのでございまして。不公平な税制の改革や物価の高騰を抑制しなければならぬとせんし、あるいは今度、新聞で見たわけでございますが、厚生省には年金制度基本構想懇談会という大臣の諮問機関が発足したといふことではございまして、一日も早く改革案が国民の前に提案されることを強く望みたいところであります。おれわれも真剣にこの研究を続けてまいるつもりでございます。そういう気持ちで十分くんでまゐつて、私のこの気持ちをくんでまゐつた上でもう一度大臣の気持ちをお伺つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 大橋先生の考へていゝ政策を指す方向と私のとは同じようでございます。ただ、その手法がどうであるかといふことについては、あるいは意見がだいぶ食い違つていゝかもしれません。しかし持つていゝそのターゲットと申しますが、目標は私は全く同じだといふことだらうと思つております。大変心強く思つておりますが、ひとつ相ともに協力して、そういう方向に持つていゝたい。ただ、こちらはやはり実際の行政を預かつていゝものから、あれやこれやの意見もあり、また、いろいろ国民的な御意見の上に立たなければならぬといふことで、問題がしかく簡単ではない。私が一議員のときに考へたのと、また厚生大臣としての立場で考へることとは、なかなか実は次元が違ふなといふことを感じており

ますが、ともあれ先生のおっしゃることと私の考へていゝことと大体似ていゝようですから、そういう方向で大いに努力をいたしたい。しかも、それをやつていゝ、やつていゝと言つて、いつまでも成果を結ばぬのじゃ申しわけないですから、できるだけ早くこれをやりたいものだといふふうには、私もいさかきつちかなものですが、少し拙速に、急いでいゝと頼んだり物を言つておりますが、できるだけ早くやりたいといふ気持ちでいゝばいゝでございます。

○大橋(敏)委員 冒頭から申し上げましたように、年金の改革は、国民の課題だと私は思ふのであります。そして八種類にわたる公的年金をみんだんごにして統合しようとしても、これは實際的には無理でございます。従来の厚生年金あるいは共済年金等々の既得権や期待権は認めながら、しかも共通する部分を統合させて、いわゆる基礎年金構想、その中にナショナルミニマムを求めていく真剣な検討がなされて、一日も早くこれが實際に実施されるように努力していかないと、御承知のように、国民年金の財政的な立場から言つても、もういつぱいいつぱいの問題が来ておりますし、毎年毎年保険料の大幅値上げでそれをカバーしていくなんといふことは、国民も許さなくなつてまいりました。そういうことも十分御承知のほうでありますから、いまの気持ちを、ただ政治的な立場だけではなくて、本当に国民の生活を考へて、真剣に取り組んでいただきたい、こう思ふのでございまして。

もう時間も大分迫つてまいりましたので、最後に、もう一つ具体的な問題を取り上げてみたいと思ひます。

それは、地方公務員の方から私あてに手紙が来たわけですね。陳情書になつておりますが、これを讀んでみますと、私もなるほどと感ずるところがあるわけですね。これは未支給の年金を受けることができない遺族の範囲に関する問題点が、こんなにくさん書かれていゝわけですね。これを全部読

み上げると時間が足りませんので、私これを要約

してまいりました。
未支給金というのは、おわかりになるでしょう。たとえば年金を受けるのは毎月じゃなくて、三カ月ごとぐらい、年に四回支給されている。その間にいゆる年金を受けていた人が死亡したり何かした場合に、当然受けるべき支給金が本人の手元になくなるわけですから、遺族にそれが渡るが、その遺族の範囲についていろいろと矛盾があるわけです。

まず、年金を受けている者が死亡した場合、年金の未支給分が残ることがあるわけですが、これでも、厚生年金あるいは国民年金法では、これを受けることができる遺族の範囲というものを、まず死亡した年金権者と生計を同じくしていた配偶者、子供、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹に限る、このようにしているわけですね。いまは厚生年金と国民年金のいゆる遺族の範囲を述べたのですが、ところが同じわが国の年金制度でも、恩給法、国家公務員あるいは地方公務員、私立学校職員、公共企業体職員、農林漁業団体職員の各共済組合法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等では、先ほど申し上げました配偶者など遺族がないときには、死亡した年金権者の相続人にその未支給の年金を支給することができるとなっているわけですね。要するに範囲がぐっと広がっているわけです。ですから、恩給法や共済組合法で定める遺族の方が厚生年金法や国民年金法のそれよりもその範囲が広いわけですが、これが一つの問題点ですね。

もう一つの問題点は、国民年金法ではその上に、第十九条第三項にただし書きで、福祉年金について特に厳しい制限を設けております。それは福祉年金の未支給分は一切だれにも支給しない、こうされていると思うわけですが、まず、これを確認しておきたいと思ひます。

○會根田政府委員 御指摘のとおりです。
○大橋(敏)委員 大臣、いま述べましたとおり、また局長さんもお認めなさったとおりです。矛盾がたくさんあるわけですが、年金の未支給分とい

うのは、たまたま支給期月といいますが、支給される月が到来しないために請求できなかった、あるいは請求しないうちに死亡してしまつた、あるいは請求手続中に死亡したというようなものが大部分であるといふ思ひでございます。それは本来、当然に支給されるべきものでありますから、恩給法や各共済組合法などは、それぞれ沿革などがあつて、遺族の範囲に相続人まで入れているわけでありまして、これは、やはり同じように、わが国の年金制度でありますから、少なくとも厚生年金や国民年金も同様な扱いにしなければおかしいのではないかと、私はこう思ひます。でございますが、この点についてはいかがでしょうか。

○會根田政府委員 いま御指摘の点に限らず、いろいろ各分野にわたつて制度間に差異がございます。それぞれそれなりの十分な理由のあるものでございまして、あるいは立法時期等の差異からくるような事情もございまして、けれども、まあ特別の理由がない以上は、やはりできるだけ整合性を保つということが望ましいわけでございます。ですので、すべて全部ここでそろえるというお約束はいたしかねますけれども、検討いたしたいというふうに考えます。

○大橋(敏)委員 先ほど申し上げましたように、これは当然もたらさるべきお金であつたわけですね。それがもう前に亡くなつた、あるいは手続中に亡くなつたとかいうような特殊事情でございまして、それが制度によつてこちらは遺族の範囲が広い、こちらは狭い、一方では全く支給しない、こんな極端な差があつてはよくない、まさに差別扱いだと私は思ひます。しかし差別扱いにする理由に乏しいのではないかと。福祉年金だから、無拠出の年金だから未支給分は一切支給しないというの、私は理由に乏しいのではないかと、こう思ひます。未支給分というのは、本来当然支給すべきものでありますから、同居の親族あるいは葬祭を行った者にまで支給範囲を広げてよいように思ひてならないのでありますけれども、この点について厚生大臣の御見解を

承つておきたいと思ひます。

○田中(國)大臣 理屈を言うと、共済組合は恩給の系統をくむとか、いや、こつちはそうじゃないのだとか、いろいろ理屈はあるようでございますが、しかし率直に考えて、ここまで差をつける必要はないんじゃないかと、私はこう思ひますので、できるだけ整合性を保つようによります。

ただ、福祉年金については、若干これは議論が出てくるかもしれません。この点については軽々と約束するのは危険かなというふうに、いまちよつと思ひます。

○大橋(敏)委員 まあ、非常に慎重な答弁をなさるようになりますね。しかし問題点をはつきり理解なさつたわけでございますので、いつもの厚生大臣の馬力でぐんぐんと押していただいて、こういう差別的なものは一日も早く撤廃していくように努力していただきたいと思ひます。

時間が参つたようでございますので、また引き続きあすにでも残りの問題を取り上げてみたいと思ひます。

では、きょうはこれで終わります。

○竹内(繁)委員長代理 次に、小宮武喜君。

○小宮委員 わが国の社会保障制度をみてみますと、制度としては近年非常に完備をされてまいりました。しかしながら、その中身たるや欧米先進国に比べても非常に劣りがするわけです。そればかりではなくて、近年のインフレによつて社会的公正がますます拡大されて大きな社会問題となつておる今日、やはり政府としても、社会保障制度については重大決意をもつて取り組むべきだというふうに考えます。

〔竹内(繁)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席〕

ところが政府は、この社会的公正の是正に対しても、これを是正するといふようなことを公約しながらも、現実には財政難を理由として福祉の大幅後退、それに今度は国民負担の強化を行おうとしております。そういった国民世論を無視した

低福祉高負担について、われわれは絶対に承認するわけにはまいらないのであります。そういった意味で、私は、やはり社会保障全体の問題についても、その年その法律案を出す、出すから審議会に諮問する、諮問を受けて今度答申をした、答申に基づいて改正案を出すといふことではなくて、やはり一つの計画的な年次計画を策定して、それで社会保障制度というものを向上させていくといふような努力をしなければ、場当りの考え方だけではどういふふうになるかと思ひたけれども、できなかったのだといふようなことになつてくるのが、これが私は落ちだと思ひます。だから、やはり一つの年次計画を立てて、こつちは幾ら、来年はこうしたい、再来年はこうしたいといふような長期的な、少なくとも長期的でないとしても中期的な年次計画を策定すべきだ。

その端的な例が、たとえば田中前総理大臣は、五十一年度には老人福祉年金は二万円にいたしますといふことをはつきり言つたわけですね。ところが三木さんになつてみたら、これは財政難の理由が何かは知りませんが、今度は一万三千五百円にとどまつておる。いろいろな、たとえば下水道にしても住宅にしても港灣にしても、すべて何年計画というものを立てて、計画に基づいて施策を進めているわけですね。だから、社会保障制度についても、少なくとも中期的な、五年間ぐらいの見通しをやはり策定して、そうして取り組むべきだと私は考えておりますけれども、そういった少なくとも五年間ぐらいの社会保障制度、社会福祉の向上に対する計画を策定する意思がありやなしや、その点、大臣、いかがでしょうか。

○田中(國)大臣 お説のとおり、社会保障に長期といひますか中期といひますか、計画がなければいけないといふことは、かねがね実は長い間議論があつたところでございますが、前回もやうと思ひましたが、あの節は石油ショック等で経済事情が非常な急変をいたしましたものでありますから、これについては途中であきらめました。しかし今

要請にこたえることができないというので、私どもとしては、ずいぶんこれについて心配もし、また熱心にやっているつもりですが、問題がむずかしいものですから、なかなか先生方の前にこれですと見せられないものですから御心配だろうと思います。一生懸命やります。

○小宮委員 厚生省が考えておるのは、あらゆる年金があるけれども、その年金全体の問題の調整はやはり非常にむずかしい、かしこう考えて

も、厚生年金財源を使って何か国民年金との間の調整をやりますところから手をつけていこうというような傾向がどうも私には見受けられるわけです。そうなると、われわれから見れば、厚生年金は、これは先に言いますけれども、相当な積み立て財源を持つておる、持つておりながらも、そういうふうな支給率やいろいろな制限を設けておる、それで金は余つた、余つたから今度はこちらの方に回そうというふうな考え方を持つておられるとすれば、やはり私は問題があると思います。が、そういうふうな考え方はお持ちですか。

○田中事務大臣　先生、そうではないのです。厚生年金で集めたお金をほかのグループに割いてくれというようなことはやりません。しかし、やはり弱いグループの人々にある程度の給付をするためには、とにかくどこからか財源を見つけてこななければならぬわけでございますので、その辺に工夫の要るところであります。いま厚生年金の確立金からたとえば国民年金の方に回してくれと言つたつて承知するはずがないのですから、そんなやばなことは私どもとしてはいたす所存はございません。

ません
○小宮委員 次に、在職老齢年金の問題についてもお尋ねします。これは私のところなんかに非常に手紙がくるわけですが、結局給付額が、いわゆる六十五歳以上にしても給付額は二割も減額される。しかも、その給付額に上積みされないにもかかわらず、一般の被保険者として今度はまた相当の保険料を納めるわけですね。そうすると、やはりこの問題について、これは非常に不合理じゃないか

いかというような声も出ています。だから、こういう国民の声を年金改正に正しく反映するために、たとえば在職老齢年金の減額制度は六十五歳以上はもう廃止するというような思い切ったことまで考えるべきじゃないのか。減額制度を廃止して十割にする、それと同時に、保険料を六十歳以上になれば免除するとかあるいは被保険者とならないような措置をするか、いろいろそう思ったことも私は真剣に取り組んでもらいたいと思うし、検討してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○會根田政府委員 この在職老齢年金制度につきまして、いろいろ御意見がございまして、先生ただいまお述べになりましたのも、これらをめぐる問題の一つだろと思っておりますが、結論といたしましては、私ども関係審議会等の意向も十分反映させる意味で、今回御審議願っておる改正案の内容のようにいたしましたものでございます。私どもは、現段階ではこのような考え方が最善であるうと思っておりますけれども、しかし先ほど申しましたように、今後の問題としては、いろんな角度からこの問題は検討する必要があるというふうな考へております。

○小宮委員 きょうは総括的なことを質問して、後から法律の内容に入りますから。

保険料の労使の負担割合の問題ですが、わが国の社会保険は、労使折半方式であるために、社会保険拠出に占める使用者の負担が大体五二・九%にすぎません。外国の実情を見ますと、西ドイツが六〇・五%、フランスが七八・四%、イタリアが八〇・四%、スウェーデンが六六・七%、ベルギーが七八・三%になっておいて、わが国に比べれば使用者負担が著しく高くなっているわけですが、わが国においても、負担能力のある使用者負担を少しでも高めるように再検討すべきではないかと思いますが、その点お考えはどうでしょうか。

○會根田政府委員 この社会保険の保険料の労使折半負担、これは、わが国では一応折半負担とい

う考へが定着しておりますけれども、お述べになりましたように、諸外国の例等では必ずしも一般的な大勢とも言えない面もございまして。この点は、ただ社会保険という立場だけではなくて、恐らくは企業内福利の問題、さらにひいては税制が国によってどういうふうな体系となつておるか、そういつたことを総合的に考へなければいかぬと思ひますので、いま直ちにこれをどうこうということでは申し上げにくいのでございましてけれども、実はこの問題は、諸外国の労使の負担割合の裏にあるそういう諸事情について十分検討するようにという大臣からの御指示がかなり前からございまして、今後そういう点も含めてひとつ検討していきたいと思ひます。

○田中事務大臣 この問題は、各方面から広く言われてゐるわけでありまして。したがひまして、いま年金局長が言つたように、よほど検討してみなければならぬ。われわれがただ比率で見ると、以外の外国におけるバックグラウンドについても、いろいろ問題があるという点も聞いておりますので、そういう点も勉強するように実は言つてあります。それからまた、こうしたことを仮に切りかえた場合に、賃金形成に一体どういふ影響がくるだろかという点も考へてみなければならぬといふわけで、労働大臣ともこのことについて話をしておるわけでもございまして、向こうでも考へてくれや、こういうことも言つておるようなわけであります。非常に重大な問題ですから、幅広く根深くこれについては検討いたさなければならぬまい、ただいまこれについてにわかに確たる方向を申し上げるわけにはいかないというのが現状でございまして。

○小宮委員 次に、われわれも各施設を見て回るわけですが、社会福祉事業従事者の年金基金の創設という問題がいろいろ出てきておるわけですが、御存じのように、社会福祉事業従事者がわが国の福祉サービスを担つておるわけですから、これは労働条件にしても非常に厳しい中でこれらの仕事をし、業務の遂行に当たつてい

わけですが、そのために非常に苛酷な労働条件もある。そういう中で非常に定着率が少ない。したがつて、人材不足が深刻化しておるわけですが、そのためにいろいろのこともあつた施設に働く人たちの労働条件の改善の問題が出るわけですが、けれども、しかし、ただ単なる小手先の問題だけではこの問題は解決できないのじゃないかということ考へた場合に、やはり定着率を高めて、この人たちが本当に社会福祉事業に真剣に働いてもらうためには、御存じのように石炭鉱業年金基金という制度がありまして、これに見習つて社会福祉事業従事者年金基金というものを創設して、こゝでこの人たちの処遇改善なり作業環境の改善なりをやるべきではないかと考へます。これは非常にむずかしい問題ではあります。いろいろな問題との兼ね合いから見てありますけれども、ひとつ厚生省の見解だけをお聞きしたい。

○會根田政府委員 直接私の所管ではございせんが、石炭年金のお話などもございまして、問題は石炭年金の場合、安定補給金という特定財源がございまして、その費用負担の問題が格段ございせんから、問題は費用負担をどうするかということだろかと思つております。ただその前に、今回御審議願つております改正案で相応の改善を図つたつもりでございまして、定額部分を大幅に改善いたしますことは、結局一般的には男子に比べて賃金が低い女子の従業員にとりましては、かなりの改善になつておるはずでございまして、それ以上になつた年金制度に対する需要があるかどうか、これは関係局とも相談をいたしたいと思つておりますけれども、一番の問題は、そういう需要のほかに費用負担をどうするかという点だろかと思ひます。

○小宮委員 それから今回の改正案でわれわれが一番問題にするのは、やはり保険料率の大幅な値上げにあると思つております。だから私は、少なくとも大幅な保険料の値上げはひとつ撤回しなさい、こう主張するものでございましてけれども、しかし社会保険の増進には財政対策は非常に不可欠な

問題であるということは、私も承知しております。しかし今回の値上げは、非常に大幅な値上げになつておるということで、われわれも問題にしておるわけですが、財源対策という問題、今後の問題もありまして、私は大幅な修正でもやるべきだ、こういうふうに考へておりますけれども、政府はこの修正に際する考へがあるかどうか、その点いかがですか。

○田中事務大臣 いろいろ保険料率引き上げについては、御意見があることを私も仄聞をいたしております。私どもとしては、この案というものが当面どうしても必要な保険料率だといふふうに思つて御提案をしてゐるわけでもございまして。しかし国会の御意思というものは、国家最高の機関の御意思でございまして、これを無視したのではどうにもならないわけでもございまして、私どももいたしましては、これでもなお少ないのでございまして、きつと年金局長から御説明があつたと思ひますが、まだ平準保険料よりはるかに下で、これでいいのかと思つていくことでございまして、何とかひとつこれできたいものだと思つております。

○小宮委員 法案の中身についてちよつとまた質問しますけれども、時間もございせんので厚生年金にしばつて若干質問します。

今回の改正案でいわれる加入期間が二十八年で平均報酬月額が十三万六千四百円の場合に、配偶者の加算金六千円を含めて九万三千九十二円、いわゆる九万円年金と言われておるわけですが、実際に九万円年金を受給できる者は大体何%ぐらいですか。

○會根田政府委員 今回の改正後に九万円以上の年金を受ける方々は、新規裁定につきましては全体の大体三六%程度、それから既裁定を含む受給者全体で見ますと一四%、そういう数字でございまして。

○小宮委員 さらに今回の改正で加入期間の上限が三十年から三十五年に引き上げられたわけですが、それでは具体的に二十八年で標準報酬が十三

万六千円の場合は九万円になる、そうした場合に、今度は三十年、三十二年あるいは三十五年の場合、年金額は大体どれくらいになりますか。

○河野(共)政府委員 六十五歳以上の在職老齢年金受給者数でございますが、昭和五十一年度におきまして約四十二万人を予定いたしております。そのうち標準報酬月額十一万円以下のため金額支給となる者は、おおむね六〇%の二十四万人を予定いたしております。それから六十三歳までの在職老齢年金受給者数でございますが、十八万四千九百人を見込んでおります。

○小宮委員 この十一万円というのは、どうして決めたのですか。

○河野(共)政府委員 六十五歳以上の在職老齢年金受給者数でございますが、昭和五十一年度におきまして約四十二万人を予定いたしております。そのうち標準報酬月額十一万円以下のため金額支給となる者は、おおむね六〇%の二十四万人を予定いたしております。それから六十三歳までの在職老齢年金受給者数でございますが、十八万四千九百人を見込んでおります。

○小宮委員 私を知りたいのは、結局いま二十八年で平均報酬月額が十三万六千円だから、たとえば三十年、三十五年の人は、標準報酬月額は幾らで年金は幾らになるのかというのを聞いておるわけです。その十三万六千円を基準にしていま答弁を求めているわけではないのですから……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 今回私ども二十八年の方のケースで十三万六千四百円を想定したものですから、実はそれ以上年数がふえるたびに少しずつ額が変わるものなんです。一応十三万六千四百円という同じ条件の場合ということで申し上げたのでございまして、三十年では九万六千四百二十円になるわけでございますが……。

○小宮委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 今回私ども二十八年の方のケースで十三万六千四百円を想定したものですから、実はそれ以上年数がふえるたびに少しずつ額が変わるものなんです。一応十三万六千四百円という同じ条件の場合ということで申し上げたのでございまして、三十年では九万六千四百二十円になるわけでございますが……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 私を知りたいのは、結局いま二十八年で平均報酬月額が十三万六千円だから、たとえば三十年、三十五年の人は、標準報酬月額は幾らで年金は幾らになるのかというのを聞いておるわけです。その十三万六千円を基準にしていま答弁を求めているわけではないのですから……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 今回私ども二十八年の方のケースで十三万六千四百円を想定したものですから、実はそれ以上年数がふえるたびに少しずつ額が変わるものなんです。一応十三万六千四百円という同じ条件の場合ということで申し上げたのでございまして、三十年では九万六千四百二十円になるわけでございますが……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 私を知りたいのは、結局いま二十八年で平均報酬月額が十三万六千円だから、たとえば三十年、三十五年の人は、標準報酬月額は幾らで年金は幾らになるのかというのを聞いておるわけです。その十三万六千円を基準にしていま答弁を求めているわけではないのですから……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 今回私ども二十八年の方のケースで十三万六千四百円を想定したものですから、実はそれ以上年数がふえるたびに少しずつ額が変わるものなんです。一応十三万六千四百円という同じ条件の場合ということで申し上げたのでございまして、三十年では九万六千四百二十円になるわけでございますが……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 私を知りたいのは、結局いま二十八年で平均報酬月額が十三万六千円だから、たとえば三十年、三十五年の人は、標準報酬月額は幾らで年金は幾らになるのかというのを聞いておるわけです。その十三万六千円を基準にしていま答弁を求めているわけではないのですから……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

○小宮委員 今回私ども二十八年の方のケースで十三万六千四百円を想定したものですから、実はそれ以上年数がふえるたびに少しずつ額が変わるものなんです。一応十三万六千四百円という同じ条件の場合ということで申し上げたのでございまして、三十年では九万六千四百二十円になるわけでございますが……。

○小宮委員 わかつていないならいいです。それから、既裁定年金受給者の平均受給額は幾らですか。

○河野(共)政府委員 先生御指摘になりましたのは、関係審議会の要求がございまして、一つの試算として提出した資料でございまして、一つの試算の面からこれだけ余裕があるから絶対レベルをこれだけ上げるといふのはやはり問題ではないのか。本来的に必要な年金のレベルというのはいく

○小宮委員 どうもあいまいではつきりしませんけれども、もう時間がございませぬから先に進みます。

金制度が、現に就労しておつて賃金を得ておる人にすべて一〇〇%の年金を出すということは、やはり年金制度の財源配分の問題として問題でございますので、何らかの支給制は必要であらう、そういうことが現在の在職老齢年金制度の趣旨と理解しております。

○小宮委員 時間がなくなりますから先に進みます。

今回の改正に伴つて厚生年金の保険料も大幅に引き上げられ、同時に、保険料算定の基礎となる標準報酬の上限も、現行の二十万から三十二万に、下限も二万から三万に引き上げられたわけですが、標準報酬が二十五万の人、三十二万の人で、従来よりは保険料が毎月だけふえることになるのか、教えてください。

○會根田政府委員 いま先生のお尋ねの点と少し数字が違うのですが、手元にある数字で二十万、二十六万、三十二万、それぞれの人について言いますと、現行では二十万の人が七千六百円、それが改正案では九千四百円、これは男子の場合であります。二十六万の方、これは現行は全部一緒でございますが、改正案では一万二千二百二十円、それから三十万未満の方、これは改正案では一万五千四百円でございます。

○小宮委員 かなり高くなりますね。われわれも財政が現在赤字であれば、当然収入の多い人はそれに応じて負担してもらうというその精神は理解します。しかしながら、先ほども申し上げたように、三十万の人は二倍になるわけですから、非常に大幅値上げということになっております。そういった意味で、先ほどから大幅値上げについては再考しなさい、撤回しなさいと言つておるわけですが、それは先ほどの質問で大体済んでおりますので、これはやめます。

それから、厚生省は福祉向上のため、厚生、国民年金等の公的年金のうち、毎年増加する積立金の三分の一は還元融資として住宅とか保育所とか老人ホームの建設に融資されておりますね。この年金還元融資額の割合を二分の一に拡大をするという方針を厚生省は打ち出しておるようですが、これは五十二年度から実施されるのかどうか、その点ひとつ明らかにしてください。

○會根田政府委員 その件につきまして、厚生省としてはそのような方針を現段階で固めたというところはないですね。一部新聞でそのような趣旨の報道があったことは事実でございますけれども、ただ近い将来、恐らくは年金の給付費が相当増加してまいりますから、この還元融資率というものの伸び率が相対的に鈍化するということが当然予想されるわけですね。そうした場合に、やはり現行の三分の一というところでは十分対処できないというところも十分考えられますから、将来の問題として、そういうことは考えなければいかぬだろうというふうなことが関係審議会でも議論されておりますし、私どもも、そのような事態になれば、資金需要等も勘案して、そういう折衝をいたさなければならぬというふうな考えでおります。

○小宮委員 時間も参りましたので最後に一点だけ……

厚生年金とか国民年金、船員保険等による老齢年金及び通算老齢年金は、現行制度では高齢者年金特別控除制度によつて、六十五歳以上の高齢者が受ける公的年金に対しては七十八万円までが非課税となつておることは御案内のとおりです。しかし年金は、老後の生活保障の中心となつておりますので、この税金については、私は、やはり六十五歳以上のの人たちに対しては非課税とすべきであるというふうな考えですが、いかがでしょうか。かといふことと、特に無拠出の老齢福祉年金あたりは、やはりぜひひとつ非課税にしてみたいというように考えますが、いかがでしょうか。非課税にすることが非常に無理というふうな問題もあることもまあ承知するわけですが、この七十八万円の限度額を少なくとも百万円ぐらいまで引き上げてもらいたいというのを強く要望します。が、ひとつ御答弁を願います。

○會根田政府委員 この非課税問題がむずかしくても、現在の控除限度額を大幅に引き上げたいというところで関係方面とも折衝したのでございますが、今年度は減税見送りに伴う各種控除額の据え置きということもございまして、七十八万円の限度額も含めまして見送りになったのは、私どもとしては、大変残念でございます。今後ともこの点は努力してまいります。

○小宮委員 もう時間もございませんで、これで私の質問を終わります。

○山下(徳)委員長代理 次回は、明十三日木曜日、午前九時四十五分理事会、十時委員会を開会

いうことで関係方面とも折衝したのでございますが、今年度は減税見送りに伴う各種控除額の据え置きということもございまして、七十八万円の限度額も含めまして見送りになったのは、私どもとしては、大変残念でございます。今後ともこの点は努力してまいります。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第八級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第七級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満

することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十三分散会

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一八級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第一九級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二〇級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二一級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第二二級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二九、〇〇〇円未満
第二三級	一三四、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二四級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二五級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二六級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二七級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二八級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二九級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第三一級	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第三二級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第三三級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三四級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三五級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三六級	三三〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円以上

第三十四条第一項第一号中「千円」を「千六百五十円」に改め、同条第三項中「三百六十」を「四百二十」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第三十五条中「裁定する場合」の下に「又は保険給付の額を改定する場合」を加え、「五十銭」を「五十円」に、「二円」を「百円」に改める。

第三十八条第二項中「加給年金額」の下に

「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を加え、「行なわぬ」を「行わない」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払う

べき年金たる保険給付があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第四十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条第三項及び第四十六条の三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第十一級から第十四級まで」を「第十二級から第十六級まで」に、「第十五級から第十八級まで」を「第十七級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第四十六条の七第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

第四十九条第二項中「さらに」を「更に」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第五十条第一項第三号及び第六十条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 遺族年金の受給権者である妻が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の遺族年金の額に当該各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について恩給

法による扶助料その他遺族年金に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるとき 三万六千円（その子が二人以上あるときは六万六千円）

二 六十歳以上であるとき（前号に該当するときは除く） 二万四千円

2 前項の加算を開始すべき事由、同項の加算の額を変更すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給される」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十二」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第四百三十七条第二項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給される」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三条、第五十四条第二項、第五十九条の二及び第六十二条の二」に改め、「加給年金額」の下に「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を加え、「二十八万八千円」から当該従前の例による年金たる保険給付の額（従

前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。を控除して得た額」を「七万二千元」と、第五十三条及び第五十四条第二項中「別表第一」とあるのは「旧法別表第一」に改める。附則第二十八條の第三第二項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ七第二項中「掲グル額ニ相当スル額」の下に「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を加え、同条第四項中「額トス」ヲ除ク。を「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除ク。に、同条第三号」を「第五十條第三号」に改める。

第二十四条ノ二中「五十銭」を「五十円」に、「二円」を「二百円」に改める。

第二十四条ノ三の次に次の一条を加える。

第二十四條ノ四 年金タル保險給付ヲ受クル權利有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保險給付ヲ受クル權利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保險給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債權(以下返還金債權ト稱ス)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保險給付アルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保險給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債權ノ金額ニ充當スルコトヲ得

第三十四條第四項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十五條第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「二万六千円」を「二万六千四百円」に、「十二万円」を「二十九万七千円」に改める。

第三十六條第一項中「二万八千八百円」を

「七万二千元」に、「九千六百円」を「二万四千円」に、「二万九千二百円」を「四万八千円」に改める。

第三十八條第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保險者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條第三項及び第三十九條ノ二第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第九級乃至第十二級」を「第十級乃至第十四級」に、「第十三級乃至第十六級」を「第十五級乃至第十八級」に改め、同項の次のただし書を加える。

但シ六十五歳以上ノ被保險者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級第一級乃至第十八級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條ノ五第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

第四十一條第一項第一号中「十二万円」を「十九万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

其ノ者ガ同一ノ事由ニ因リ恩給法ニ依ル扶助料其ノ他遺族年金ニ相當スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル子アルトキ 三万六千円(其ノ子二人以上アルトキハ六万四千元)

二 六十歳以上ナルトキ(前号ニ該當スルトキヲ除ク) 二万四千元

第五十八條第一項中「第三十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金、第三十九條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齡年金」を「被保險者タル間ニ支給セララル老齡年金又ハ通算老齡年金」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百八十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百六十二」を「千分ノ百七十六」に改め、同項第四号中「千分ノ九十五」を「千分ノ百九」に改める。

第六十條第一項第一号中「千分ノ八十二」を「千分ノ八十九」に改め、同項第二号中「千分ノ七十六・五」を「千分ノ八十三・五」に改める。

別表第三ノ二中「九、六〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「千円」を「千六百五十円」に改め、同条第四項第一号中「千円」を「千六百五十円」に、「三十六万円」を「六十九万三千円」に「こえる」を「超える」に改める。

附則第十七條第二項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「この法律による改正後の」を削り、「額トス」ヲ除ク。を「額」ヲ、第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相當スル額ヲ夫々除ク。に、同条第三号」を「第五十條第三号」に、「二十九万七千六百円」ヨリ当該従前ノ例ニ依ル年金タル保險給付ノ額(加給金又ハ増額金ノ額ヲ除ク)ヲ控除シタル額」を「八万六千四百円」に改める。

(国民年金法の一部改正) 第五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「裁定する場合」の下に「又は年金給付の額を改定する場合」を加え、「二円未満の端数が生じたときは、これを二円」を「五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円」に改める。

第二十七條第一項中「八百円」を「千三百円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第三十八條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十三條中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

三年以上一
一五年以上

五年未満	一七、〇〇〇円
二〇年未満	二一、〇〇〇円
を	三年以

上二〇年未満 二一、〇〇〇円 に改め、同

条第二項中「第八十七条の二第二項」を「死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項に、「同項に定める額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に就いてそれぞれ同項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額」を「同項に定める額に八千五百円を加算した額」に改める。

第五十八条中「二十一万六千円」を「二十四万三千六百円」に、「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第六十二条中「十八万七千二百円」を「二十一万二千二百円」に改める。

第六十三条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「三百円」を「五百円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第八十五条第一項第一号を次のように改める。

一 当該年度において給付に要する費用（第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用並びに第二号、第四号及び次項に規定する費用を除く。）の総額の三分の一に相当する額

第八十五条第一項第二号中「（次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間の月数を三で除して得た数

ロ 当該保険料納付済期間の月数と当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数とを合算した数

第八十五条第一項第三号イ中「掲げる額」の下に「の三分の二に相当する額」を加え、同号ロ中「四分の三」を「二分の一」に改め、同号ハ中「乗じて得た額」の下に「の四分の三に相当する額」を加え、同項第四号中「老齢福祉年金」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金及び老齢福祉年金」に、「第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項」を「及び第五十二条の四第一項」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「二千二百円」に改める。

第九十三条第五項中「前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法」を削る。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「三十六万円」を「五十八万五千円」に、「二十八万八千円」を「四十六万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・三九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	六・二五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	六・一七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	五・一〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・七二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・二六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・九一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	三・六〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・八九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・八一
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	二・四九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・九〇
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	一・六五
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	一・一七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	
昭和六十三年四月から昭和六十四年三月まで	
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで	
昭和六十五年四月から昭和六十六年三月まで	
昭和六十六年四月から昭和六十七年三月まで	
昭和六十七年四月から昭和六十八年三月まで	
昭和六十八年四月から昭和六十九年三月まで	
昭和六十九年四月から昭和七十年三月まで	
昭和七十年四月から昭和七十年三月まで	

を「四十八万二千四百円」に改め、同条第四項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第五項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十条第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	六・二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	五・九六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	五・七九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	五・四〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・五七

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・六六
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	三・三二
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・七四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	二・二九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・八三
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	一・六五
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	一・一八

附則第十條第二項中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和五十一年八月一日」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同條第三項中「昭和四十六年九月三十日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「八百円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千九百五十円」に改める。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 国民年金法第八十五條第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額並びに当該年度において国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六條第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の十二分の一に相当する額及び当該年度において同法附則第十二條第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち六百五十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の六分の一に相

当する額」とする。

附則第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

附則第二十條第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。

附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五十年度」に、「こえ」を「超え」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

附則別表を削る。

附則別表を削る。

附則別表を削る。

附則別表を削る。

附則別表を削る。

附則別表を削る。

第四條中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「一万八千円」を「二万三百円」に改める。

第十八條中「四千円」を「五千円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 遺族年金（第五十八條―第六十八條の二）」を「第四節 遺族年金（第五十八條―第六十八條の二） 通算遺族年金（第六十八條の三―第六十八條の六）」に改める。

第三十二條中「左の」を「次の」に改め、第五號を第六號とし、第四號の次に次の一號を加える。

五 通算遺族年金

第三十七條第二項中「遺族年金の受給権者」を「遺族年金又は通算遺族年金の受給権者」に、「当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子」を「その者と生計を同じくしていた被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族年金又は通算遺族年金の支給の停止が解除されたもの」に改める。

第三十八條第二項中「限度において、」の下に「当該遺族年金と支給事由を異にする」を加える。

第四十七條第三項を次のように改める。

3 障害年金は、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日の属する月前の通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月未満である者には、支給しない。

第四十七條に次の一項を加える。

4 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、第七條並びに第九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十一條第一項中「月以後における」を「月後における」に改める。

第五十五條第三項中「第四十七條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十八條中「左の」を「次の」に改め、同條第二號及び第三號中「被保険者期間」を「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間」に改め、同條に次の一項を加える。

2 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、第七條並びに第九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 遺族年金（第五十八條第一項第一號に該当することにより支給する遺族年金を除く。）は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

ただし、当該共済組合が支給する遺族年金が政令で定めるものである場合において、遺族年金の額が当該共済組合が支給する遺族年金の額を超えるときは、その受給権者の請求により、その超える額に相当する部分の支給の停止は行わない。

第六十八條の二第一號中「第五十八條第二號」を「第五十八條第一項第二號」に改め、同條第二號中「第五十八條第三號」を「第五十八條第一項第三號」に改め、同條第三號中「第五十八條第四號」を「第五十八條第一項第四號」に改める。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 通算遺族年金

（受給権者）

第六十八條の三 通算遺族年金は、被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けらるに必要な被保険者期間を満たしていない者で、第四十六條の三第一項第一号イからニまでのいずれかに該当するものが死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

（年金額）

いては、この法律による通算遺族年金とみな

を「第五十条第一項第二号」に、「第五十条第三号」を「同項第三号」に改め、「限度ニ於テ」

「前条第二項第四号」に改める。

第五十条ノ八ノ四 通算遺族年金ハ其ノ支給ヲ
受クベキ者ガ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組

職セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ又ハ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)ニ依ル遺族年金ヲ受クルトキハ其ノ間其ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ八ノ五 第五十条ノ四、第五十条ノ五及第五十条ノ七並ニ通算年金通則法第四條乃至第十條ノ規定ハ通算遺族年金ニ付之ヲ準用ス

第三款 葬祭料

第五十一条第二項中「又ハ葬祭料」を「通算遺族年金又ハ葬祭料」に改め、「又ハ遺族年金」の下に「若ハ通算遺族年金」を加える。

第五十二条中「遺族年金」の下に「通算遺族年金」を加える。

第五十七条中「又ハ遺族年金」を「遺族年金又ハ通算遺族年金」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第七條第二項第五号中「死亡を支給事由とする給付」の下に「(通算遺族年金を除く。)」を加える。

第十八條の三中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第三十条第一項中「はじめて」を「初めて」に、「なおつた」を「治つた」に改め、同項第一号中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、ハを次のように改める。

ハ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同月までの一年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

第三十条第一項第二号中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、第七條並びに第九條第一項の規定は、第一項

の場合に準用する。

第三十二条第二項中「さらに」を「更に」に改め、「第三十六条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十三条第一項中「廃疾認定日」を「初診日」に改め、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 初診日の属する月の前月までの間に保険料納付済期間及び保険料免除期間がない者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、三十九万六千円とする。

第三十六条第一項中「傷病」を「傷病による廃疾」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害年金は、その受給権者が当該傷病による廃疾について、第七條第二項第四号に規定する給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。ただし、障害年金の額が当該給付の額を超えるときは、その超える額に相当する部分については、この限りでない。

第四十一条第二項中「相当する部分」の下に「(当該公的年金給付の額が母子年金の額の三分の一に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額に相当する部分)」を加える。

第四十二条第一号ハを次のように改める。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同月までの一年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

第四十二条に次の一項を加える。

2 通算年金通則法第六條第一項及び第三項、第七條並びに第九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条第一項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に改め、同項第一号中「廃疾

認定日」を「初診日」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「初診日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に改める。

第五十六条の二第一項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

第七十六条中「第三十条」を「第三十条第一項及び第二項」に、「第四十二条及び」を「第四十二条第一項並びに」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「こえない」を「超えない」に、「あらわした」を「表した」に改める。

第七十九条の二第七項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第七十九条の三第一項中「廃疾認定日において七十歳未満」を「初診日において七十歳未満」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「傷病に係る廃疾認定日」を「傷病に係る初診日」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「その廃疾認定日において」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日において」に改め、同条第三項中「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「はじめて」を「初めて」に改め、同条第四項中「さらに」を「更に」に改め、同条第四項中「さらに」を「更に」に、「廃疾認定日の前日」を「初診日の前日」に、「その廃疾認定日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「その初診日」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)
第十三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

正する。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者であつて、それぞれ当該各号に規定する年齢に達していないものは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)により別表第一に定める程度の廃疾の状態にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。))にあつては、その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により同表に定める程度の廃疾の状態にあるとき)は、同項の老齢年金の支給を請求することができない。ただし、その者がその請求の日において被保険者であるときは、この限りでない。

第四十二条第四項中「前項」を「前二項」に改める。

第四十三条第五項中「前条第四項の規定によつて」を「前条第三項の規定によつて」に改める。

第四十六条第二項中「規定によつて」を「請求によつて」に改め、同条第三項中「第四十二条第四項の規定によつて」を「第四十二条第三項の請求によつて」に改める。

第四十六条の七第二項中「第四十六条の三第三項の規定によつて」を「第四十六条の三第二項の請求によつて」に改める。

第四十七条第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「その傷病に係る初診日」に、「三年」を「一年六月」に、「その傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日」を「その傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。))があるときは、その日とし、以下「廃疾認定日」という。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 被保険者であつた間に疾病にかかり、又は

負傷した者であつて、廃疾認定日において別表第一に定める程度の廃疾の状態になつたものが、初診日から起算して五年を経過する日までの間に於いて、その傷病により同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害年金の支給を請求することができる。

第四十七條第三項中「当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「当該傷病に係る初診日」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害年金を支給する。

第五十四條の二第一項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾につき第四十七條の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について、」を「傷病による廃疾について、」に、「同条」を「第四十七條」に改め、同条第二項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に、「当該傷病につき」を「当該傷病による廃疾について」に改め、同条第三項及び第四項中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に改める。

第五十五條第一項中「その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日」を「その傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間に於けるその傷病の治つた日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十七條第三項及び第四項」を「第四十七條第四項及び第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十八條第一項第三号中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日」を「傷病に係る

初診日」に、「三年」を「五年」に改め、「その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合において、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日」を削る。

第六十八條の二中「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病」を「傷病」に改める。

第十四條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十條ノ二中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第三十四條第三項を次のように改める。

第一項ノ各号ノ一ニ該当スル者ニシテ五十五歳未満ナルモノハ疾病又ハ負傷及之ニ因リテノ廢疾ノ状態ニ在ルトキ(其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテノ廢疾ノ治療ガ治癒セザル場合ニ在リテハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテノ廢疾ニ付醫師又ハ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ一年六月ヲ経過シタル日以後ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテノ廢疾ノ状態ニ在ルトキ)ハ同項ノ老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ者ガ其ノ請求ノ日ニ於テ被保險者タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條第五項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項中「第四十條第四項」を「第四十條第五項」に改める。

第三十八條第二項中「規定ニ依リ」を「請求ニ依リ」に改め、同条第三項中「第三十四條第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四條第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十八條ノ二第二項中「第三十四條第五項ノ規定ニ依リ」を「第三十四條第四項ノ請求ニ依リ」に改める。

第三十九條ノ五第二項中「第三十九條ノ二第三項ノ規定ニ依リ」を「第三十九條ノ二第二項ノ請求ニ依リ」に改める。

第四十條第一項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日

(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ依リテハ醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)を「醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「一年六月」に改め、同条第三項中「療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ依リテハ醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)を「醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

被保險者タリシ間ニ發シタル職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リテ發シタル疾病ニ付醫師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ一年六月ヲ経過シタル日ニ於テ別表第四下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ラザル者ガ其ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ五年ヲ経過スル日迄ノ間ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ發シタル疾病ニ因リテ同表下欄ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

第十六條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十八條ノ三中「第六十四條の三第一項及び第二項」を「第六十四條の三第一項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第六十一條第一項中「義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に於ては、その在学する間を含む。以下同じ。)」を「十八歳未満」に改める。

第六十三條第二項中「第三十九條第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を削る。

第六十四條第一項中「第四十條第一項」を「第四十條」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

第六十四條の三第一項中「準母子状態」を「第四十一條の二第一項に規定する準母子状態」に、「第四十一條の二第二項」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十六條第四項中「義務教育終了後」を「十八歳以上」に改め、「十五歳に達した日の属する学年の末日以後をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を除く。以下同じ。)」を削る。

第七十九條の四第一項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第七十九條の五中「第六十四條の三第二項」を「第四十一條の二第一項」に、「同条第一項」を「第六十四條の三第一項」に改める。

第八十二條第三項中「義務教育終了前」を「十八歳未満」に改める。

第八十二條の二第二項中「こえる」を「超える」に、「こえて」を「超えて」に、「第六十四條の三第二項」を「第四十一條の二第一項」に、「第四十一條の二第二項」を「同項」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)
第十七条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。)」を「十八歳未満」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。))附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第二十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。並びに次条から附則第五条まで、附則第二十四條から附則第二十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定 昭和五十一年八月一日

二 第五条の規定(国民年金法第十七條、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條、第五十二條の四、第七十七條第一項第一号、第八十五條及び第九十三條の改正規定に限る。)、第六條の規定、第七條の規定(前号に規定する改正規定を除く。))及び附則第六條第一項の規定 昭和五十一年九月一日

三 第五条の規定(前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。))並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十一條までの規定 昭和五十一年十月一日

四 第十條から第十二條まで、附則第十二條から附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中国国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第八條の規定昭和五十一年四月一日

六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一條から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十三年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の厚生年金法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十一年八月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。))のうち、同年七月の標準報酬月額が二万八千円以下である者又は二十万円である者(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。))の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額(その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額)を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

ら附則第二十條まで及び附則第二十八條から附則第三十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中国国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第八條の規定昭和五十一年四月一日

六 第十三條から第十五條まで及び附則第二十一條から附則第二十三條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十六條及び第十七條の規定 昭和五十三年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の厚生年金法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三条 昭和五十一年八月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。))のうち、同年七月の標準報酬月額が二万八千円以下である者又は二十万円である者(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。))の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額(その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額)を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十一年八月及び九月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が三万円未満である厚生年金保険法の第四種被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、三万円とする。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)
第四条 昭和五十一年七月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第五条 船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者について準用する。

(第五条の規定の施行に伴う経過措置等)
第六条 昭和五十一年八月以前の月分の国民年金

第六十一條第一項

第六十三條第三項第二号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)

第六十三條第三項第三号(第六十四條の四において準用する場合を含む。)

第六十四條の三第二項(第七十九條の五及び第八十二條の二第二項において引用する場合を含む。)

第六十六條第四項

第七十九條の四第一項

第八十二條第三項

2 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有しない者について、同年十月一日前に前項の規定が適用されていたとするならば、その者が前日まで引き続き母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に

法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。))の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第七条 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

子であつて、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか

子であつて、昭和三十一年四月一日以前に生まれた子が義務教育終了前

状態にある子 状態にある昭和三十一年四月一日以前に生まれた子

弟妹は、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか

義務教育終了後 昭和三十五年四月一日以前に生まれた義務教育終了後

子であつて、昭和三十一年四月一日以後に生まれたか

子であつて、昭和三十一年四月二日以後に生まれたか

3 昭和五十一年九月三十日において母子福祉年金又は準母子福祉年金を受ける権利を有する者について、同年十月一日前に第一項の規定が適

用されていたとするならば、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の加算の対象となる者が同日まで引き続きあることとなるときは、その加算の対象となる者の数に応じて、同月からその母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

第八条 昭和五十三年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第五条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「二千二百円」とあるのは、「二千五百円（昭和五十二年四月において厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十年年度の同条第一項の規定する物価指数に対する昭和五十年年度の同項に規定する物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

2 国民年金法第八十七条第三項に定める保険料の額は、昭和五十四年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

（第八条の規定の施行に伴う経過措置等）
第九条 昭和五十一年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

第十条 昭和五十三年三月三十一日までの間においては、児童扶養手当法第三条第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により児童扶養手当法第三条第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項

又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

（第九条の規定の施行に伴う経過措置）
第十一条 昭和五十一年九月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

（第十条の規定の施行に伴う経過措置等）
第十二条 第十条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十五條の規定は、第十条の規定の施行の日の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第十三条 第十条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十七條及び第五十五條の規定は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき第十条の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第七條第一項に規定する者は、厚生年金保険法第六十八條の三の規定の適用については、同法第四十六條の三第一項第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項に規定する者が死亡したときは、厚生年金保険法第六十八條の三の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。

（第十一条の規定の施行に伴う経過措置等）
第十五条 第十一条の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ二の規定は、第十一条の規定の施行の日の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

たことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

第十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十三條第一項に規定する者は、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定の適用については、同法第三十九條ノ二第一項第一号に該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四條第一項に規定する者が死亡したときは、船員保険法第五十條ノ八ノ二の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。

第十八条 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者で、船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十七條第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するものが死亡した場合において、その者の遺族が船員保険法による通算遺族年金を受ける権利を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、船員保険法による通算遺族年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例遺族年金は、船員保険法（第五十條ノ八ノ二及び第五十條ノ八ノ三を除く。）の規定及び通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第四條第二項の規定の適用については、船員保険法による通算遺族年金とみなす。

病につき第十二條の規定の施行前に医師又は歯科医師の診療を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同条の規定の施行後も、なお、その効力を有する。

（第十三條の規定の施行に伴う経過措置）
第二十一条 第十三條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七條第一項の規定が第十三條の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されていたとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

（第十四條の規定の施行に伴う経過措置）
第二十二条 第十四條の規定による改正後の船員保険法第四十條第一項の規定が第十四條の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されていたとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。

（第十五條の規定の施行に伴う経過措置）
第二十三条 第十五條の規定による改正後の国民年金法の規定が同条の規定の施行の日の一年六月前の日から適用されていたとするならば、同条の規定の施行の日前に同法第三十條又は第五十六條の障害年金を受ける権利を取得して引き続き同日までその権利を有することとなる者には、同日の属する月から当該障害年金を支給する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一級から第二十級までの等級である間を除く。』を加え、『第十八級』を『第二十級』に改め、『六十五歳以上であるときは』の下に、『その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間』を加え、『限る』を『限り支給を停止する』に改める。

第十九条の三第一項中「被保険者である間」の下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級である間を除く。』を加え、『第十六級』を『第十八級』に改め、『六十五歳以上』の下に『その者の標準報酬の等級が第一級から第十八級までの等級以外の等級である者』を加え、同条第二項中「被保険者である間」の下に「(六十五歳以上でその者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間を除く。』を加え、『第十八級』を『第二十級』に改め、『六十五歳以上』の下に『その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である者』を加える。

第二十五条の二及び第二十六条中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二十六条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第十八級」を「第二十級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十六級」を「第十八級」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第二十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項ただし書中「同法第五十条ノ三」の下に「及び第五十条ノ三ノ二」を加える。

附則第九項中「第五十条ノ六第一号」を「第五十条ノ八第一号」に改める。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十八条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「この法律による改正後の」を削り、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

附則第十六条第一項ただし書中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に、「第五十条第三項」を「同項第三号」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一条 法律第九十二号の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第三十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十八条第一号」を「第五十八条第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条の二第一項中「第五十八条第一号」を「第五十八条第一項第一号」に改める。

第四条第一項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十二條中「第五十八条第一号」を「第五十八条第一項第一号」に改める。

第二十三條第一項中「第五十条第二号」を「第五十条第一項第二号」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四條中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十五條第一項中「基く」を「基づく」に、「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第二十七條第一項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十八条第二号」を「第五十八条第一項第二号」に、「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金の調整)
第二十七條の二 第二條第一項若しくは第三條の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは

くは第三号に規定する期間を満たしたものが死亡したときは、その者の遺族に対しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算遺族年金は、支給しない。

第三十一條中「第五十条第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)
第三十三條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第五号中「死亡を支給事由とする給付」の下に「(通算遺族年金を除く。』を加える。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十四條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和三十一年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち最近の」に改める。

附則第十九條第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和三十一年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち最近の」に改める。

附則第十九條第一項中「同日以後」を「同日から昭和五十一年七月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和三十一年十月一日以後」を「昭和三十一年十月一日から昭和五十一年七月三十一日まで」に、「同日前及び同日以後」を「同日まで」に、「被保険者であつた期間のうち最近の」を「昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち最近の」に改める。

(厚生年金保険法による平均標準報酬月額計算の特例)
第三十五條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号。以下「法律第七十八号」という。) 附則第四條第一項又は第二項に規定する者のうち、第

二号に規定する被保険者であつた期間がある者の厚生年金保険法による平均標準報酬月額（同法第七十条第一項及び第三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）は、同法第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額をその者の厚生年金保険の被保険者期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日（同日前に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるものにあつては、同日前の厚生省令で定める日とし、以下この条において「基準日」という。）前の厚生年金保険の被保険者であつた期間（法律第七十八号附則第四条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬額の計算の基礎とされない期間を除く。）の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額（その月が法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。）を平均した額に基準日前の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 基準日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額に基準日以後の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

（船員保険法による平均標準報酬月額の計算の特例）
第三十六条 法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定する被保険者であつた期間がある者の船員保険法による平均標準報酬月額（同法第四十七条に規定する平均報酬月額を除く。）は、同法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額をその者の船員保険の被保険者であつた全期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日（同日前に船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるものにあつては、同日前の厚生省令で定める日とし、以下この条において「基準日」という。）前の被保険者であつた期間（法律第七十八号附則第十九条第一項又は第二項の規定により平均標準報酬月額の計算の基礎とされない期間を除く。）の各月の標準報酬月額（その月が法律第九十二号附則第十条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。次号において同じ。）を平均した額に基準日前の船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

二 基準日以後の船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額を平均した額に当該被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

理由

最近における社会経済情勢と人口構造の老齢化傾向とにかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、給付額を引き上げるほか、被保険者である間に支給する老齢年金の支給制限の緩和、障害年金及び遺族年金の通算制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年五月二十七日印刷

昭和五十一年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者大蔵省印刷局

Z